

企業法

目次

第一章 総則	8
第1条 調整範囲	8
第2条 適用対象	8
第3条 企業法及び各専門的法律の適用	8
第4条 用語の解釈	8
第5条 企業及び企業所有者に対する国家の保障	10
第6条 企業における政治組織及び政治 - 社会組織	11
第7条 企業の権利	11
第8条 企業の義務	11
第9条 各公益製品, 役務を供給する企業の権利及び義務	12
第10条 社会企業の指標, 権利及び義務	12
第11条 企業の資料保管制度	13
第12条 企業の管理者に関する情報の変更の報告	14
第13条 企業の法定代表者	14
第14条 企業の法定代表者の責任	15
第15条 組織である所有者, 社員, 株主の委任代表者	15
第16条 組織である所有者, 社員, 株主の委任代表者の責任	16
第17条 厳禁される各行為	16
第二章 企業の設立	17
第18条 企業の設立, 出資, 株式の購入, 持分の購入及び管理の権利 ..	17
第19条 企業登記前の契約	18
第20条 私人企業の企業登記書類	18
第21条 合名会社の企業登記書類	18
第22条 有限責任会社の企業登記書類	19
第23条 株式会社の企業登記書類	19
第24条 企業登記申請書の内容	19
第25条 会社の定款	20
第26条 有限責任会社, 合名会社の社員名簿, 株式会社の発起株主名簿	21
第27条 企業登記の手順, 手続	21
第28条 企業登記証明書の発給	22
第29条 企業登記証明書の内容	22

第 30 条	企業コード	22
第 31 条	企業登記証明書の内容変更登記	22
第 32 条	企業登記の内容の変更通知	23
第 33 条	企業登記の内容の公示	24
第 34 条	企業登記の内容に関する情報の提供	24
第 35 条	出資財産	25
第 36 条	出資財産の所有権の移転	25
第 37 条	出資財産の評価	25
第 38 条	企業の名称	26
第 39 条	企業の名称選択における禁止事項	26
第 40 条	企業の外国語による名称及び企業の略称	27
第 41 条	支店、駐在事務所及び経営拠点の名称	27
第 42 条	重複する名称、混同を生じさせる名称	27
第 43 条	企業の本店	28
第 44 条	企業の印章	28
第 45 条	企業の支店、駐在事務所及び経営拠点	28
第 46 条	企業の支店、駐在事務所の開設	29
第三章	有限責任会社	29
第一節	二人以上社員有限責任会社	29
第 47 条	二人以上社員有限責任会社	29
第 48 条	会社の設立出資の履行及び持分証明書の発行	30
第 49 条	社員登録簿	31
第 50 条	社員の権利	31
第 51 条	社員の義務	32
第 52 条	持分の買取り	32
第 53 条	持分の譲渡	33
第 54 条	いくつかの特別な場合における持分の処理	33
第 55 条	会社の管理組織機構	34
第 56 条	社員総会	34
第 57 条	社員総会の会長	35
第 58 条	社員総会の招集	36
第 59 条	社員総会の会合の実施要件及び方式	37
第 60 条	社員総会の決議	38
第 61 条	社員総会の会合の議事録	38
第 62 条	書面による意見聴取の形式による社員総会の決議の採択手続 ..	39
第 63 条	社員総会の決議の効力	40

第 64 条	社長，総社長	40
第 65 条	社長，総社長に就任する資格及び条件	40
第 66 条	社員総会の会長，社長，総社長及びその他の管理者の報酬，給 与及び賞与	41
第 67 条	社員総会の承認が必要な契約，取引	41
第 68 条	定款資本の変更	42
第 69 条	利益分配の条件	42
第 70 条	払い戻した持分又は分配した利益の回収	42
第 71 条	社員総会の会長，社長，総社長，法定代表者，監査役及びその 他の管理者の責任	43
第 72 条	管理者に対する訴えの提起	43
第二節	一人社員有限責任会社	44
第 73 条	一人社員有限責任会社	44
第 74 条	会社の設立出資の履行	44
第 75 条	会社所有者の権利	44
第 76 条	会社所有者の義務	45
第 77 条	いくつかの特別な場合における会社所有者の権利の行使	46
第 78 条	組織により所有される一人社員有限責任会社の管理組織機構 ..	46
第 79 条	社員総会	47
第 80 条	会社の会長	47
第 81 条	社長，総社長	48
第 82 条	監査役	49
第 83 条	社員総会の構成員，会社の会長，社長，総社長及び監査役の責 任	49
第 84 条	会社の管理者及び監査役の報酬，給与及びその他の利益	50
第 85 条	個人により所有される一人社員有限責任会社の管理組織機構 ..	50
第 86 条	会社と関係者との契約，取引	50
第 87 条	定款資本の変更	51
第四章	国営企業	51
第 88 条	国営企業に対する規定の適用	51
第 89 条	管理組織機構	52
第 90 条	社員総会	52
第 91 条	社員総会の権限及び義務	52
第 92 条	社員総会の構成員の資格及び条件	52
第 93 条	社員総会の構成員の免任，解職	53
第 94 条	社員総会の会長	53

第 95 条	社員総会のその他の構成員の権限及び義務	54
第 96 条	社員総会の会長と各構成員の責任	54
第 97 条	社員総会の業務制度、会合の実施要件と方式	54
第 98 条	会社の会長	56
第 99 条	社長、総社長	57
第 100 条	社長、総社長の資格、条件	58
第 101 条	社長、総社長、その他会社を管理する立場の者の免任、解職	58
第 102 条	監査役会	59
第 103 条	監査役の資格及び条件	59
第 104 条	監査役会及び監査役の権限	60
第 105 条	監査役会及び監査役の業務制度	60
第 106 条	監査役の責任	61
第 107 条	監査役の免任、解職	61
第 108 条	定期的な情報公表	62
第 109 条	臨時の情報公表	63
第五章	株式会社	63
第 110 条	株式会社	63
第 111 条	株式会社の資本	64
第 112 条	企業登記の際に購入登録がされた株式の払込み	64
第 113 条	各種の株式	65
第 114 条	普通株主の権利	66
第 115 条	普通株主の義務	67
第 116 条	議決権優先株式及び議決権優先株主の権利	68
第 117 条	配当優先株式及び配当優先株主の権利	68
第 118 条	償還優先株式及び償還優先株主の権利	68
第 119 条	発起株主の普通株式	68
第 120 条	株券	69
第 121 条	株主登録簿	70
第 122 条	株式の引受募集	70
第 123 条	株式の個別引受募集	71
第 124 条	現在の株主に対する株式の引受募集	71
第 125 条	株式の発行	72
第 126 条	株式の譲渡	72
第 127 条	社債の発行	73
第 128 条	株式、社債の購入	73
第 129 条	株主の請求に基づく株式の買取り	73

第 130 条	会社の決定に基づく株式の買取り	74
第 131 条	買取りされる株式の支払いと処理の条件	75
第 132 条	配当の支払	75
第 133 条	買取りされた株式の支払金又は配当の回収	76
第 134 条	株式会社の管理組織機構	76
第 135 条	株主総会	77
第 136 条	株主総会の招集権限	77
第 137 条	株主総会の会合への出席権を有する株主の名簿	79
第 138 条	株主総会の会合の議事次第及び内容	79
第 139 条	株主総会の会合への招集	80
第 140 条	株主総会の会合への出席権の行使	80
第 141 条	株主総会の会合の実施要件	81
第 142 条	株主総会における会合の進行及び議決の方式	81
第 143 条	株主総会の決議の採択の形式	82
第 144 条	決議の採択要件	83
第 145 条	株主総会の決議を採択するために書面により株主の意見を聴取 する権限及び方式	84
第 146 条	株主総会の会合の議事録	85
第 147 条	株主総会の決議の取消請求	86
第 148 条	株主総会の各決議の効力	86
第 149 条	取締役会	87
第 150 条	取締役の任期及び人数	88
第 151 条	取締役の機構、資格及び条件	88
第 152 条	取締役会の会長	89
第 153 条	取締役会の会合	90
第 154 条	取締役会の会合の議事録	92
第 155 条	取締役の情報提供を受ける権限	92
第 156 条	取締役の免任、罷免及び追加	92
第 157 条	会社の社長、総社長	93
第 158 条	取締役、社長、総社長の報酬、給与及びその他の利益	94
第 159 条	各利害関係の公開	94
第 160 条	会社の管理者の責任	95
第 161 条	取締役、社長、総社長に対する提訴権	95
第 162 条	株主総会又は取締役会の承認を必要とする契約、取引	96
第 163 条	監査役会	97
第 164 条	監査役の資格及び条件	97

第 165 条	監査役会の権限及び義務	97
第 166 条	監査役会の情報提供を受ける権限	98
第 167 条	監査役の給与とその他の経済的利益	99
第 168 条	監査役の責任	99
第 169 条	監査役の免任, 罷免	100
第 170 条	年次報告書の提出	100
第 171 条	株式会社の情報の公開	100
第六章	合名会社	101
第 172 条	合名会社	101
第 173 条	出資の履行及び持分証明書が発給	101
第 174 条	合名会社の財産	102
第 175 条	合名社員に対する権利制限	102
第 176 条	合名社員の権利及び義務	102
第 177 条	社員総会	104
第 178 条	社員総会の招集	104
第 179 条	合名会社の経営運営	105
第 180 条	合名社員の資格の終了	106
第 181 条	新たな社員の受入れ	106
第 182 条	出資社員の権利及び義務	107
第七章	私人企業	107
第 183 条	私人企業	107
第 184 条	私人企業の投資資本	108
第 185 条	企業の管理	108
第 186 条	企業の貸付	108
第 187 条	企業の売却	109
第八章	会社グループ	109
第 188 条	経済グループ, 総会社	109
第 189 条	親会社, 子会社	109
第 190 条	子会社に対する親会社の権利及び責任	109
第 191 条	親会社 - 子会社の財務報告	110
第九章	企業の再編, 解散及び破産	111
第 192 条	企業の消滅分割	111
第 193 条	企業の存続分割	112
第 194 条	企業の新設合併	113
第 195 条	企業の吸収合併	114
第 196 条	有限責任会社から株式会社への転換	115

第 197 条	株式会社から一人社員有限責任会社への転換	115
第 198 条	株式会社から二人以上社員有限責任会社への転換	116
第 199 条	私人企業から有限責任会社への転換	116
第 200 条	経営の一時停止	117
第 201 条	企業の解散の各場合及び条件	117
第 202 条	企業の解散手順, 手続	118
第 203 条	企業登記証明書が回収された又は裁判所の決定による場合における企業の解散	119
第 204 条	企業の解散書類	120
第 205 条	解散決定後に禁止される各活動	120
第 206 条	支店, 駐在事務所の活動の終了	120
第 207 条	企業の破産	121
第十章 執行		121
第 208 条	各国家管理機関の責任	121
第 209 条	経営登記機関	122
第 210 条	違反処理	122
第 211 条	企業登記証明書の回収	122
第 212 条	施行効力	123
第 213 条	詳細規定	123

国会
法律 番号：68/2014/QH13

ベトナム社会主義共和国
独立－自由－幸福

企業法¹

ベトナム社会主義共和国憲法に基づき、
国会は企業法を発行する。

第一章 総則

第1条 調整範囲

この法律は、有限責任会社²、株式会社³、合名会社⁴及び私人企業⁵からなる企業の設立⁶、管理⁷、再編⁸、解散⁹及び関係活動¹⁰について規定し、会社グループ¹¹について規定する。

第2条 適用対象

1. 各企業
2. 企業の設立、管理、再編、解散及び関係活動に関連を有する機関、組織、個人

第3条 企業法及び各専門的法律の適用

専門的法律¹²が企業の設立、管理、再編、解散及び関係活動について特殊な規定を有する場合、当該法律の規定を適用する。

第4条 用語の解釈

この法律では、以下の各用語は次のとおり理解される。

1. 「外国の個人」¹³とは、ベトナム国籍を有しない個人をいう。
2. 「株主」¹⁴とは、株式会社の株式¹⁵を少なくとも一株保有する個人、組織をいう。「発起株主」¹⁶とは、株式会社の普通株式¹⁷を少なくとも一株保有し、発起株主名簿に署名した者をいう。
3. 「配当」¹⁸とは、株式会社の財務義務を履行した後の剰余からそれぞれの株式に対し現金又はその他の財産により支払われる純利益をいう。
4. 「有限責任会社」は、一人社員有限責任会社¹⁹と二人以上社員有限責任会社²⁰からなる。
5. 「国家企業登記ポータル」²¹とは、企業登記をオンラインで実施し、企業登記に関する情報にアクセスするために使用されるポータルサイトをいう。
6. 「国家企業登記データベース」²²とは、全国の企業登記に関するデータの集合をいう。
7. 「企業」とは、固有の名称を有し、財産を有し、営業所²³を有し、法令の規

定に従って設立登記された、事業を目的とする組織をいう。

8. 「国営企業」²⁴とは、国が定款資本²⁵を 100 パーセント掌握する²⁶企業をいう。
9. 「ベトナム企業」²⁷とは、ベトナムの法令に基づき設立又は設立登記され、ベトナムに本店²⁸を有する企業をいう。
10. 「恒久的住所」²⁹とは、組織については本店として登記した住所、個人については戸籍³⁰に登録された住所、事業所³¹の住所又はその他の連絡住所³²として企業に登録した住所をいう。
11. 「持分又は株式の市場価格」³³とは、市場における前日の最高取引価格、売主と買主の間で合意された価格又は専門評価組織³⁴が確定した価格をいう。
12. 「企業登記証明書」³⁵とは、経営登記機関が企業登記に関する諸情報を記載して企業に対し発給する書面又は電子的書面をいう。
13. 「出資」³⁶とは、財産を拠出して会社の定款資本とすることをいう。出資は、企業を設立するため又は既に設立された企業の定款資本を増資³⁷するための出資からなる。
14. 「国家企業登記情報システム」³⁸は、国家企業登記データベース、国家企業登記ポータル及びシステムの技術的基盤からなる。
15. 「適式な書類」³⁹とは、この法律の規定に従った文書を十分に有し、当該各文書の内容が法令の規定に従って十分に申告されている書類をいう。
16. 「経営」⁴⁰とは、営利を目的として、生産から市場における製品の販売又は役務の提供に至る投資過程の各段階の一つ、いくつか又はすべてを連続的に実施することをいう。
17. 「関係者」⁴¹とは、企業と直接又は間接に関係を有する以下の各場合における組織、個人をいう。
 - a) 会社グループにおける子会社⁴²に対する親会社⁴³、親会社の管理者及び当該管理者を任命する権限を有する者
 - b) 会社グループにおける親会社に対する子会社
 - c) 企業の管理機関を通じて当該企業の決定、活動を支配する⁴⁴ことができる者又はグループ
 - d) 企業の管理者
 - d) 会社の管理者又は支配的な持分若しくは株式を保有する社員、株主の配偶者⁴⁵、実父母、養父母⁴⁶、実子、養子⁴⁷、実兄弟姉妹⁴⁸、義兄弟姉妹⁴⁹
 - e) この項 a 号、b 号、c 号、d 号及び d 号に規定する者、会社から代理権を授与された者
 - g) この項 a 号、b 号、c 号、d 号、d 号、e 号及び h 号に規定する者や会社が、企業の各管理機関の決定を支配できる程度に所有する当該企業
 - h) 会社の持分、株式若しくは利益を一手に集めるため⁵⁰又は会社の決定を支

配するために協同する⁵¹合意をした者のグループ

18. 「企業の管理者」⁵²とは、会社の管理者及び私人企業の管理者をいい、合名社員⁵³、社員総会の会長⁵⁴、社員総会の構成員⁵⁵、会社の会長⁵⁶、取締役会の会長⁵⁷、取締役⁵⁸、社長⁵⁹又は総社長⁶⁰及び会社の定款の定めに基づき会社の名義で会社の取引を締結する権限を有するその他の管理職の地位にある個人をいう。
19. 「企業の発起人」⁶¹とは、企業を設立する又は設立するために出資する組織、個人をいう。
20. 「外国投資家」⁶²とは、投資法の規定に基づき外国投資家であるとされる組織、個人をいう。
21. 「持分」⁶³とは、有限責任会社、合名会社について一人の社員が出資した又は出資を誓約した財産の総額をいう。「持分割合」⁶⁴とは、有限責任会社、合名会社の一人の社員の持分の定款資本に対する割合をいう。
22. 「公益製品、役務」⁶⁵とは、国土、一領土区域の住民共同体の経済社会生活に不可欠な製品、役務であって、国が一般の利益又は国防、治安維持のために保証する必要がある、これらの製品、役務の市場メカニズムによる生産、供給は費用に見合わず困難であるものをいう。
23. 「会社の社員」⁶⁶とは、有限責任会社又は合名会社の定款資本の一部又は全部を保有する個人、組織をいう。
24. 「合名会社の社員」⁶⁷は、合名社員と出資社員⁶⁸からなる。
25. 「企業の再編」⁶⁹とは、企業の消滅分割⁷⁰、存続分割⁷¹、新設合併⁷²、吸収合併⁷³、形態の転換⁷⁴をいう。
26. 「外国組織」⁷⁵とは、外国において外国の法令に基づき設立された組織をいう。
27. 「外国投資家の持分、株式保有割合」⁷⁶とは、ベトナム企業における外国投資家全員の議決権付き資本の総保有割合をいう。
28. 「議決権付き資本」⁷⁷とは、その保有者が社員総会⁷⁸又は株主総会⁷⁹の決定権限に属する諸事項に関する議決権を有する持分又は株式をいう。
29. 「定款資本」とは、有限責任会社、合名会社について設立時に各社員が出資した又は出資を誓約した財産の総額、株式会社について企業の設立時に販売した又は購入の登録がなされた株式の額面額⁸⁰の総額をいう。

第5条 企業及び企業所有者に対する国家の保障

1. 国家は、この法律が定める各種形態の企業の長期にわたる存在及び発展を公認し、各企業が所有形態及び経済セクターの違いによる差別を受けないという法令の下での平等を保障し、経営活動の合法的営利性を承認する。
2. 国家は、企業及び企業所有者の財産所有権、投下資本、収入、各権利及びそ

の他の合法的利益を公認し、保護する。

3. 企業及び企業所有者の合法的な財産及び投下資本は国有化されず、行政措置により没収されない。

国防、治安上の理由又は国家の利益、緊急状態、災害の予防、対応のために真に必要な場合、国家は企業の財産を収用又は賠償とともに徴用する。企業は、収用又は徴用の時点における市場価格により、収用の場合は精算を、徴用の場合は賠償を受ける。精算又は賠償は企業の利益を保証するものでなければならず、各種形態企業の間における差別的取扱いはしない。

第6条 企業における政治組織及び政治 - 社会組織

1. 企業における政治組織、政治 - 社会組織は、憲法、法令及び組織の定款の規定に従って活動する。
2. 企業は、企業における政治組織、政治 - 社会組織の設立を尊重し、その阻害、困難の惹起をしてはならず、また、労働者がこれらの各組織の活動に参加することの阻害、困難の惹起をしてはならない義務を負う。

第7条 企業の権利

1. 法律が禁止しない諸分野、業種において自由に経営する。
2. 自主的に経営し、経営組織の形態を選択する；主体的に経営分野、業種、地域、形態を選択する；主体的に経営の規模、分野、業種を調整する。
3. 資本の呼込み【huy động】、分配、使用の形式、方式を選択する。
4. 主体的に市場、顧客を開拓し、契約を締結する。
5. 輸出、輸入事業を行う。
6. 事業の要請に従って労働者を採用し、雇用し、使用する。
7. 経営の効率性、競争力を向上するために主体的に科学及び技術を応用する。
8. 企業の財産を占有、使用、処分する。
9. 法令の規定に基づかない資源供給の要求を拒否する。
10. 不服申立て、告発に関する法令の規定に従い、不服申立て、告発をする。
11. 法令の規定に従い、訴訟に参加する。
12. 関係法令の規定に基づくその他の権利

第8条 企業の義務

1. 投資法の規定に基づく条件付きの諸経営投資分野の経営を行うときは、すべての経営条件を満たし、経営活動の過程においてそれらすべての経営投資条件を維持する。
2. 会計及び計算に関する法令⁸¹の規定に従い、誠実、正確、期限内に会計処理を行い、財務報告書を作成して提出する。

3. 法令の規定に従い、租税申告し、納税し、その他の各財務義務を履行する。
4. 労働に関する法令の規定に従って労働者の権利、合法的、正当な利益を保障する；企業における労働者の名誉、人格の差別対応、毀損は許されない；強制労働者、少年労働者を使用してはならない；労働者が学歴、職業技術の向上に参加するために有利な条件を支援、創設しなければならない；法令の規定に従って労働者に対する社会保険、失業保険、医療保険及びその他の保険制度を実施する。
5. 法令に規定する基準又は登記若しくは公表された基準に従い、商品、役務の品質を保証し、責任を負う、
6. この法律の規定及び関係法令のその他の規定に従い、企業登記、企業登記の内容変更登記、設立及び活動、報告に関する情報の公開義務及びその他の各義務を完全かつ遅滞なく履行する。
7. 企業登記書類及び各報告書中で申告した情報の誠実性、正確性につき責任を負う；申告又は報告した情報が正確さを欠き、十分なものではないことを発見した場合は、その各情報を遅滞なく修正、補充しなければならない。
8. 国防、治安、社会の秩序、安全、両性の平等、天然資源、環境の保護、歴史的遺産、文化及び名勝旧跡の保護に関する法令の規定を遵守する。
9. 顧客及び消費者の権利、合法的利益を保護するため、経営倫理に関する義務を履行する。

第9条 各公益製品、役務を供給する企業の権利及び義務

1. この法律第7条、第8条の規定及びその他の関係規定に基づく各権利及び義務
2. 入札に関する法令に規定する価格又は権限を有する国家機関が定める役務使用費用に従い、支出の補てんを受ける。
3. 投下資本の回収及び合理的利益の確保に適した製品、役務の供給期限の保証を受ける。
4. 権限を有する国家機関が定めた価格又は費用に従い、十分な数量、適切な品質の製品、役務を誓約した期限内に供給する。
5. 各顧客に対して同様に公平で有利な各条件を保証する。
6. 数量、品質、供給条件及び供給製品、役務の価格、費用について、法令及び顧客に対して責任を負う。

第10条 社会企業の指標、権利及び義務

1. 社会企業は以下の各指標を満たさなければならない。
 - a) この法律の規定に従い設立登記された企業であること
 - b) 活動目標は共同体の利益のために社会、環境問題の解決を目指すもので

あること

- c) 登記されたとおり，社会，環境目標の実現を目指す再投資のために企業の年間総利益の少なくとも 51 パーセントを使用すること
- 2. この法律の規定に基づく企業の各権利及び義務のほか，社会企業は以下の各権利及び義務を有する。
 - a) 活動の全過程においてこの条第 1 項 b 号及び c 号に規定する目標及び条件を維持する；活動中の企業が社会企業になることを希望する場合又は社会企業が社会的，環境的目標を断念し，再投資のために利益を用いない場合，企業は法令の規定による各手続を進めるため権限を有する機関に対して通知しなければならない。
 - b) 社会企業の企業所有者，管理者は，法令の規定に従って，許可証，証書及び関係証明書の発給において検討され，有利な取扱い及び援助を受ける。
 - c) 企業の管理費用及び活動費用を補てんするため，ベトナム及び外国の各個人，企業，非政府組織及びその他の組織から，様々な各形式の下で財務援助を呼び込み，受けることができる。
 - d) 企業が登記した社会，環境問題を解決するための管理費用及び活動費用の補てん以外の目的のために，呼び込まれた財務援助を使用してはならない。
 - d) 各優遇措置，補助を受けている場合，社会企業は毎年定期的に権限を有する機関に企業の活動状況を報告しなければならない。
- 3. 国は，社会企業の発展を奨励し，補助し，促進する政策を講ずる。
- 4. 政府はこの条の詳細を定める。

第 11 条 企業の資料保管制度

- 1. その形態に応じて，企業は以下の各資料を保管しなければならない。
 - a) 会社の定款；会社の内部管理規則；社員登録簿又は株主登録簿
 - b) 工業所有権保護証明書；製品品質登録証明書；その他の許可証及び証明書
 - c) 会社の財産所有権確認資料，文書
 - d) 社員総会，株主総会，取締役会の会合の議事録；企業の各決定
 - d) 証券発行目論見書
 - e) 監査役会の報告書，監査機関の結論，会計監査組織の結論
 - g) 会計帳簿，証憑，年次財務報告書
- 2. 企業は，この条第 1 項に定める各資料を本店又は会社の定款で定められたその他の拠点において保管しなければならない；保管期限は関係法令の定めに従うものとする。

第12条 企業の管理者に関する情報の変更の報告

企業は、以下の者の氏名、連絡住所、国籍、公民身分証明カード、人民証明書、旅券又はその他の合法的な個人身分証明書の番号に関する情報の変更があったときから5日以内に、会社本店所在地の経営登記機関に対し、報告しなければならない。

1. 株式会社においては取締役
2. 監査役会の構成員又は監査役
3. 社長又は総社長

第13条 企業の法定代表者

1. 企業の法定代表者とは、企業の取引から発生する各権利を行使し、義務を履行する際に企業を代表し、仲裁人、裁判所の前で、原告、被告、利害関係者として企業を代表し、法令の規定に基づくその他の各権利及び義務につき企業を代表する個人である。
2. 有限責任会社及び株式会社は、一人又は複数人の法定代表者を有することができる。会社の定款は、企業の法定代表者の人数、管理職及び権限、任務を具体的に定めなければならない。
3. 企業は、少なくとも一人のベトナムに居住する法定代表者を常時確保しなければならない。企業が一人の法定代表者のみを有する場合は、その者はベトナムに居住しなければならない。ベトナムから出国するときは、法定代表者の権限の行使及び義務の履行を他人に対して書面により委任しなければならない。この場合において、法定代表者は引き続き委任した権限の行使及び義務の履行につき責任を負う。
4. この条第3項による委任の期限が終了したが、企業の法定代表者がベトナムにまだ戻らず、他の委任も存在しない場合は、以下の規定により処理される。
 - a) 私人企業においては、委任を受けた者は、企業の法定代表者が企業における業務に復帰するまで、引き続き、委任を受けた範囲内で法定代表者の各権限を行使し、義務を履行する。
 - b) 有限責任会社、株式会社、合名会社においては、委任を受けた者は、会社の法定代表者が企業における業務に復帰するまで又は会社所有者、社員総会、取締役会がその他の者を企業の法定代表者に選定することを決定するときまで、引き続き、委任を受けた範囲内で法定代表者の各権限を行使し、義務を履行する。
5. 企業が一人の法定代表者のみを有するが、30日を過ぎてベトナムを不在とし、企業の法定代表者の各権限の行使及び義務の履行を他人に委任しなかった場合又は死亡し、所在不明となり、勾留され、懲役刑を宣告され、民事行為能力の制限を受け若しくはこれを喪失した場合は、会社所有者、社員総会、取

締役会はその他の者を会社の法定代表者に選定する。

6. 二人の社員がいる有限責任会社については、会社の法定代表者を務める個人である社員が、勾留され、懲役刑に処せられ、居所を離れて身を隠し、死亡し、民事行為能力を喪失し若しくはその制限を受け、又は裁判所が密輸、偽造品、違法経営、脱税、顧客に対する詐欺に関する罪及び刑法典の定めるその他の罪を犯したことにより営業権を剥奪したときは、残る社員は、社員総会が新たな決定をするときまで、当然に会社の法定代表者となる。
7. いくつかの特別な場合において、管轄権を有する裁判所は、裁判所の訴訟過程における法定代表者を指定する権限を有する。

第 14 条 企業の法定代表者の責任

1. 企業の法定代表者は以下の責任を負う。
 - a) 企業の合法的利益を保障するため、誠実、慎重、最善の方法で、与えられた各権限を行使し、義務を履行する。
 - b) 企業の利益に忠実であり、私利のため又は他の組織、個人の利益に資するために、企業の情報、ノウハウ、経営機会を使用せず、地位、職務を濫用せず、企業の財産を使用しない。
 - c) 法定代表者若しくはその関係者が他の企業の所有者となり又は他の各企業の支配株式、支配持分を保有することになったときは、遅滞なく、完全かつ正確に企業へ通知する。
2. 企業の法定代表者は、この条第 1 項に規定する義務違反により企業に与えた諸損害に対して個人責任を負う。

第 15 条 組織である所有者、社員、株主の委任代表者

1. 組織である会社所有者、社員、株主の委任代表者とは、書面による委任を受け、当該所有者、社員、株主の名義でこの法律の規定に基づく各権利を行使し、義務を履行する個人をいう。
2. 会社の定款に異なる定めがない場合、委任代表者の選定は以下の規定に従ってなされる。
 - a) 二人以上社員有限責任会社の社員で少なくとも定款資本の 35 パーセントを保有する組織は、最大 3 人の代表者に委任することができる。
 - b) 株式会社の株主で少なくとも普通株式総数の 10 パーセントを保有する株式会社の株主は、最大 3 人の代表者に委任することができる。
3. 組織である所有者、社員、株主が複数の委任代表者を選定する場合、各代表者の持分、株式の数を具体的に確定しなければならない。会社所有者、社員、株主がそれぞれの委任代表者に対応する持分、株式の数を確定しない場合、持分、株式の数は選定された委任代表者の数に応じて公平に分けられる。

4. 委任代表者の指定は書面によらなければならない、会社へ通知する必要がある、会社が通知を受けた日以降にのみ会社に対する効力を有する。委任状は以下の主要な各内容を含まなければならない。
 - a) 所有者、社員、株主の名称、企業コード、本店の住所
 - b) 委任代表者の数及び各委任代表者に対応する株式、持分の割合
 - c) 委任代表者一人ずつの氏名、恒久的住所、国籍、公民身分証明カード、人民証明書、旅券又はその他の合法的な個人身分証明書の番号
 - d) 委任代表者一人ずつに対応する委任期限；その場合においては委任を受けた開始日を明記する。
 - d) 所有者、社員、株主の法定代理人、委任代理人の氏名、署名
5. 委任代表者は以下の各資格及び条件を備えなければならない。
 - a) 完全民事行為能力を有する。
 - b) 企業の設立及び管理を禁止される対象者に当たらない。
 - c) 国が定款資本の 50 パーセントを超える持分又は株式を掌握する会社である社員、株主は、会社⁸²の管理者及びその任命権限者の配偶者、実父母、養父母、実子、養子又は実兄弟姉妹を、他の会社⁸³における委任代表者として選定することができない。
 - d) 会社の定款が定めるその他の各資格及び条件

第 16 条 組織である所有者、社員、株主の委任代表者の責任

1. 委任代表者は、この法律の規定に従い、所有者、社員、株主の名義で、社員総会、株主総会における所有者、社員、株主の各権利を行使し、義務を履行する。所有者、社員、株主が、社員総会、株主総会において、所有者、社員、株主の各権利の行使、義務の履行につき委任代表者に対して加えたすべての制限は、いずれも第三者に対して効力を有さない。
2. 委任代表者は社員総会、株主総会に十分に出席する責任を有する；誠実、慎重、最善の方法で、委任された各権利を行使し、義務を履行し、委任した所有者、社員、株主の合法的利益を保護する義務がある。
3. 委任代表者は、委任した所有者、社員、株主に対し、この条に規定する各義務違反による責任を負う。委任した所有者、社員、株主は、第三者に対し、委任代表者を通じて行使された権利及び履行された義務に関して発生した責任につき責任を負う。

第 17 条 厳禁される各行為

1. この法律の規定に反して、企業登記証明書を発給し又は発給を拒否し、企業の発起人に対しその他の文書の追加提出を要求する；企業の発起人及び企業の経営活動に遅延、煩雑、妨害、嫌がらせを行う。

2. 企業の所有者、社員、株主がこの法律及び会社の定款の規定に基づく各権利を行使し、義務を履行するのを妨害する。
3. 登記していない企業形態で経営活動を行う又は企業登記証明書が回収された後も経営活動を継続する。
4. 企業登記書類の内容及び企業登記の内容変更登記書類の内容につき誠実でなく、正確でない申告をする。
5. 虚偽の定款資本を申告し、登記されたとおりに定款資本を全額出資しない；故意に出資財産の価格を正しくない価額で決定する。
6. 経営投資禁止分野、業種を経営する；条件付き経営投資分野、業種を投資法の規定に基づく各経営条件を満たさずに又は活動過程中に経営条件を満たし続けることを保証せずに経営する。
7. マネーロンダリング、詐欺及びその他の法令違反行為

第二章 企業の設立

第 18 条 企業の設立、出資、株式の購入、持分の購入及び管理の権利

1. 組織、個人は、この法律の規定に従ってベトナムにおいて企業を設立し、管理する権利を有する。ただし、この条 2 項に規定する場合を除く。
2. 以下の組織、個人は、ベトナムにおいて企業を設立し、管理する権利を有しない。
 - a) 国家機関、人民武装部隊で、その機関、部隊の固有の利益を得る経営を行う企業を設立するために国の財産を使用するもの
 - b) 幹部、公務員、準公務員⁸⁴に関する法令に定める幹部、公務員、準公務員
 - c) ベトナム人民軍隊に属する各機関、部隊の士官、下士官、専門軍人、国防工員、準公務員；人民公安に属する各機関、部隊の士官、専門下士官。ただし、企業における国の持分を管理するために委任代表者として選定された者を除く。
 - d) 国営企業の指導、業務管理幹部。ただし、他の企業における国の持分を管理するために委任代表者として選定された者を除く。
 - d) 未成年者；制限民事行為能力又は民事行為能力喪失者；法人格を有しない組織
 - e) 刑事責任の追及、懲役刑の執行、強制麻薬中毒治療施設、矯正教育施設へ入所させる行政処分決定を受けている者又は裁判所の決定に基づき、経営を行うこと、経営に関係する一定の職務を担当し若しくは業務を行うことを禁止されている者、破産、汚職防止に関する法令の規定に基づくその他の各場合

経営登記機関が求める場合、企業の設立登記者は、司法履歴票を経営登記

機関に提出しなければならない。

3. 組織、個人は、この法律の規定に従って株式会社、有限責任会社、合名会社に出資し、株式を購入し、持分を購入する権利を有する。ただし、以下の場合を除く。
 - a) 国家機関、人民武装部隊で、その機関、部隊の固有の利益を得るために国の財産を使用して企業に出資するもの
 - b) 幹部、公務員に関する法令の規定に基づき企業に出資することができない各対象者
4. この条第 2 項 a 号及び第 3 項 a 号の「その機関、部隊の固有の利益を得る」とは、以下のいずれかの目的をもって、経営活動から、出資、株式の購入、持分の購入から得られるあらゆる形式の収入を使用することである。
 - a) この条第 2 項 b 号及び c 号に規定する者の何人か又は全員に対しあらゆる形式により分配する。
 - b) 国家予算に関する法令の規定に反して機関、部隊の活動予算に組み入れる。
 - c) 機関、部隊の固有の利益に資する基金を設立する又は基金に組み入れる。

第 19 条 企業登記前の契約

1. 企業の発起人は、企業登記の前及び過程中に企業の設立及び活動に資する各種契約を締結することができる。
2. 企業が設立された場合、企業は、この条第 1 項に規定する締結された契約から発生する権利の行使及び義務の履行を引き継がなければならない。ただし、契約の各当事者が異なる合意をした場合を除く。
3. 企業が企業登記されなかった場合、この条第 1 項の規定に基づき契約を締結した者は、当該契約を履行する責任を負い、企業の発起人は連帯して責任を負う。

第 20 条 私人企業の企業登記書類

1. 企業登記申請書
2. 私人企業主の公民身分証明カード、人民証明書、旅券又はその他の合法的な個人身分証明書の写し

第 21 条 合名会社の企業登記書類

1. 企業登記申請書
2. 会社の定款
3. 社員名簿
4. 各社員の公民身分証明カード、人民証明書、旅券又はその他の合法的な個人身分証明書の写し

5. 外国投資家については投資法の規定に基づく投資登録証明書の写し

第22条 有限責任会社の企業登記書類

1. 企業登記申請書
2. 会社の定款
3. 社員名簿
4. 以下の各文書の写し
 - a) 個人である各社員の公民身分証明カード、人民証明書、旅券又はその他の合法的な個人身分証明書
 - b) 組織である社員の組織の設立決定、企業登記証明書又はこれに相当するその他の資料及び委任状、委任代表者の公民身分証明カード、人民証明書、旅券又はその他の合法的な個人身分証明書
外国組織である社員については、企業登記証明書又はこれに相当する資料の写しは合法的な領事認証を受けていなければならない。
 - c) 外国投資家については投資法の規定に基づく投資登録証明書

第23条 株式会社の企業登記書類

1. 企業登記申請書
2. 会社の定款
3. 発起株主及び外国投資家である株主の名簿
4. 以下の各文書の写し
 - a) 個人である各発起株主及び外国投資家である株主の公民身分証明カード、人民証明書、旅券又はその他の合法的な個人身分証明書
 - b) 組織である各発起株主及び外国投資家である株主の組織の設立決定、企業登記証明書又はこれに相当するその他の資料、及び委任状、委任代表者の公民身分証明カード、人民証明書、旅券又はその他の合法的な個人身分証明書
外国組織である株主については、企業登記証明書又はこれに相当する資料の写しは合法的な領事認証を受けていなければならない。
 - c) 外国投資家については投資法の規定に基づく投資登録証明書

第24条 企業登記申請書の内容

1. 企業の名称
2. 企業の本店の住所；電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス（あれば）
3. 予定している経営分野、業種
4. 定款資本；私人企業主の投資資本
5. 株式会社については、株式の種類、各種株式の額面額及び株式の種類ごとの

引受募集対象株式⁸⁵の総数

6. 租税登録情報
7. 予定している労働者の数
8. 私人企業主及び合名社員の氏名，署名，恒久的住所，国籍，公民身分証明書カード，人民証明書，旅券又はその他の合法的な個人身分証明書の番号
9. 有限責任会社及び株式会社については，企業の法定代表者の氏名，署名，恒久的住所，国籍，公民身分証明書カード，人民証明書，旅券又はその他の合法的な個人身分証明書の番号

第25条 会社の定款

1. 会社の定款は，企業登記時の定款と活動の過程に修正，補充された定款からなる。

会社の定款は，以下の主要な各内容を備えていなければならない。

- a) 会社の本店の名称，住所；支店及び駐在事務所の名称及び住所（あれば）
 - b) 経営分野，業種
 - c) 定款資本；株式会社については株式総数，株式の種類及び株式の種類ごとの額面額
 - d) 合名会社については各合名社員の，有限責任会社については会社所有者，社員の，株式会社については発起株主の氏名，住所，国籍及びその他の基本的な各特徴点，並びに有限責任会社及び合名会社については，それぞれの社員の持分及び持分の価額，及び発起株主の株式の数，株式の種類，種類ごとの株式の額面額
 - d) 有限責任会社，合名会社については社員の，株式会社については株主の権利及び義務
 - e) 管理組織機構
 - g) 有限責任会社，株式会社については法定代表者
 - h) 会社の決定の採択方式；内部紛争の解決原則
 - i) 管理者及び監査人に対する報酬，給与及び賞与の確定根拠及び方法
 - k) 社員が会社に対し，有限責任会社については持分，株式会社については株式の買取りを請求する権利を有する諸場合
 - l) 税引後の利潤の分配及び損失処理の原則
 - m) 会社が解散する各場合，解散の手順及び財産の清算手続
 - n) 会社の定款の修正，補充の方法
2. 企業登記時の定款には，以下の者の氏名及び署名がなければならない。
 - a) 合名会社については，各合名社員
 - b) 一人社員有限責任会社については，個人である会社所有者又は組織である会社所有者の法定代表者

- c) 二人以上社員有限責任会社については、個人である社員及び組織である社員の法定代表者又は委任代表者
- d) 株式会社については、個人である発起株主及び組織である発起株主の法定代表者又は委任代表者
- 3. 修正，補充された定款には，以下の者の氏名及び署名がなければならない。
 - a) 合名会社については，社員総会の会長
 - b) 一人社員有限責任会社については，所有者，所有者の法定代理人又は法定代表者
 - c) 二人以上社員有限責任会社及び株式会社については，法定代表者

第 26 条 有限責任会社，合名会社の社員名簿，株式会社の発起株主名簿

有限責任会社，合名会社の社員名簿，株式会社の発起株主及び外国投資家である株主の名簿は，以下の主要な各内容を備えていなければならない。

- 1. 有限責任会社及び合名会社については個人である社員の，株式会社については個人である発起株主及び外国投資家である株主の氏名，署名，住所，国籍，恒久的住所及びその他の基本的な各特徴点
- 2. 有限責任会社及び合名会社については組織である社員の，株式会社については組織である発起株主及び外国投資家である株主の名称，企業コード及び本店の住所
- 3. 有限責任会社については組織である社員の，株式会社については組織である発起株主及び外国投資家である株主の委任代表者又は法定代表者の氏名，署名，住所，国籍，恒久的住所
- 4. 有限責任会社，合名会社については，社員ごとの持分，持分の価額，財産の種類，出資する財産ごとの数量，価額，持分の出資の期限；株式会社については，発起株主及び外国投資家である株主ごとの株式の数，株式の種類，財産の種類，株式出資する財産の種類ごとの財産の数量，価額

第 27 条 企業登記の手順，手続

- 1. 企業の発起人又は委任を受けた者は，経営登記機関に対しこの法律の規定に従った企業登記書類を提出する。
- 2. 経営登記機関は，書類を受領した日から 3 営業日以内に，企業登記書類の適式性を審査し，企業登記証明書を発給する責任を有する。企業登記証明書の発給を拒否する場合，企業の発起人に書面により通知しなければならない。通知には理由及び書類の修正，補充の各要求を明記しなければならない。
- 3. 政府は，企業登記の手順，手続，書類，企業登記証明書の発給，労働登録，社会保険，電子情報ネットワークを通じた企業登記について各機関の間の連携の詳細を定める。

第 28 条 企業登記証明書の発給

1. 企業は、以下の各条件を満たしたときに企業登記証明書の発給を受けることができる。
 - a) 経営登記される分野、業種への経営投資が禁止されていない。
 - b) 企業の名称がこの法律第 38 条、第 39 条、第 40 条及び第 42 条の規定に従い適切に選択された。
 - c) 適式な企業登記書類を有する。
 - d) 費用及び手数料に関する法令の規定に従って企業登記手数料を全額支払った。
2. 企業登記証明書が紛失、破棄、破損又はその他の形態により滅失された場合、企業は企業登記証明書の再発給を受け、費用及び手数料に関する法令の規定に従って手数料を支払わなければならない。

第 29 条 企業登記証明書の内容

1. 企業の名称及び企業コード
2. 企業の本店の住所
3. 有限責任会社及び株式会社については企業の法定代理人の；合名会社については各合名社員の；私人企業については企業主の氏名、恒久的住所、国籍、公民身分証明カード、人民証明書、旅券又はその他の合法的な個人身分証明書の番号。有限責任会社については、個人である社員の氏名、恒久的住所、国籍、公民身分証明カード、人民証明書、旅券又はその他の合法的な個人身分証明書の番号、組織である社員の名称、企業コード及び本店の住所
4. 定款資本

第 30 条 企業コード

1. 企業コードとは、国家企業登記情報システムにより付与される番号列をいい、企業に設立時に発給され、企業登記証明書上に記載される。それぞれの企業は、唯一の企業コードを有し、他の企業に発給されて再使用されることはない。
2. 企業コードは、租税に関する各義務を履行し、行政手続を実施し、その他の権利を行使し、義務を履行するために用いられる。

第 31 条 企業登記証明書の内容変更登記

1. 企業は、この法律第 29 条に規定する企業登記証明書の内容を変更するときは、経営登記機関で登記しなければならない。
2. 企業の法定代表者は、変更があった日から 10 日以内に企業の企業登記証明書の内容の変更を登記する責任を負う。
3. 経営登記機関は、書類を受領した日から 3 日以内に、書類の適式性を審査し、

新たな企業登記証明書を発給する責任を有する。拒否する場合、企業に書面により通知しなければならない。通知には理由及び修正、補充の各要求（あれば）を明記しなければならない。

4. 裁判所又は仲裁組織の決定に基づく企業登記証明書の内容変更登記は、以下の手順、手続により行われる。
 - a) 企業登記証明書の内容変更登記を申請する者は、判決又は決定が執行力を生じた日から 15 営業日以内に、権限を有する経営登記機関に対し変更登記申請書を提出する。登記には、執行力を有する判決又は決定の写しを添付しなければならない。
 - b) 経営登記機関は、登記申請書を受領した日から 3 営業日以内に、審査し、執行力を有する判決又は決定の内容に従って新たな企業登記証明書を発給する責任を有する。拒否する場合、変更登記を申請した者に書面により通知しなければならない。通知には、理由及び書類の修正、補充の各要求（あれば）を明記しなければならない。

第 32 条 企業登記の内容の変更通知

1. 企業は、以下のいずれかの内容について変更したときは、経営登記機関に通知しなければならない。
 - a) 経営分野、業種の変更
 - b) 株式会社については、発起株主及び外国投資家である株主の変更。ただし、上場会社⁸⁶を除く。
 - c) その他の企業登記書類の内容変更
2. 企業の法定代理人は、変更があった日から 10 日以内に、企業登記の内容の変更を通知する責任を負う。
3. 会社は、会社の株主登録簿に登録された外国投資家である株主について変更があった日から 10 日以内に、会社の本店所在地の経営登記機関に書面により通知しなければならない。通知には、以下の内容を記載しなければならない。
 - a) 名称、企業コード、本店の住所
 - b) 株式を譲渡する外国投資家である株主については、組織である外国株主の名称、本店の住所；個人である株主の氏名、国籍、住所；当該株主の現在の株式の数、株式の種類及び会社における保有割合；譲渡する株式の数及び株式の種類
 - c) 株式の譲渡を受ける外国投資家である株主については、組織である外国株主の名称、本店の住所；個人である株主の氏名、国籍、住所；譲渡を受ける株式の数及び株式の種類；譲渡を受けた後の当該株主の株式の数、株式の種類及び会社における保有割合
 - d) 会社の法定代表者の氏名、署名

4. 経営登記機関は、通知を受領した日から 3 営業日以内に、書類の適式性を審査し、企業登記の内容変更を行う責任を有する。企業登記書類への追記を拒否する場合、企業に書面により通知する。通知には、理由及び修正、補充の各要求（あれば）を明記しなければならない。
5. 裁判所又は仲裁組織の決定に基づく企業登記の内容変更の登記は、以下の手順、手続により行われる。
 - a) 企業登記の内容変更の登記を申請する者は、判決又は決定が執行力を生じた日から 10 営業日以内に、権限を有する経営登記機関に変更登記の通知を提出する。通知には、執行力を有する判決又は決定の写しを添付しなければならない。
 - b) 経営登記機関は、通知を受領した日から 3 営業日以内に、審査し、執行力を有する判決又は決定の内容に従って企業登記の内容変更を行う責任を有する。企業登記変更通知の内容に沿った情報の修正、補充を拒否する場合、変更登記を申請した者に書面により通知する。通知には、理由及び書類の修正、補充の各要求（あれば）を明記しなければならない。

第 33 条 企業登記の内容の公示

1. 企業は、企業登記証明書の発給を受けた後に、所定の手順、手続に従い、費用を支払って、国家企業登記ポータル上で企業登記証明書の各内容及び以下の各情報を公開しなければならない。
 - a) 経営分野、業種
 - b) 株式会社については発起株主及び外国投資家である株主の名簿
2. 企業登記の内容を変更した場合、その変更は、この条第 3 項に規定する期間、国家企業登記ポータル上で公開して通知されなければならない。
3. この条第 1 項及び第 2 項に規定する企業に関する各情報の公開期間は、公開された日から 30 日である。

第 34 条 企業登記の内容に関する情報の提供

1. 企業登記証明書の発給日又は企業登記の内容を変更した日から 5 営業日以内に、経営登記機関は、当該企業登記及び企業登記の内容変更の情報を税務機関、統計機関、労働管理機関、社会保険機関に送付しなければならない。定期的に、企業登記及び企業登記の内容変更の情報をその他の権限を有する同級の国家機関、企業の本店所在地の県、区、市社、省所属都市（以下「県級」と総称する。）人民委員会に送付する。
2. 組織、個人は経営登記機関に対し、法令の規定に基づき企業が公開しなければならない各情報の提供を申請する権利を有する。
3. 経営登記機関は、この条第 2 項の規定に従い、情報を完全に遅滞なく提供す

る義務を負う。

第35条 出資財産

1. 出資財産は、ベトナムドン、自由に交換することができる外国通貨、金、ベトナムドンにより評価することができる土地使用権、知的財産権、工業技術、技術ノウハウ及びその他の各財産である。
2. 出資に使用することができる知的財産権は、著作権、著作権に関する権利、工業所有権、種苗権及びその他の知的財産に関する法令の規定に基づく各知的財産権からなる。上記各権利の合法的な所有者である個人、組織のみが出資のために当該各財産を使用する権利を有する。

第36条 出資財産の所有権の移転

1. 有限責任会社、合名会社の社員及び株式会社の株主は、以下の規定に従い、出資財産の所有権を会社に移転しなければならない。
 - a) 所有権が登記される財産又は土地使用権については、出資者は、権限を有する国家機関で当該財産の所有権又は土地使用権の会社への移転手続をしなければならない。
出資財産の所有権の移転には、登記手数料を負担する必要がある。
 - b) 所有権を登記しない財産については、出資は、出資財産を授受し、確認書を作成することにより行う。
授受記録には、会社の名称及び本店の住所；出資者の氏名、恒久的住所、公民身分証明カード、人民証明書、旅券又はその他の合法的な個人身分証明書の番号、設立決定又は登記番号、出資する財産の種類及び財産の数量；出資財産の総額及び当該財産の総額の会社の定款資本における割合；授受の日を明記し；出資者又は出資者の委任代理人及び会社の法定代表者の署名がなければならない。
 - c) ベトナムドン、自由に交換することができる外国通貨又は金のいずれでもない財産による株式又は持分は、出資財産の合法的な所有権の会社への移転を終了したときに初めて払い込まれたものとみなす。
2. 私人企業主の経営活動に使用する財産は、所有権の企業への移転手続をする必要がある。
3. 外国投資家による株式及び持分の購入、売却、譲渡並びに配当の受領に関するあらゆる活動の履行は、当該投資家がベトナムにある銀行に開設した口座を通じて行わなければならない。ただし、財産により払い込む場合を除く。

第37条 出資財産の評価

1. ベトナムドン、自由に交換することができる外国通貨又は金のいずれでもな

い出資財産は、各社員、発起株主又は専門評価組織により評価され、ベトナムドンで表されなければならない。

2. 企業の設立時の出資財産は、各社員、発起株主により全員一致の原則に従って、又は専門評価組織により評価されなければならない。専門評価組織が評価したときは、出資財産の価額は各社員、発起株主の多数⁸⁷により承認されなければならない。

出資財産が出資の時点の実際の価額と比較して割高に評価された場合、各社員、発起株主は、定められた価額と出資財産の評価を終結した時点の実際の価額との差額を連帯して追加出資し、同時に故意に出資財産を実際の価額より割高に評価したことによる損害について連帯して責任を負う。

3. 活動中の出資財産は、有限責任会社及び合名会社については所有者、社員総会、株式会社については取締役会と出資者の合意により評価し、又は専門評価組織が評価する。専門評価組織が評価したときは、出資財産の価額は出資者及び企業により承認されなければならない。

出資財産が出資の時点の実際の価額より割高に評価されたときは、出資者と、有限責任会社及び合名会社については所有者、社員総会の構成員、株式会社については取締役が、定められた価額と出資財産の評価を終結した時点の実際の価額との差額を連帯して追加出資し、同時に故意に出資財産を実際の価額より割高に評価したことによる損害について連帯して責任を負う。

第 38 条 企業の名称

1. 企業のベトナム語の名称は、以下の順序による二つの構成要素からなる。
 - a) 企業の形態。企業の形態の名称は、有限責任会社については「有限責任会社」又は“công ty TNHH”と記載し；株式会社については「株式会社」又は“công ty CP”と記載し；合名会社については「合名会社」又は“công ty HD”と記載し；私人企業については「私人企業」，“DNTN”又は“doanh nghiệp TN”と記載する。
 - b) 固有の名称。固有の名称は、ベトナム語の文字表にある各文字，“F, J, Z, W”の各文字，数字及び記号により記載する。
2. 企業の名称は、企業の本店、支店、駐在事務所、経営拠点に据え付けられなければならない。企業の名称は、企業が発行する各取引文書、資料書類及び印刷物上に印刷又は記載されなければならない。
3. この条並びにこの法律第 39 条、第 40 条及び第 42 条の規定を根拠として、経営登記機関は、企業の登記を予定している名称の承認を拒否する権限を有する。

第 39 条 企業の名称選択における禁止事項

1. この法律第 42 条に規定する既に登記された企業の名称と重複する又は混同を生じさせる名称を選択する。
2. 国家機関、人民武装部隊の名称、政治組織、政治 - 社会組織、政治 - 社会職業組織、社会組織、社会 - 職業組織の名称を企業の固有の名称の全部又は一部として使用する。ただし、当該機関、部隊又は組織の承認がある場合を除く。
3. 民族の歴史伝統、文化、道德及び善良な風俗に違反する用語、記号を使用する。

第 40 条 企業の外国語による名称及び企業の略称

1. 企業の外国語による名称とは、ベトナム語の名称をいずれかのラテン文字系統の外国語に翻訳した名称をいう。外国語に翻訳する際は、企業の固有の名称を維持し、又は外国語における相応する意味に従って翻訳することができる。
2. 企業が外国語による名称を有する場合、企業の外国語による名称は、企業の本店、支店、駐在事務所、経営拠点又は企業が発行する各取引文書、資料書類及び印刷物上に、企業のベトナム語の名称より小さな文字で印刷又は記載される。
3. 企業の略称は、ベトナム語の名称又は外国語による名称を略記したものである。

第 41 条 支店、駐在事務所及び経営拠点の名称

1. 支店、駐在事務所、経営拠点の名称は、ベトナム語の文字表にある各文字、“F, J, Z, W”の各文字、数字及び記号により記載されなければならない。
2. 支店、駐在事務所の名称は、企業の名称に加え、支店については「支店」、駐在事務所については「駐在事務所」という熟語を含まなければならない。
3. 支店、駐在事務所、経営拠点の名称は、支店、駐在事務所及び経営拠点の建物に記載され、又は据え付けられなければならない。支店、駐在事務所の名称は、支店、駐在事務所が発行する各取引文書、資料書類及び印刷物上に、企業のベトナム語の名称より小さな文字で印刷又は記載される。

第 42 条 重複する名称、混同を生じさせる名称

1. 重複する名称とは、登記申請された企業のベトナム語の名称が、既に登記された企業のベトナム語の名称と完全に同一であることをいう。
2. 以下の各場合には、既に登記された企業の名称との混同を生じさせる名称であるとみなされる。
 - a) 登記申請された企業のベトナム語の名称が既に登記された企業の名称と同一の読み方である。
 - b) 登記申請された企業の略称が既に登記された企業の略称と重複する。

- c) 登記申請された企業の外国語による名称が既に登記された企業の外国語による名称と重複する。
 - d) 登記申請された企業の固有の名称が、既に登記された同種の企業の固有の名称と、当該企業の固有の名称の直後の一つの自然数、序数又はベトナム語の文字表にある各文字及び“F, J, Z, W”の各文字のみで異なっている。
 - d) 登記申請された企業の固有の名称が、既に登記された同種の企業の固有の名称と、“&”, “. ”, “+”, “-“, “_”の記号のみで異なっている。
 - e) 登記申請された企業の固有の名称が、既に登記された同種の企業の固有の名称と、既に登記された企業の固有の名称の直前の“tân”又は直後若しくは直前の“mới”という言葉のみで異なっている。
 - g) 登記申請された企業の固有の名称が、既に登記された同種の企業の固有の名称と、「北部」, 「南部」, 「中部」, 「西部」, 「東部」という言葉又は類似する意味を有する各言葉のみで異なっている。
- この項 d 号, d 号, e 号及び g 号に規定する各場合は、既に登記された会社の子会社の場合には適用しない。

第 43 条 企業の本店

企業の本店とは、ベトナムの領土内にある企業の連絡地点であり、家屋番号、路地、通り又は村、社、坊、市鎮、県、区、市社、省所属都市、省、中央直轄都市の名称からなる特定することができる住所；電話番号、ファクシミリ番号及び電子メール（あれば）を有する。

第 44 条 企業の印章

1. 企業は、企業の印章の形式、数量及び内容について決定する権利を有する。
印章の内容は、以下の諸情報を表していなければならない。
 - a) 企業の名称
 - b) 企業コード
2. 企業は、使用する前に、国家企業登記ポータル上で公開するために、印章の印影を経営登記機関に通知する義務を負う。
3. 印章の管理、使用及び保管は会社の定款の規定に従って行われる。
4. 印章は、法令の規定に基づく各場合又は取引の各当事者が印章の使用について合意した場合に使用される。
5. 政府はこの条の詳細を定める。

第 45 条 企業の支店、駐在事務所及び経営拠点

1. 支店は、企業に付属する部局であり、委任による代理の機能を含む企業の機能の全部又は一部を遂行する任務を有する。支店の経営分野、業種は、企業の

経営分野、業種に沿ったものでなければならない。

2. 駐在事務所は、企業に付属する部局であり、委任に基づき企業の利益のために代理し、当該各利益を擁護する任務を有する。
3. 経営拠点は、企業が具体的な経営活動を行う場所である。

第46条 企業の支店、駐在事務所の開設

1. 企業は、国内及び国外に支店、駐在事務所を開設する権利を有する。企業は、一つの行政境界に基づく地方に一つ又は複数の支店、駐在事務所を置くことができる。
2. 国内に支店、駐在事務所を開設する場合、企業は、企業が支店、駐在事務所の所在地を管轄する経営登記機関に支店、駐在事務所の活動登記書類を提出する。書類は以下のものからなる。
 - a) 支店、駐在事務所の開設通知
 - b) 企業の支店、駐在事務所の開設決定の写し及び開設に関する適式な議事録の写し；支店、駐在事務所の指導者である者の公民身分証明カード、人民証明書、旅券又はその他の合法的な個人身分証明書の写し
3. 経営登記機関は、書類を受領した日から3営業日以内に、書類の適式性を審査し、支店、駐在事務所の活動登記証明書を発給する責任を有する。支店、駐在事務所の活動登記証明書の発給を拒否するときは、企業に書面により通知する。通知には、理由及び修正、補充の各要求（あれば）を明記しなければならない。
4. 支店、駐在事務所の活動登記証明書を発給した日から5営業日以内に、経営登記機関は、写しを企業の本店所在地の経営登記機関に送付し；支店、駐在事務所の活動登記証明書の内容に関する情報を税務機関、計算機関に送付し；定期的に支店、駐在事務所の活動登記証明書の内容に関する情報を、その他の権限を有する同級の国家機関、支店、駐在事務所の所在地の県、区、市社、省所属都市人民委員会に送付しなければならない。
5. 企業の法定代表者は、変更があった日から10日以内に、支店、駐在事務所の活動登記証明書の内容変更登記をする責任を負う。
6. 政府はこの条の詳細を定める。

第三章 有限責任会社

第一節 二人以上社員有限責任会社

第47条 二人以上社員有限責任会社

1. 二人以上社員有限責任会社は、企業であり、
 - a) 社員には組織、個人がなり得るが、社員の数に50人を超えてはならない。

- b) 社員は、企業に出資した額の範囲内で、企業の債務及びその他の財産義務について責任を負う。ただし、この法律第 48 条 4 項に規定する場合を除く。
- c) 社員の持分は、この法律第 52 条、第 53 条及び 第 54 条の規定に従ってのみ譲渡することができる。
- 2. 二人以上社員有限責任会社は、企業登記証明書の発給を受けた日から法人格を有する。
- 3. 二人以上社員有限責任会社は、株式を発行することができない。

第 48 条 会社の設立出資の履行及び持分証明書の発行

- 1. 企業の登記時の二人以上社員有限責任会社の定款資本は、各社員が会社への出資を誓約した持分の総額である。
- 2. 社員は、企業登記証明書が発給された日から 90 日以内に、企業の設立登記時に誓約した財産の数量、種類どおりに会社に対し持分を出資しなければならない。会社の社員は、他の各社員の多数の賛成を得たときに限り、誓約した財産の種類と異なる財産により会社に対し持分を出資することができる。この期間中、社員は出資を誓約した持分の割合に相応する各権利及び義務を有する。
- 3. この条第 2 項に規定する期限が経過したが、いまだ出資しない又は誓約した資本金を完全に出資しない社員がいる場合、次のとおり処理される。
 - a) 誓約したとおり出資しない社員は、当然に会社の社員ではなくなる。
 - b) 誓約したとおり持分を完全に出資しない社員は、出資済みの持分に対応する各権利を有する。
 - c) 各社員の出資されていない持分は、社員総会の決定に基づき売却申出される。
- 4. いまだ出資しない又は誓約した資本金を完全に出資しない社員がいる場合、会社は、この条第 2 項の完全に出資を行わなければならない最終日から 60 日以内に、出資された資本金額により定款資本、各社員の持分割合の調整を登記しなければならない。いまだ出資しない又は誓約した資本金を完全に出資しない各社員は、会社が定款資本及び社員の持分の変更登記をするまでに発生した会社の各財務義務について、誓約した持分に対応する責任を負わなければならない。
- 5. 持分を全額出資したときは、会社は社員に対し、出資した持分の価額に対応する持分証明書を発行しなければならない。持分証明書には以下の主要な各内容を記載する。
 - a) 会社の名称、企業コード、本店の住所
 - b) 会社の定款資本

- c) 個人である社員の氏名, 恒久的住所, 国籍, 公民身分証明カード, 人民証明書, 旅券又はその他の合法的な個人身分証明書の番号; 組織である社員の名称, 設立決定番号又は企業コード, 本店の住所
- d) 社員の持分, 資本の価額
- d) 持分証明書の発行番号及び日付
- e) 会社の法定代表者の氏名, 署名
- 6. 持分証明書が紛失, 破棄, 破損又はその他の形態により滅失された場合, 社員は, 会社の定款に定める手順, 手続に従って会社から持分証明書の再発行を受けることができる。

第 49 条 社員登録簿

- 1. 会社は, 企業登記証明書の発給を受けた後, 直ちに社員登録簿を作成しなければならない。社員登録簿には, 以下の主要な各内容を記載する。
 - a) 会社の名称, 企業コード, 本店の住所
 - b) 個人である社員の氏名, 恒久的住所, 国籍, 公民身分証明カード, 人民証明書, 旅券又はその他の合法的な個人身分証明書の番号; 組織である社員の名称, 設立決定番号又は企業コード, 本店の住所
 - c) 社員ごとの持分, 出資済み資本の価額, 出資の時点, 出資した財産の種類, 財産の種類ごとの数量, 価額
 - d) 個人である社員又は組織である社員の法定代表者の署名
 - d) 社員ごとの持分証明書の発行番号及び日付
- 2. 社員登録簿は, 会社の本店で保管される。

第 50 条 社員の権利

- 1. 社員総会の会合に出席し, 社員総会の権限に属する各事項について討論し, 提案し, 議決する。
- 2. 持分に対応する数の議決票を有する。ただし, この法律第 48 条 2 項に規定する場合を除く。
- 3. 会社が租税を全額納め, その他の法律の規定に基づく各財務義務を完了した後に, 持分に対応する利益の分配を受ける。
- 4. 会社が解散, 破産するときに, 持分に対応する会社の残余財産の価額の分配を受ける。
- 5. 会社が定款資本を増資するときに, 優先的に追加出資することができる。
- 6. 法令及び会社の定款の規定に従い, 自己の持分を一部又は全部譲渡し, 贈与し, その他の方法により処分する。
- 7. この法律第 72 条の規定に従い, 自ら又は会社の名義で社員総会の会長, 社長若しくは総社長, 法定代表人及びその他の管理幹部の民事責任を問う訴え

を提起する。

8. この条第9項に規定する場合を除き、定款資本の10パーセント以上又は会社の定款に定めるそれよりも小さな他の割合を保有する社員、社員のグループは、さらに以下の各権利を有する。
 - a) 社員総会の権限に属する諸事項を解決するために会合の招集を請求する。
 - b) 記録を検査、検討、調査し、各取引、会計帳簿、年次財務報告書を監視する。
 - c) 社員登録簿、社員総会の会合の議事録及び各決定並びにその他の会社の各書類を検査、検討、調査及び謄写する。
 - d) この法律及び会社の定款の規定に照らし、会合の手順、手続、条件若しくは決議の内容が適切に実行⁸⁸されない又はこれと合致しないときは、社員総会の会合が終了した日から90日以内に、裁判所に対し、社員総会の決議の取消しを請求する。
9. 会社に一人で定款資本の90パーセントを超えて保有する社員がおり、会社の定款がこの条第8項の規定より小さな割合を定めていない場合、残りの社員グループは、当然にこの条第8項に規定する権利を有する。
10. その他のこの法律及び会社の定款の規定に基づく各権利

第51条 社員の義務

1. 誓約した資本金を完全に期限どおり出資し、会社の各債務及びその他の財産義務について会社に出資した資本金の範囲内で責任を負う。ただし、この法律第48条2項及び4項に規定する場合を除く。
2. 会社に出資した資本を引き出すことはいかなる形式でもできない。ただし、この法律第52条、第53条、第54条及び第68条に規定する場合を除く。
3. 会社の定款を遵守する。
4. 社員総会の決議、決定を執行する。
5. 会社の名義で以下の各行為を行ったときは個人責任を負う。
 - a) 法令違反
 - b) 会社の利益に資する以外の目的で経営又はその他の取引を行い、他人に損害を与えた。
 - c) 会社に財務危機が生じるおそれがあるときに、弁済期未到来の各債務を弁済する。
6. この法律の規定に基づくその他の各義務を履行する。

第52条 持分の買取り

1. 社員は、以下の事項に関する社員総会の決議に不賛成の投票をしたときは、自己の持分の買取りを会社に請求する権利を有する。

a) 社員、社員総会の権利及び義務に係る会社の定款の各内容の修正、補充

b) 会社再編

c) 会社の定款に定めるその他の各場合

持分の買取請求は、書面により、この項に規定する決議が採択された日から 15 日以内に会社に提出しなければならない。

2. この条第 1 項に規定する社員の請求があったときに、価格について合意することができないときは、会社は、請求を受領した日から 15 日以内に、市場価格又は会社の定款に定める方式により算定された価格で当該社員の持分を買い取らなければならない。ただし、その支払いは、買い取る持分について全額を支払ったとしても会社が各債務及びその他の財産義務を全額弁済することができることに限り、行うことができる。
3. 会社がこの条第 2 項の規定に従って持分を買い取らない場合、当該社員は、自己の持分を他の社員又は社員でない者に自由に譲渡する権利を有する。

第 53 条 持分の譲渡

1. この法律第 52 条 3 項並びに第 54 条 5 項及び 6 項に規定する場合を除き、二人以上社員有限責任会社の社員は、以下の規定に従い、自己の持分の一部又は全部を他人に譲渡する権利を有する。

a) 残りの各社員に対し、会社における持分に応じた割合で、同一の条件により持分の売却を申し出なければならない。

b) 売却を申し出た日から 30 日以内に、会社の残りの各社員が購入しない又は全部購入しないときに限り、社員でない者に対し、この項 a 号に規定する各社員に対する売却の申出と同一の条件で譲渡することができる。

2. 譲渡した社員は、この法律第 49 条 1 項 b 号、c 号及び d 号に規定する買主に関する情報が完全に社員登録簿に記載されるまで、依然として会社に対し持分に対応する各権利及び義務を有する。
3. 各社員の持分の譲渡又は変更の結果、会社に社員が一人しかいなくなる場合、会社は一人社員有限責任会社の形態に従って活動し、同時に譲渡の日から 15 日以内に企業登記の内容変更登記をしなければならない。

第 54 条 いくつかの特別な場合における持分の処理

1. 個人である社員が死亡した場合、当該社員の遺言による又は法定の相続人が会社の社員となる。個人である社員が裁判所により失踪宣告を受けた場合、当該社員の民法に基づき財産管理人が会社の社員となる。
2. 社員が民事行為能力の制限を受け又はこれを喪失した場合、会社における当該社員の権利の行使及び義務の履行は後見人を通じて行なわれる。

3. 以下の各場合には、社員の持分は、この法律第 52 条及び第 53 条に従って会社により買い取られ、又は譲渡される。
 - a) 相続人が会社の社員になるのを希望しない。
 - b) この条第 5 項の規定に従って贈与を受けた者が社員になるのを社員総会が承認しない。
 - c) 組織である社員が解散又は破産した。
4. 個人である社員が死亡したが、相続人がいない、相続人が相続の受領を拒否する、又は相続権を剥奪された場合、当該持分は民事に関する法令の規定に従って処理される。
5. 社員は、会社における自己の持分の一部又は全部を他人に贈与する権利を有する。
 贈与を受ける者が配偶者、父母、子、第三相続順位以内の親族⁸⁹である場合、当然に会社の社員となる。贈与を受ける者がその他の者である場合、社員総会の承認を得たときに限り社員となることができる。
6. 社員が債務を支払うために持分を使用する場合、弁済を受けた者は、以下のいずれかの方法により当該持分を使用する権利を有する。
 - a) 社員総会の承認を得て会社の社員となる。
 - b) 当該持分をこの法律第 53 条の規定に従って売却申出し、譲渡する。

第 55 条 会社の管理組織機構

二人以上社員有限責任会社には、社員総会、社員総会の会長、社長又は総社長を置く。11 人以上の社員を有する有限責任会社は、監査役会を設置しなければならない。社員が 11 人未満の場合、会社の管理の需要に合わせて監査役会を設置することができる。監査役会、監査役会の長の権限、任務、義務、資格、条件及び業務体制は、会社の定款の定めるところによる。

第 56 条 社員総会

1. 社員総会は、会社の社員全員からなる最高決定機関である。会社の定款が社員総会の定期会合について定めるが、少なくとも毎年一回開かなければならない。
2. 社員総会は、以下の各権限及び義務を有する。
 - a) 会社の発展戦略及び年次経営計画を決定する。
 - b) 定款資本の増資又は減資を決定し、出資の追加呼び込みの時点及び方法を決定する。
 - c) 会社の発展投資プロジェクトを決定する。
 - d) 市場の開発、マーケティング及び工業技術移転の対策を決定する；会社が直近に公表した時点の財務報告書中に記載された財産の総額の 50 パーセント

ント又は会社の定款に定めるそれよりも小さな割合若しくは価額を超える価額の借入れ、貸付け、財産売却契約を採択する。

- d) 社員総会の会長の選任、免任、罷免。社長又は総社長、会計部門の長及び会社の定款に定めるその他の管理者の任命、免任、罷免、契約の締結及び終了を決定する。
 - e) 社員総会の会長、社長又は総社長、会計部門の長及び会社の定款に定めるその他の管理者に対する給与、賞与及びその他の利益の額を決定する。
 - g) 会社の年次財務報告書、利益の使用及び分配実施計画案又は損失処理実施計画案を承認する。
 - h) 会社の管理組織機構を決定する。
 - i) 子会社、支店、駐在事務所の設立を決定する。
 - k) 会社の定款を修正、補充する。
 - l) 会社再編を決定する。
 - m) 会社の解散又は破産の申立てを決定する。
 - n) この法律及び会社の定款の規定に基づくその他の各権限及び義務
3. 有限責任会社の社員である個人が勾留され、懲役刑の宣告を受け、又は刑法典の規定に基づき裁判所により営業権を剥奪された場合、当該社員は、他人に会社の社員総会への出席を委任するものとする。

第 57 条 社員総会の会長

1. 社員総会は、一人の社員を会長に選任する。社員総会の会長は、会社の社長又は総社長を兼ねることができる。
2. 社員総会の会長は、以下の各権限及び義務を有する。
 - a) 社員総会の議事次第及び活動計画を準備する。
 - b) 社員総会の会合又は各社員からの意見聴取の議事次第、内容、資料を準備する。
 - c) 社員総会の会合を招集し、主宰する、又は各社員からの意見聴取を手配する。
 - d) 社員総会の各決議の実行を監察する、又は監察させる。
 - d) 社員総会を代表して社員総会の各決議に署名する。
 - e) この法律及び会社の定款の規定に基づくその他の各権限及び義務
3. 社員総会の会長の任期は、5 年を超えてはならない。社員総会の会長は、任期の回数に制限なく再選任され得る。
4. 不在又は自己の各権限を行使し、義務を履行するための能力が不十分な場合、社員総会の会長は、会社の定款に定める原則に従い、社員総会の会長の各権限の行使及び義務の履行を書面により一人の社員に委任する。委任を受ける社員がいない場合、いずれかの社員総会の構成員が残りの各社員を招集し、過半

数⁹⁰の原則に従い、社員のうち一人を選任して暫定的に社員総会の会長の権限を行使し、義務を履行させる。

第 58 条 社員総会の招集

1. 社員総会は、社員総会の会長の請求又はこの法律第 50 条 8 項及び 9 項に規定する社員若しくは社員のグループの請求に基づき招集される。社員総会の会合は、会社の定款に異なる定めがある場合を除き、会社の本店で行われなければならない。

社員総会の会長は、社員総会の議事次第、内容、資料を準備し、会合を招集する。社員は、会合の議事次第の内容の追加を書面により提案する権利を有する。提案には、以下の主要な各内容を記載しなければならない。

- a) 個人である社員については、氏名、恒久的住所、国籍、公民身分証明カード、人民証明書、旅券又はその他の合法的な個人身分証明書の番号；組織である社員については、名称、企業コード又は設立決定番号、本店の住所；社員又は委任代表者の氏名、署名
- b) 持分割合、持分証明書の発行番号及び日付
- c) 会合の議事次第に加えるべき提案の内容
- d) 提案の理由

社員総会の会長は、規定に基づく内容を十分に有する提案が社員総会の会合の日の遅くとも 1 営業日前までに会社の本店に送付された場合、提案及び社員総会の会合の議事次第の追加を承認しなければならない。提案が会合の直前に提出された場合、提案は、会合に出席している各社員の多数が賛成すれば承認される。

2. 社員総会の招集通知は、招集状、電話、ファクシミリ又はその他の会社の定款に定める各電子的手段により、社員総会の構成員ごとに直接送付しなければならない。招集通知の内容は、会合の日時、場所及び議事次第を明確にするものでなければならない。

会合の議事次第及び資料は、会合の前に会社の社員に送付されなければならない。会合中に使用される、会社の定款の修正、補充に関する決定、会社の発展の方向性の承認、年次財務報告書の承認、会社の再編又は解散に係する資料は、会合の遅くとも 7 営業日前までに各社員に送付されなければならない。その他の各資料の送付期限は、会社の定款の定めるところによる。

3. 社員総会の会長が、請求を受けた日から 15 日以内に、この法律第 50 条 8 項及び 9 項に規定する社員、社員のグループの請求に基づき社員総会の会合を招集しない場合、当該社員、社員のグループが社員総会の会合を招集する。
4. 会社の定款が定めないときは、この条第 3 項に規定する社員総会の会合の招集請求は、以下の主要な各内容を記載した書面によらなければならない。

- a) 請求する社員ごとに、個人である社員については、氏名、恒久的住所、国籍、公民身分証明カード、人民証明書、旅券及びその他の合法的な個人身分証明書の番号；組織である社員については、名称、企業コード又は設立決定番号、本店の住所；持分割合及び持分証明書の発行番号、日付
 - b) 社員総会の会合の招集を請求する理由及び解決する必要がある事項
 - c) 予定している会合の議事次第
 - d) 請求する社員又はその委任代表者それぞれの氏名、署名
5. 社員総会の会合の招集の請求がこの条第 4 項に規定する内容を十分に有しない場合、社員総会の会長は、請求を受けた日から 7 日以内に、書面により関係する社員、社員のグループに通知しなければならない。

その他の場合には、社員総会の会長は、請求を受けた日から 15 日以内に社員総会の会合を招集しなければならない。

社員総会の会長が規定に従って社員総会の会合を招集しない場合、会社及び関係する会社の社員に生じた損害について法令の下で個人責任を負う。この場合、請求した社員又は社員のグループは、社員総会の会合を招集する権利を有する。社員総会の会合を招集し、実施するための合理的な費用は、会社により償還される。

第 59 条 社員総会の会合の実施要件及び方式

1. 社員総会の会合は、少なくとも定款資本の 65 パーセントを保有する社員が出席するときに実施される；具体的な割合は会社の定款の定めるところによる。
2. 定款が定めない又は異なる定めがない場合、一回目の会合がこの条第 1 項に規定する実施要件を満たすことができなかつた場合における社員総会の会合の招集は、次のとおりとする。
 - a) 一回目の会合の予定日から 15 日以内に、二回目の会合の招集を行わなければならない。招集された社員総会の二回目の会合は、定款資本の少なくとも 50 パーセントを保有する社員が出席するときに行うことができる。
 - b) 二回目の会合がこの条第 2 項 a 号に規定する実施要件を満たさない場合、二回目の会合の予定日から 10 日以内に三回目の会合を招集する。この場合、出席する社員の数、出席する社員の数により代表される定款資本の額にかかわらず、社員総会を行うことができる。
3. 社員、社員の委任代表者は、社員総会の会合に出席し、議決に参加しなければならない。社員総会の会合の進行方式、議決の形式は、会社の定款の定めるところによる。
4. この条に規定する要件を満たす会合が、予定された時間内に会合の議事を完了することができなかつた場合、会合を延長することができる。延長の期間は、

当該会合の開会日から 30 日を超えることはできない。

第 60 条 社員総会の決議

1. 社員総会は、会合における議決、書面による意見聴取又は会社の定款に定めるその他の形式により、権限に属する各決議を採択する。
2. 会社の定款に異なる定めがない場合、以下の各事項に関する決定は、社員総会の会合における議決により採択されなければならない。
 - a) この法律第 25 条に規定する会社の定款の内容の修正、補充
 - b) 会社の発展の方向性の決定
 - c) 社員総会の会長の選任、免任、罷免；社長又は総社長の任命、免任、罷免。
 - d) 年次財務報告書の採択
 - d) 会社の再編又は解散
3. 会社の定款に異なる定めがない場合、社員総会の決議は、以下の各場合において、会合で採択される。
 - a) 会合に出席する社員の持分総額の少なくとも 65 パーセントを代表する投票により承認される。ただし、この項 b 号に規定する場合を除く。
 - b) 会社の直近の財務報告書中に記載された財産の総額の 50 パーセント又は会社の定款に定めるそれよりも小さな割合若しくは価額を超える価額の財産の売却、会社の定款の修正、補充、会社の再編、解散の決定については、会合に出席する社員の持分総額の少なくとも 75 パーセントを代表する投票により承認される。
4. 以下の場合において、社員は社員総会の会合に出席し、議決したものとみなす。
 - a) 会合に直接出席し、議決した。
 - b) 会合に出席し、議決するよう他人に委任した。
 - c) オンライン会議、電子投票又はその他の電子的形式を通じて参加し、議決した。
 - d) 郵便、ファクシミリ、電子メールを通じて会合に投票を送付した。
5. 書面による意見聴取の形式による社員総会の決議は、定款資本の少なくとも 65 パーセントを保有する社員が承認したときに採択される。具体的な割合は会社の定款の定めるところによる。

第 61 条 社員総会の会合の議事録

1. 社員総会の各会合は、議事録として記録されなければならない。録音又はその他の電子的形式による記録及び保存も可能である。
2. 社員総会の会合の議事録は、会合を終結する直前に完成され、承認されなければならない。議事録には以下の主要な内容を記載しなければならない。

- a) 会合の日時，場所；目的，議事次第
 - b) 会合に出席した社員又は委任代表者の氏名，持分割合，持分証明書の発行番号及び日付；会合に出席しなかった社員又は委任代表者の氏名，持分割合，持分証明書の発行番号及び日付
 - c) 討論及び議決された事項；討論された事項ごとの社員の発言意見の要約
 - d) 議決された事項ごとの適式，不適式；賛成，不賛成の議決票総数
 - d) 採択された各決定
 - e) 議事録作成者及び議長の氏名，署名
3. 議事録作成者及び議長は，社員総会の会合の議事録の内容の正確性及び誠実性について連帯して責任を負う。

第 62 条 書面による意見聴取の形式による社員総会の決議の採択手続

会社の定款が定めない又は異なる定めがない場合，決議を採択するための書面による社員の意見聴取の権限及び方式は，以下の規定に従い行われる。

1. 社員総会の会長は，権限に属する各事項に関する決定を採択するため，書面により社員総会の構成員の意見を聴取することを決定する。
2. 社員総会の会長は，決定が必要な内容に関する各報告書，提出書，決議案及び意見聴取票を作成し，社員総会の各構成員に送付する責任を有する。
3. 意見聴取票には，以下の主要な各内容を記載しなければならない。
 - a) 名称，企業コード，本店の住所
 - b) 社員総会の構成員の氏名，住所，国籍，公民身分証明カード，人民証明書，旅券及びその他の合法的な個人身分証明書の番号，持分割合
 - c) 意見聴取が必要な事項及び「賛成」，「不賛成」，「意見なし」の順序による回答
 - d) 意見聴取票を会社へ送付すべき最終期限
 - d) 社員総会の会長の氏名，署名

十分な内容が記載され，会社の社員の署名があり，所定の期限内に会社へ送付された意見聴取票は適式なものとみなされる。
4. 社員総会の会長は，社員が意見を会社へ送付すべき期限が満了した日から 7 営業日以内に，開票し，報告書を作成して，開票結果，採択された決定を各社員に通知しなければならない。開票結果報告書は，社員総会の会合の議事録と同等の価値を有し，以下の主要な各内容を記載しなければならない。
 - a) 意見聴取の目的，内容
 - b) 適式な意見聴取票を送付した社員，委任代表者の氏名，持分割合，持分証明書の発行番号及び日付；意見聴取票を送付しなかった又は適式でない意見聴取票を送付した社員，委任代表者の氏名，持分割合，持分証明書の発行番号及び日付

- c) 意見聴取及び議決した事項；意見聴取した事項ごとの社員の意見の要約（あれば）
- d) 適式，不適式，未受領の意見聴取票の総数；議決された事項ごとの適式な賛成，不賛成の意見聴取票の総数
- d) 採択された各決定及び対応する議決票の割合
- e) 開票者及び社員総会の会長の氏名，署名。開票者及び社員総会の会長は，開票結果報告書の内容の完全性，正確性，誠実性について連帯して責任を負う。

第 63 条 社員総会の決議の効力

会社の定款に異なる定めがない場合，社員総会の決議は，採択された日又は当該決議に記載された効力発生日から執行力を有する。

社員，社員のグループが，裁判所又は仲裁組織に対し，採択された決議の取消しを請求した場合，当該決議は，裁判所又は仲裁組織の決定が執行力を生じるまで引き続き執行力を有する。

第 64 条 社長，総社長

1. 会社の社長又は総社長は，会社の日常的な経営活動を運営する者であり，自己の各権限の行使及び義務の履行に関し，社員総会に対して責任を負う。
2. 社長又は総社長は，以下の各権限及び義務を有する。
 - a) 社員総会の各決議を実行する。
 - b) 会社の日常的な経営活動に関係する各事項を決定する。
 - c) 会社の経営計画及び投資実施計画案を実施する。
 - d) 会社の内部管理規則を発行する。ただし，会社の定款に異なる定めがある場合を除く。
 - d) 会社の各管理職を任命，免任，罷免する。ただし，社員総会の権限に属する役職を除く。
 - e) 会社の名義で契約を締結する。ただし，社員総会の会長の権限に属する場合を除く。
 - g) 会社の組織機構実施計画案を提案する。
 - h) 年次財務決算報告書を社員総会に上程する。
 - i) 利益の使用又は損失処理の実施計画案を提案する。
 - k) 労働者を雇用する。
 - l) 会社の定款，社員総会の決議に基づき社長又は総社長が会社と締結した労働契約に定めるその他の各権限及び義務

第 65 条 社長，総社長に就任する資格及び条件

1. 完全民事行為能力を有し、この法律第 18 条 2 項に規定する企業を管理することができない対象に属さない。
2. 会社の定款に異なる定めがなければ、会社の経営管理について専門性を有し、経験を有する。
3. 国が定款資本の 50 パーセントを超える持分、株式を掌握する会社の子会社については、この条第 1 項及び第 2 項に規定する各資格及び条件のほか、社長又は総社長は、親会社の管理者及び当該会社の国家持分の代表者の配偶者、実父母、養父母、実子、養子、実兄弟姉妹、義兄弟姉妹であってはならない。

第 66 条 社員総会の会長、社長、総社長及びその他の管理者の報酬、給与及び賞与

1. 会社は、経営の結果及び効率性にに基づき、社員総会の会長、社長又は総社長及びその他の管理者に報酬、給与及び賞与を支払う。
2. 社員総会の会長、社長又は総社長及びその他の管理者の報酬、給与は、企業所得税⁹¹に関する法令、関係法令の規定に基づき企業の費用に算入され、会社の年次財務報告書中で個別の項目として表記されなければならない。

第 67 条 社員総会の承認が必要な契約、取引

1. 会社と以下の各対象者との間の契約、取引は、社員総会により承認されなければならない。
 - a) 社員、社員の委任代表者、社長又は総社長、会社の法定代表者
 - b) この項 a 号に規定する者の関係者
 - c) 親会社の管理者、親会社の管理者を任命する権限を有する者
 - d) この項 c 号に規定する者の関係者
2. 契約、取引を締結する者は、当該契約、取引の相手方を社員総会の各構成員、監査役に通知し、契約書の案を添付し、又は予定している取引の主要な内容を通知しなければならない。会社の定款に異なる定めがない場合、社員総会は、通知を受けた日から 15 日以内に、契約又は取引を承認するかどうか決定しなければならない。この場合、契約、取引は、議決権付き資本総額の少なくとも 65 パーセントを代表する社員の賛成を得たときに承認される。各契約、取引に関係を有する社員は、議決の計算に算入することができない。
3. この条第 1 項及び第 2 項の規定に従わずに締結され、会社に損害を与えたときは、契約、取引は無効であり、法令の規定に従って処理される。契約、取引を締結した者、関係する社員及び当該社員の関係者は、発生した損害を賠償し、この条第 1 項及び第 2 項の規定に従わずに締結され、会社に損害を与えた契約、取引により得た各利益を会社に償還しなければならない。

第 68 条 定款資本の変更

1. 会社は、以下の各場合に定款資本を増額することができる。
 - a) 社員の出資を増額する。
 - b) 新たな社員の出資を受け入れる。
2. 社員の出資を増額する場合、増資額は各社員に対しその持分の会社の定款資本中の割合に応じて割り当てられる。社員は、自己の出資権をこの法律第 53 条の規定に従って他人に譲渡することができる。定款資本の増額⁹²決定に反対した社員は、追加出資しなくてよい。この場合、該当社員の増資額は、各社員に異なる合意がなければ、他の各社員に対しその持分の会社の定款資本中の割合に応じて割り当てられる。
3. 会社は、以下の各形式により定款資本を減額することができる。
 - a) 社員に対しその持分の会社の定款資本中の割合に応じて持分の一部を払い戻す。ただし、会社が企業登記の日から 2 年間以上継続して経営活動を行い、社員に払戻しをした後に各債務及びその他の各財産義務を全額弁済することが担保されているときに限る。
 - b) この法律第 52 条の規定に基づき、会社が社員の持分を買い取る。
 - c) 定款資本が、この法律第 48 条の規定に従って、各社員により全額かつ期限どおりに払い込まれない。
4. 定款資本の増額又は減額を完了した日から 10 日以内に、会社は書面により経営登記機関に通知しなければならない。通知には、以下の主要な各内容を記載しなければならない。
 - a) 名称、本店の住所、企業コード
 - b) 定款資本；増額又は減額する予定の資本額
 - c) 増資又は減資の時点、理由及び形式
 - d) 企業の法定代表者の氏名、署名

定款資本を増額する場合、通知に社員総会の決議及び議事録を添付しなければならない。定款資本を減額する場合、通知に社員総会の決議及び議事録並びに直近の財務報告書を添付しなければならない。経営登記機関は、通知を受けた日から 3 営業日以内に、定款資本の増額又は減額に関する情報を更新しなければならない。

第 69 条 利益分配の条件

会社は、経営が黒字で、納税義務及び法令の規定に基づくその他の各財務義務を果たし、かつ、利益分配後に弁済期が到来するその他の各債務及び財産義務を確実に全額弁済する場合に限り、各社員に利益を分配することができる。

第 70 条 払い戻した持分又は分配した利益の回収

定款資本の減額による持分の一部の払戻しがこの法律第 68 条 3 項の規定に違反する又は社員に対する利益の分配がこの法律第 69 条の規定に違反する場合、各社員は、会社に対し、受領した金員、その他の財産を返還しなければならない、又は、各社員が受領した金員、その他の財産を返還するまで、減額された資本又は分配された利益に相当する会社の各債務及びその他の財産義務について連帯して責任を負わなければならない。

第 71 条 社員総会の会長、社長、総社長、法定代表者、監査役及びその他の管理者の責任

1. 会社の社員総会の会長、社長又は総社長、法定代表者、監査役及びその他の管理者は、以下の責任を有する。
 - a) 会社の合法的利益の最大化の確保のために、誠実、慎重、最善の方法で、与えられた各権限を行使し、義務を履行する。
 - b) 会社の利益に忠実であり、私利のため又は他の組織、個人の利益に資するために、会社の情報、ノウハウ、経営機会を使用せず、地位、職務を濫用せず、会社の財産を使用しない。
 - c) 自己及び自己の関係者が所有者である又は支配的な株式、持分を有する各企業について、遅滞なく、完全に、正確に会社に通知する。
 - d) 法令及び会社の定款の規定に基づくその他の各権限及び義務
2. 社長又は総社長は、会社が弁済期の到来した各債務を全額弁済することができないときは、給与を増額し、賞与を支払うことができない。
3. この条第 1 項 c 号に基づく通知書は、以下の内容からなる。
 - a) 自己が持分又は株式を保有する企業の名称、企業コード、本店の住所；当該持分又は株式の割合及び取得時点
 - b) 自己の関係者が定款資本の 10 パーセントを超える株式又は持分を共同で又は単独で保有する企業の名称、企業コード、本店の住所
4. この条第 1 項及び第 3 項に規定する通知による申告は、関係する利益が発生し又は変動した日から 5 営業日以内になされなければならない。会社は、会社の関係者及び彼らと会社との各取引の目録を作成し、更新しなければならない。この目録は、会社の本店に保存される。会社の社員、管理者、監査役及びその委任代理人は、営業時間内に、会社の定款に定める手順、手続に従い、この条第 1 項及び第 3 項に規定する情報の一部又は全部を閲覧し、謄本作成し、複写する権限を有する。

第 72 条 管理者に対する訴えの提起

1. 会社の社員は、以下の各場合には、自ら又は会社の名義で、管理者の義務に違反した社員総会の会長、社長又は総社長、法定代表者及びその他の管理者に

対し、民事責任を問う訴えを提起することができる。

- a) この法律第 71 条の規定に違反した。
 - b) 法令又は会社の定款の規定に照らし、与えられた各権限及び義務を適切かつ十分に行使、履行しない、又はこれに反して行使、履行する。社員総会の決議を実行しない、又は不十分に若しくは時機に後れて実行する。
 - c) 法令及び会社の定款の規定に基づくその他の場合
2. 訴えの提起の手順、手続は、民事訴訟に関する法令の規定に従う。
 3. 社員が会社の名義で訴えを提起した場合の訴え提起の費用は、会社の費用として計算される。ただし、訴えを提起した社員が訴え提起の申立てを却下された場合を除く。

第二節 一人社員有限責任会社

第 73 条 一人社員有限責任会社

1. 一人社員有限責任会社とは、一つの組織又は一人の個人（以下「会社所有者」という。）により所有される企業である。会社所有者は、会社の定款資本の範囲内で会社の各債務及びその他の財産義務について責任を負う。
2. 一人社員有限責任会社は、企業登記証明書の発給を受けた日から法人格を有する。
3. 一人社員有限責任会社は、株式を発行することができない。

第 74 条 会社の設立出資の履行

1. 企業の登記時の一人社員有限責任会社の定款資本は、所有者が出資を誓約し、会社の定款に記載された財産の総額である。
2. 所有者は、企業登記証明書の発給を受けた日から 90 日以内に、企業の設立登記時に誓約した財産の数量、種類どおりに財産を出資しなければならない。
3. この条第 2 項に規定する期限が経過したが、いまだ定款資本を全額出資しない場合、会社所有者は、定款資本を全額出資すべき最終日から 30 日以内に実際に出資した資本金の価額により定款資本の調整を登記しなければならない。この場合、所有者は、会社が定款資本の変更登記をするまでに発生した会社の各財務義務について誓約した持分に対応する責任を負う。
4. 所有者は、定款資本を出資しない、全額出資しない、期限どおりに出資しないことにより生じた会社の各財務義務、損害について自己の財産全部により責任を負う。

第 75 条 会社所有者の権利

1. 組織である会社所有者は、以下の各権利を有する。

- a) 会社の定款の内容を決定し、会社の定款を修正、補充する。
 - b) 会社の発展戦略及び年次経営計画を決定する。
 - c) 会社の管理組織機構を決定し、会社の管理者を任命、免任、罷免する。
 - d) 発展投資プロジェクトを決定する。
 - d) 市場の開発、マーケティング及び工業技術に関する対策を決定する
 - e) 会社の直近の財務報告書中に記載された財産の総額の 50 パーセント又は会社の定款に定めるそれよりも小さな割合若しくは価額を超える価額の借入れ、貸付け及びその他の会社の定款に定める各契約を承認する。
 - g) 会社の直近の財務報告書中に記載された財産の総額の 50 パーセント又は会社の定款に定めるそれよりも小さな割合若しくは価額を超える価額の財産の売却を決定する。
 - h) 会社の定款資本の増額を決定する。会社の定款資本の一部又は全部を他の組織、個人に譲渡する。
 - i) 子会社の設立、他の会社への出資を決定する。
 - k) 会社の経営活動を監察し、評価する。
 - l) 納税義務及びその他の財務義務を果たした後の会社の利益の使用について決定する。
 - m) 会社の再編、解散及び破産の申立てを決定する。
 - n) 会社が解散又は破産を終えた後の会社の財産価額全部を回収する。
 - o) この法律及び会社の定款の規定に基づくその他の権利
2. 個人である会社所有者は、以下の各権利を有する。
- a) 会社の定款の内容を決定し、会社の定款を修正、補充する。
 - b) 会社の投資、経営及び内部管理を決定する。ただし、会社の定款に異なる定めがある場合を除く。
 - c) 定款資本の増額を決定する。会社の定款資本の一部又は全部を他の組織、個人に譲渡する。
 - d) 納税義務及びその他の各財務義務を果たした後の会社の利益の使用について決定する。
 - d) 会社の再編、解散又は破産の申立てを決定する。
 - e) 解散又は破産を終えた後の会社の財産価額全部を回収する。
 - g) この法律及び会社の定款の規定に基づくその他の各権利

第 76 条 会社所有者の義務

1. 会社の定款資本を全額、期限どおりに出資する。
2. 会社の定款を遵守する。
3. 会社所有者の財産と会社の財産を特定し、分別しなければならない。個人である会社所有者は、その個人及び家族の出費と会社の会長及び社長又は総社

長の地位に基づく各出費を分別しなければならない。

4. 会社と会社所有者との間の売買、消費貸借、賃貸借及びその他の各取引は、契約に関する法令及び関係法令の規定を遵守しなければならない。
5. 会社所有者は、定款資本の一部又は全部を他の組織又は個人に譲渡する方法によってのみ、資本を引き出すことができる。その他の形式により会社に出資した定款資本の一部又は全部を引き出した場合、所有者及び関係する個人、組織は、連帯して会社の各債務及びその他の財産義務について責任を負う。
6. 会社所有者は、会社が弁済期の到来した各債務及びその他の財産義務を全額弁済することができないときは、利益を引き出すことができない。
7. この法律及び会社の定款の規定に基づくその他の義務を履行する。

第 77 条 いくつかの特別な場合における会社所有者の権利の行使

1. 会社所有者が定款資本の一部を他の組織若しくは個人に譲渡、贈与し、又は会社が新たな社員を加入させた場合、会社は、二人以上社員有限責任会社又は株式会社の形態に従って活動し、同時に、譲渡、贈与又は新たな社員の加入の日から 10 日以内に、経営登記機関で企業登記の内容変更の登記を行わなければならない。
2. 個人である会社所有者が勾留され、懲役刑の宣告を受け、又は法令の規定に基づき裁判所により営業権を剥奪された場合、当該社員は会社所有者の権利の行使及び義務の履行を他人に委任するものとする。
3. 個人である会社所有者が死亡した場合、遺言による又は法定の相続人が会社所有者又は社員になる。会社は、対応する企業形態に従って活動し、相続の処理が終了した日から 10 日以内に、企業登記の内容変更登記をしなければならない。

個人である会社所有者が死亡したが、相続人がいない、相続人が相続の受領を拒否する又は相続権を剥奪された場合、所有者の持分は民事に関する法令の規定に従って処理される。

4. 個人である会社所有者が民事行為能力の制限を受け又はこれを喪失した場合、会社所有者の権利及び義務は、後見人を通じて行使、履行される。
5. 組織である会社所有者が解散又は破産した場合、所有者の持分の譲渡を受けた者が会社所有者又は社員になる。会社は、対応する企業の形態に従って活動し、譲渡が完了した日から 10 日以内に、企業登記の内容変更登記をしなければならない。

第 78 条 組織により所有される一人社員有限責任会社の管理組織機構

1. 組織により所有される一人社員有限責任会社は、以下のいずれかのモデルに従って管理され、活動する。

- a) 会社の会長，社長又は総社長及び監査役
 - b) 社員総会，社長又は総社長及び監査役
2. 会社の定款に異なる定めがない場合，社員総会の会長又は会社の会長が会社の法定代表者となる。
 3. 会社の定款に異なる定めがない場合，社員総会，会社の会長，社長又は総社長及び監査役の職務，権限及び義務は，この法律の規定に従う。

第 79 条 社員総会

1. 社員総会の構成員は，会社所有者により任命，免任され，3 人から 7 人の構成員からなり，任期は 5 年を超えない。社員総会は，会社所有者の名義で会社所有者の各権利を行使し，義務を履行し；会社の名義で社長又は総社長の権限及び義務を除く会社の各権利を行使し，義務を履行し；この法律の規定及びその他の関係法令の規定に基づき与えられた各権限の行使及び義務の履行について法令及び会社所有者に対して責任を負う。
2. 社員総会の権限，義務及び会社所有者との関係は，会社の定款及び関係法令の規定に従う。
3. 社員総会の会長は，会社の定款に定める手順，手続に従い会社所有者により任命され，又は社員総会の各構成員により過半数の原則により選任される。会社の定款に異なる定めがない場合，社員総会の会長の任期，権限及び義務は，この法律第 57 条の規定及びその他の関係規定に従う。
4. 社員総会の会合の招集権限，方式は，この法律第 58 条の規定に従う。
5. 社員総会の会合は，構成員総数の少なくとも 3 分の 2 が出席するときに行われる。会社の定款に異なる定めがなければ，それぞれの社員は一票ずつ同等の価値の議決票を有する。社員総会は，書面により意見を聴取する形式により決定を採択することができる。
6. 社員総会の決議は，会合に出席した社員の過半数が賛成するときに採択される。会社の定款の修正，補充，会社の再編，会社の定款資本の一部又は全部の譲渡については，会合に出席した社員の少なくとも 4 分の 3 の賛成を得なければならない。
 社員総会の決議は，採択された日又は当該決議中に記載された日から効力を生ずる。ただし，会社の定款に異なる定めがある場合を除く。
7. 社員総会の各会合は，議事録に記録されなければならない，録音又はその他の電子的形式により記録及び保存することができる。社員総会の会合の議事録の内容は，この法律第 61 条の規定に従う。

第 80 条 会社の会長

1. 会社の会長は，所有者が任命する。会社の会長は，会社所有者の名義で会社

所有者の各権利を行使し、義務を履行し、会社の名義で社長又は総社長の権限及び義務を除く会社の各権利を行使し、義務を履行する。この法律、関係法令及び会社の定款の規定に基づき与えられた各権限の行使及び義務の履行について法令及び会社所有者の前に責任を負わなければならない。

2. 会社所有者に対する会社の会長の権限、義務及び業務制度は、会社の定款、この法律及び関係法令の規定に従う。
3. 会社所有者の各権利の行使及び義務の履行に関する会社の会長の決定は、会社所有者の承認を得た日から効力を生ずる。ただし、会社の定款に異なる定めがある場合を除く。

第 81 条 社長、総社長

1. 社員総会又は会社の会長は、会社の日常的な経営活動を運営させるため、社長又は総社長を 5 年を超えない任期で任命又は雇用する。社長又は総社長は、自己の権限の行使及び義務の履行について法令及び社員総会又は会社の会長に対して責任を負う。社員総会の会長、社員総会のその他の構成員又は会社の会長は、社長又は総社長を兼ねることができる。ただし会社の定款に異なる定めがある場合を除く。
2. 社長又は総社長は、以下の各権限及び義務を有する。
 - a) 社員総会又は会社の会長の決定を実行する。
 - b) 会社の日常的な経営活動に関係する各事項を決定する。
 - c) 会社の経営計画及び投資実施計画案を実施する。
 - d) 内部管理規則を発行する。
 - d) 会社の管理者を任命、免任、罷免する。ただし、社員総会又は会社の会長の権限に属する対象者を除く。
 - e) 会社の名義で契約を締結する。ただし、社員総会の会長又は会社の会長の権限に属する場合を除く。
 - g) 会社の組織機構実施計画案を提案する。
 - h) 年次財務決算報告書を社員総会又は会社の会長に上程する。
 - i) 経営における利益の使用又は損失処理の実施計画案を提案する。
 - k) 労働者を雇用する。
 - l) 会社の定款、社長又は総社長が社員総会の会長又は会社の会長と締結した労働契約の定めに基づくその他の権限及び義務
3. 社長又は総社長は、以下の各資格及び条件を備えなければならない。
 - a) 完全民事行為能力を有し、この法律第 18 条 2 項に規定する対象に属さない。
 - b) 会社の定款に異なる定めがなければ、会社の経営の管理について専門性、実務経験を有する。

第 82 条 監査役

1. 会社所有者は、監査役の人数を決定し、監査役を 5 年を超えない任期中で任命し、監査役会を設置する。監査役は、自己の各権限の行使及び義務の履行について法令及び会社所有者に対して責任を負う。
2. 監査役は、以下の各権限及び義務を有する。
 - a) 社員総会、会社の会長及び社長又は総社長による所有者の権利の行使、会社の経營業務の運営管理における合法性、誠実性、慎重性を検査する。
 - b) 財務報告書、経営状況報告書、管理業務評価報告書及びその他の各報告書を会社所有者又は関係国家機関に提出する前に審査し、審査報告書を会社所有者に提出する。
 - c) 会社の経營業務の管理、運営組織機構の修正、補充に係る各対策を会社所有者に提案する。
 - d) 会社の本店、支店、駐在事務所にあるあらゆる書類、資料を検討する。社員総会の構成員、会社の会長、社長又は総社長及びその他の管理者は、監査役の請求に従い、所有者の権利の行使、会社の経営管理、運営及び活動に関する情報を、完全かつ遅滞なく提供する義務を負う。
 - d) 社員総会の各会合及びその他の会社の各会合に出席し、討論を行う。
 - e) 会社の定款の定め又は会社所有者の請求、決定に基づくその他の権限及び義務
3. 監査役は、以下の各資格及び条件を備えなければならない。
 - a) 完全民事行為能力を有し、この法律第 18 条 2 項に規定する対象に属さない。
 - b) 社員総会の構成員、会社の会長、社長又は総社長及び監査役を直接任命する権限を有する者の関係者でない。
 - c) 監査役は、会計、会計監査について専門性、職業経験を有し、又は会社の経営分野、職種について専門性、実務経験を有し、又は会社の定款に定めるその他の資格、条件を備えている。
4. 会社の定款は、各監査役の活動の内容及び連携の方式について具体的に定める。

第 83 条 社員総会の構成員、会社の会長、社長、総社長及び監査役の責任

1. 与えられた各権限の行使及び義務の履行に当たり、法令、会社の定款、会社所有者の決定を遵守する。
2. 会社及び会社所有者の合法的利益の最大化の確保のために、誠実、慎重、最善の方法で、与えられた各権限を行使し、義務を履行する。
3. 会社及び会社所有者の利益に忠実であり、私利のため又は他の組織、個人の利益に資するために、会社の情報、ノウハウ、経営機会を使用せず、地位、職

務を濫用せず、会社の財産を使用しない。

4. 自己及び自己の関係者が所有する又は支配的な株式、持分を有する企業について、遅滞なく、完全に、正確に会社に通知する。この通知は会社の本点及び支店において掲示される。
5. この法律及び会社の定款の規定に基づくその他の権限及び義務

第 84 条 会社の管理者及び監査役の報酬、給与及びその他の利益

1. 会社の管理者及び監査役は、会社経営の結果及び効率性に従った報酬又は給与及びその他の利益を享受する。
2. 会社所有者は、社員総会の構成員、会社の会長及び監査役の報酬、給与及びその他の利益の額を決定する。会社の管理者及び監査役の報酬、給与及びその他の利益は、租税に関する法令、関係法令の規定に基づき会社の費用に算入され、会社の年次財務報告書中で個別の項目として記載されなければならない。
3. 監査役の報酬、給与及びその他の利益は、会社の定款の定めに基づき、会社所有者が直接支払うことができる。

第 85 条 個人により所有される一人社員有限責任会社の管理組織機構

1. 個人により所有される一人社員有限責任会社は、会社の会長、社長又は総社長を有する。
2. 会社の会長は、社長又は総社長を兼任し、又は雇用することができる。
3. 社長又は総社長の権限、義務は、会社の定款、社長又は総社長が会社の会長と締結した労働契約の定めに従う。

第 86 条 会社と関係者との契約、取引

1. 会社の定款に異なる定めがない場合、組織により所有される一人社員有限責任会社と以下の者との間の契約、取引は、社員総会又は会社の会長、社長又は総社長及び監査役により審査、承認されなければならない。
 - a) 会社所有者及び会社所有者の関係者
 - b) 社員総会の構成員、社長又は総社長及び監査役
 - c) この項 b 号に規定する者の関係者
 - d) 会社所有者の管理者、当該管理者を任命する権限を有する者
 - d) この項 d 号に規定する者の関係者

契約を締結する者は、当該契約、取引に関係する相手方について社員総会又は会社の会長、社長又は総社長及び監査役に通知し、同時に契約書の原案又は取引の主要な内容を添付しなければならない。

2. 会社の定款に異なる定めがない場合、社員総会、会社の会長及び監査役は、契約又は取引の承認について通知を受けた日から 10 日以内に多数決、一人一

票の原則に従って決定しなければならない。利害関係を有する者は、議決権を有しない。

3. この条第 1 項に規定する契約、取引は、以下の各条件を完全に満たす場合に限り承認される。
 - a) 契約を締結する又は取引を実施する各当事者が、独立した法主体であり、個別の権利、義務、財産及び利益を有する。
 - b) 契約又は取引中で使用される価格が、契約の締結又は取引の実施時点の市場価格である。
 - c) 会社所有者がこの法律第 76 条 4 項に規定する義務を遵守する。
4. 契約、取引がこの条第 1 項、第 2 項及び第 3 項の規定に従わずに締結され、会社に損害を与えたときは、無効とされ、法令の規定に従って処理される。契約当事者である契約の締結者及び関係者は、連帯して、当該契約、取引の実施により発生した損害について責任を負い、取得した各利益を会社に償還しなければならない。
5. 個人により所有される一人社員有限責任会社と会社所有者又は会社所有者の関係者との間の契約、取引は、会社の個別の書類に記載され、保管されなければならない。

第 87 条 定款資本の変更

1. 一人社員有限責任会社は、以下の各場合に定款資本を変更する。
 - a) 会社の定款資本中の持分の一部を払い戻す。ただし、会社が企業登記の日から 2 年間以上継続して経営活動を行い、所有者に払戻しをした後に各債務及びその他の各財産義務を確実に全額弁済できるときに限る。
 - b) 定款資本が、この法律第 74 条の規定に従って、所有者により全額かつ期限どおりに払い込まれない。
2. 一人社員有限責任会社は、会社所有者が追加投資を行う又は他人の出資を呼び込むことにより、定款資本を増額することができる。所有者は、定款資本の増額の形式及び増資額を決定する。
3. 他人の出資を呼び込むことにより定款資本を増額する場合、会社は、以下のいずれかの形態に従って管理しなければならない。
 - a) 二人以上社員有限責任会社。会社は、定款資本の変更が完了した日から 10 日以内に企業登記の内容変更を通知しなければならない。
 - b) この法律第 196 条の規定に基づく株式会社

第四章 国営企業

第 88 条 国営企業に対する規定の適用

1. 国営企業は、この章の規定、第三章第二節中の関係規定及びこの法律のその

他の関係規定に従って管理される。第四章と第三章の規定及びこの法律のその他の関係規定との間で相違があるときは、この章の規定を適用する。

2. 国が定款資本の 100 パーセント未満を掌握する企業の管理は、この法律第三章第一節及び第五章の規定に基づいて行われる。

第 89 条 管理組織機構

所有者代表機関⁹³は、この法律第 78 条 1 項に規定する二つのモデルのうち一つに基づき、有限責任会社の形式により国営企業の管理組織を決定する。

第 90 条 社員総会

1. 社員総会は、会社の名義でこの法律の規定及びその他の関係法令の規定に基づいて会社の各権利を行使し、義務を履行する。
2. 社員総会は、7 人を超えない会長及びその他の各構成員からなる。社員総会の構成員は、専任制度に従って業務を行い、所有者代表機関により任命、免任、解職又は表彰、懲戒される。
3. 社員総会の会長、その他の構成員の任期は、5 年を超えないものとする。社員総会の構成員は再任されることができ、一つの会社において 2 期を超えて社員総会の構成員に任命されることはできない。

第 91 条 社員総会の権限及び義務

1. 社員総会は、会社が所有者である又は株式、持分を保有する会社に対し、会社の名義で、所有者、株主、社員の各権利を行使し、義務を履行する。
2. 社員総会は以下の各権限及び義務を有する。
 - a) 企業における経営、生産に投資する国家資本の管理、使用に関する法律の規定に基づいて企業の生産、経営の各内容を決定する。
 - b) 支店、代表事務所及び付属経理部局の設立、再編、解散を決定する。
 - c) 会社の年次の経営生産計画、市場の開発とマーケティング、工業技術の方針を決定する。
 - d) 内部会計監査活動を行い、会社内部の会計監査部局の設立を決定する。
 - d) この法律、関係法令及び会社の定款に基づくその他の権限及び義務

第 92 条 社員総会の構成員の資格及び条件

1. 経営管理又は企業の活動領域、分野、業種において、専門性、実務経験を有する。
2. 所有者代表機関の指導者、副指導者級の者、社員総会の構成員、会社の社長、副社長又は総社長、副総社長、会計部門の長、会社の監査役の配偶者、父母、養父母、実子、養子、実兄弟姉妹、義兄弟姉妹でない。
3. 国家機関、政治組織、政治 - 社会組織の幹部、公務員ではない、又は構成員

の企業⁹⁴における管理，運営者ではない。

- 4 国営企業において，この法律の規定に基づいて，社員総会の会長，社員総会の構成員，会長，社長，副社長又は総社長，副総社長の地位を以前に解職されたことがない。
5. 会社の定款に定められたその他の資格及び条件

第 93 条 社員総会の構成員の免任，解職

1. 社員総会の会長とその他の構成員は，以下の各場合に免任される。
 - a) この法律第 92 条に規定する資格及び条件を満たさなくなった。
 - b) 辞職届を提出し，所有者代表機関の書面による承認を得た。
 - c) 転任，他の仕事の配属の決定を得た又は定年退職した。
 - d) 与えられた担当業務について能力が十分でない。民事行為能力を喪失し又は制限を受けた。
 - d) 健康状態が十分でない又は社員総会の構成員の職務を保つ威信が残っていない。
2. 社員総会の会長及びその他の構成員は，以下の各場合に解職される。
 - a) 会社が，年次計画の各目標，指標を達成せず，所有者代表機関の要求に従い投資資金を保全，発展せず，かつ，その客観的原因を説明できない又は原因の説明が所有者代表機関の承認を得られない。
 - b) 訴追されて裁判で有罪を宣告される。
 - c) 権限の行使，義務の履行に当たり誠実でない，又は私利のため若しくは他の組織，個人の利益に資するために，地位，職務を濫用し，会社の財産を使用する；会社の財務状況と経営生産結果につき誠実でない報告をする。
3. 免任，解職の決定の日から 60 日以内に，所有者代表機関は，後任者の採用，任命を審査，決定する。

第 94 条 社員総会の会長

1. 社員総会の会長は，所有者代表機関から任命される。社員総会の会長は，自己の会社とその他の会社の社長又は総社長を兼ねることができない。
2. 社員総会の会長は以下の権限及び義務を有する。
 - a) 社員総会の四半期ごと及び年次の活動計画の作成
 - b) 社員総会の会合の議事次第及び資料を準備し，又は意見を聴取する。
 - c) 社員総会の会合を招集し主宰する，又は社員総会の各構成員の意見を聴取する。
 - d) 所有者代表機関の決議及び社員総会の決議を実行する。
 - d) 会社の戦略目標実現結果，会社の活動結果，社長又は総社長の運営管理結果を監督させ，又は直接監督し，評価する。

- e) 法令の規定に基づいて会社の情報を公表、公開する。公表された情報の十分性、適時性、正確性、誠実性と体系性につき責任を負う。
- g) この法律、関係法令及び会社の定款の規定に基づくその他の権限及び義務
- 3. この法律第 93 条に規定する各場合のほか、この条第 2 項に規定する各任務を遂行できない場合、社員総会の会長は任免、解職され得る。

第 95 条 社員総会のその他の構成員の権限及び義務

- 1. 社員総会の会合に出席し、社員総会の権限に属する各事項について討論し、提案し、議決する。
- 2. 記録簿を検査、検討、調査、筆写又は謄本作成し、会社の各取引、会計帳簿、年次財務報告書、社員総会の会合の議事録簿、その他の各文書及び資料を監視する。
- 3. この法律、関係法令及び会社の定款に基づくその他の権限及び義務

第 96 条 社員総会の会長と各構成員の責任

- 1. 法令、会社の定款、会社所有者の決定を遵守する。
- 2. 会社及び国家の合法的利益の最大化の確保のために、誠実、慎重、最善の方法で、各権限を行使し、義務を履行する。
- 3. 会社及び国家の利益に忠実であり、私利のため又は他の組織、個人の利益に資するために会社の情報、ノウハウ、経営機会、地位、職務、会社の財産を使用しない。
- 4. 自分及び関係者が所有者である又は株式、持分を保有する企業について、会社に対し、遅滞なく、十分にかつ正確に通知する。この通報は会社の本店及び支店に掲示される。
- 5. 社員総会の決議を執行する。
- 6. 会社の名義を悪用して法令違反行為を行い、会社の利益に資することを目的とせずに経営又はその他の取引を行い、他人に損害を与え、会社に生じる可能性がある不測の財務危機があるときに弁済期末到来の債務を弁済した場合、個人責任を負う。
- 7. 社員総会の構成員が与えられた権限の行使及び義務の履行に当たり義務違反行為をしたことを発見した場合、その他の社員総会の構成員は、書面により所有者代表機関に報告し、違反行為の終了及びその悪影響の克服解決を請求する義務を負う。

第 97 条 社員総会の業務制度、会合の実施要件と方式

- 1. 社員総会は、集団の制度に基づいて業務を行う。その権限、義務に属する事項の審査と決定のため四半期に少なくとも一回は召集される。討論を求めな

い事項について、社員総会は会社の定款の定めに基づき、書面により各構成員の意見を収集することができる。

社員総会は、緊急事項の解決のため、会社所有者代表機関の請求又は社員総会の会長若しくは社員総会の構成員総数の 50 パーセント超若しくは社長若しくは総社長の要請に基づいて、臨時会を招集することができる。

2. 社員総会の会長又は社員総会の会長から委任を受けた構成員は、議事次第と資料の内容の決定準備につき責任を負い、その社員総会の会合を招集し、主宰する。社員総会の各構成員は、会合の議事次第について書面により提案する権限を有する。会合の内容と各資料は、社員総会の各構成員及び会合への出席を招かれた代表者（もしあれば）に対し、会合日の少なくとも 3 営業日前までに送付されなければならない。会社所有者代表機関に対する会社の定款の修正、補充の提案、会社の発展の方向性の採択、年次財務報告書の採択、会社の再編と解散について、会で使用される個別の資料は、各構成員に対し、会合日の遅くとも 5 営業日前までに送付されなくてはならない。
3. 招集通知は、招集状、電話、ファクシミリ又はその他の電子的方法で、招集される社員総会の構成員及びその他の代表者に対して一人ずつ直接通知される。招集通知の内容は、会合の時間と場所と議事次第の内容を明確にするものでなければならない。必要なときは、オンライン会議の形式を利用することができる。
4. 社員総会の各構成員の意見聴取の会合は、構成員の合計数の少なくとも 3 分の 2 が参加したときに適式なものとなる。社員総会の決議は、議決に参加した社員総会の構成員総数の過半数が賛成した時に採択される。得票数が等しい場合、社員総会の会長又は社員総会の会長から会合を主宰する権限の委任を受けた者が賛成票を投じた内容が、採択される内容となる。社員総会の構成員は、自己の意見を保留し、会社所有者代表機関に提案する権限を有する。
5. 社員総会の構成員の意見を書面により聴取する場合、構成員総数の過半数が賛成したときに、社員総会の決議は採択される。
決議は、一つの書面の複数の写しを使用する方法で採択され得る。ただし、それぞれの写しに社員総会の構成員の署名が一つ以上あるときに限る。
6. 会合の内容と議事次第に基づき、必要と認めるときは、社員総会は、関係各機関、組織の権限を有する代表者を招き、会合に出席して議事次第中の具体的な各事項を討論してもらう権限又は責任を有する。会合への出席を招かれた機関、組織の代表は、意見を発言する権利を有するが議決には参加しない。会合への出席を招かれた代表が発言した意見は、会合の議事録に十分に記載される。
7. 討論された事項の内容、発言された意見、議決の結果、社員総会が採択した

決定、社員総会の会合の結論は、議事録に記載されなくてはならない。会合の議長と書記は社員総会の会合の議事録の正確性と誠実性につき共同で責任を負わなくてはならない。会合の終結の前に、社員総会の会合の議事録は完結させ採択を受けなければならない。議事録には以下の主要な内容を記載しなくてはならない。

- a) 会合の時間、場所、目的、議事次第の内容。会に出席した構成員の名簿；討論して議決された事項；討論された事項ごとの構成員の発言意見の要約
 - b) 白票の方式の適用がない場合における賛成及び不賛成の票数、又は白票の方式の適用がある場合の賛成、不賛成、意見なしの票数
 - c) 採択された各決定。出席した構成員の氏名、署名
8. 社員総会の構成員は、会社及び会社が定款資本の 100 パーセントを掌握する子会社における社長、副社長又は総社長、副総社長、会計部門の長及び管理、運営者、他の各企業における会社の持分代表者に対し、社員総会が定めた情報規則又は社員総会の決議に基づいて、企業の財務状況、活動状況に関する情報、資料の提供を請求する権限を有する。情報提供を請求された者は、社員総会の構成員の請求に従って遅滞なく、十分に、正確に各情報を提供しなくてはならない。ただし、社員総会が異なる決定をする場合は除く。
 9. 社員総会は、自己の任務実現のために会社の運営組織、援助部局（もしあれば）と、会社の印章を使用する。
 10. 社員総会の活動費は、給与、手当、その他報酬を含めて、会社の管理費用に算入される。
 11. 必要がある場合、社員総会はその権限に属する各重要事項の決定の前に国内外の諮問専門家の意見聴取を行う。諮問専門家の意見聴取の費用は会社の財務管理規則の定めるところによる。
 12. 社員総会の決議は、採択された日又は当該決議中に記載された発効日から効力を有する。ただし、所有者代表機関の承認を得なければならない場合を除く。

第 98 条 会社の会長

1. 会長は、法令に基づいて所有者代表機関により任命される。会長の任期は 5 年を超えない。会長は再任され得るが、合計で二期を超えない。会長の資格、条件及び免任、解職される各場合は、この法律第 92 条及び第 93 条の定めるところによる。
2. 会長は、企業における経営、生産に投資する国家資本の管理、使用に関する法律の規定に従って、会社における直接所有者代表者⁹⁵の各権利を行使し、義務を履行する。その他の各権限及び義務はこの法律第 91 条及び第 96 条の規定にならう。

3. 会長の給与、賞与及びその他の経済的利益は、所有者代表機関により決定され、会社の管理費用に算入される。
4. 会長は、自己の権限を行使し、義務を履行するために、会社の管理、運営組織、援助部局（もしあれば）及び会社の印章を使用する。必要がある場合、会社の会長は、その権限に属する重要な事項を決定する前に、国内外の諮問専門家の意見を聴取する。諮問専門家の意見聴取費用は、会社の財務管理規則の定めるところによる。
5. この条第 2 項に規定する権限に属する各決定は、書面で作成され、会長職としての署名（会長が、社長又は総社長と兼務している場合を含む。）がなされなくてはならない。
6. 会社の会長の決定は、署名の日又は当該決定中に記載された発効日から効力を有する。ただし、所有者代表機関の承認を得なければならない場合を除く。
7. 会社の会長は、30 日を超えてベトナムを離れる場合、会社の会長の権限を行使し、義務を履行するため書面により他人に委任をしなくてはならない。委任は遅滞なく書面により所有者代表機関に対して通知されなくてはならない。その他の委任は、会社の内部管理規則の定めに従って行なわれる。

第 99 条 社長、総社長

1. 社長又は総社長は、社員総会又は会社の会長により任命され、又は所有者代表機関の承認を得た人事実施計画案に従って雇われる。会社は一人若しくは複数の副総社長又は副社長を持つ。副総社長又は副社長の数と任命権限は会社の定款の定めるところによる。副社長と副総社長の権限及び義務は会社の定款又は労働契約の定めるところによる。
2. 社長又は総社長は、会社の日常的な各活動を運営する任務を有し、以下の権限及び義務を有する。
 - a) 会社の経営計画、経営実施計画案、投資計画を実行し、実行の結果を評価する。
 - b) 社員総会、会社の会長及び会社所有者代表機関の決議を実行し、実行結果を評価する。
 - c) 会社の日常的な業務を決定する。
 - d) 社員総会又は会長が承認した会社の内部管理規則を実施する。
 - d) 会社名義で契約を締結し、合意する。ただし、社員総会の会長又は会長の権限に属する場合を除く。
 - e) 会社の各管理職の任命、雇用、免任、解職、契約終了。ただし、社員総会又は会長の権限に属する管理職を除く。
 - g) 労働者を採用する。
 - h) 社員総会又は会社の会長に対し、経営計画目標の実行結果に関する四半

期ごとの報告書及び年次財務報告書を作成し、提出する。

- i) 必要と認めるとき、会社再編実施計画案を提案する。
- k) 税金とその他会社の財産義務を差し引いた後の利益の分配と使用を提案する。
- l) 法令及び会社の定款の規定に基づくその他の権限及び義務

第 100 条 社長、総社長の資格、条件

1. 経営管理又は会社の経営領域、分野、業種において、専門性、実務経験を有する。
2. 所有者代表機関の指導者、副指導者級の者の配偶者、父母、養父母、実子、養子、実兄弟姉妹でない。
3. 社員総会の構成員の配偶者、父母、養父母、実子、養子、実兄弟姉妹でない。
4. 会社の副総社長、副社長、会計部門の長の配偶者、父母、養父母、実子、養子、実兄弟姉妹でない。
5. 会社の監査役の配偶者、父母、養父母、実子、養子、実兄弟姉妹、義兄弟姉妹でない。
6. 同時に国家機関、政治組織、政治社会組織における幹部、公務員でない。
7. 国営会社又は国営企業において、この法律の規定に基づいて、社員総会の会長、社員総会の構成員、会長、社長又は総社長、副総社長、副社長の地位を以前に解職されたことがない。
8. 他の企業の社長又は総社長を兼職しない。
9. 会社の定款に定められたその他の各資格、条件

第 101 条 社長、総社長、その他会社を管理する立場の者の免任、解職

1. 社長又は総社長は、以下の各場合において免任される。
 - a) この法律第 100 条に規定する資格及び条件を満たさなくなった。
 - b) 休職（休業）請求届がある。
2. 社長又は総社長は以下の各場合に解職される。
 - a) 企業が法令の規定に従った資本の保全をしない
 - b) 会社が年次経営計画目標を達成しない。
 - c) 新しい企業の発展戦略及び経営計画の要求に応える十分な能力がない。
 - d) 企業が法令に違反する又は法令の規定に反した経営計画を有する。
 - d) この法律第 96 条に規定する管理者の各義務の一つにでも違反する。
 - e) 会社の定款に定めるその他の各場合。
3. 副総社長、副社長、会計部門の長及びその他の会社の管理者の免任、解職の場合は、会社の定款の定めるところによる。

第 102 条 監査役会

1. 会社の規模を根拠に、所有者代表機関は監査役一人を任命する決定又は 3 人から 5 人の監査役からなる監査役会を設置する決定を行う。監査役の任期は 5 年を超えず、再任され得るが、いずれの個人も 2 期を超えない限りにおいて一つの会社の監査役として任命され得る。
2. 監査役会は、以下の権限及び義務を有する。
 - a) 会社の発展戦略と経営計画の実現、会社の戦略目標と計画目標の実現を監査する。
 - b) 社員総会の構成員、社員総会、社長又は総社長の各権限の行使、義務の履行を監察し、評価する。
 - c) 内部会計監査規則、不慮の事態の管理及び予防規則、報告規則並びに会社のその他の内部管理規則の効力及び遵守の程度を監察し、評価する。
 - d) 会計業務、会計帳簿並びに財務報告書、各添付資料及び関係する資料の内容において、合法性と体系性及び誠実性を監察する。
 - d) 会社とその関係者との各取引を監察する。
 - e) 大規模投資計画、売買取引、その他の会社の大規模な経営取引又は臨時の経営取引の実行につき監査する。
 - g) この項 a 号、b 号、c 号、d 号、d 号及び e 号に規定する各内容について、所有者代表機関及び社員総会に対し、評価、提案報告書を作成して送付する。
 - h) 所有者代表機関の請求又は会社の定款の定めに基づくその他の各権限を行使し、義務を履行する。
3. 監査役に対する給与、賞与は、所有者代表機関により、決定され、支払われる。
4. 政府はこの条の詳細を定める。

第 103 条 監査役の資格及び条件

1. 財務、会計、会計監査、法律、経営管理において一つの専門分野があり、3 年以上の職業経験がある。監査役会の長は、財務、会計、会計監査、法、経営管理の養成の専門分野に関係する業務経験が少なくとも 5 年ある。
2. 会社の労働者でない。
3. 以下の対象者の配偶者、父母、養父母、実子、養子、実兄弟姉妹、義兄弟姉妹でない。
 - a) 会社の所有者代表機関の指導者、副指導者級の者
 - b) 会社の社員総会の構成員
 - c) 副社長又は副総社長、会社の会計部門の長
 - d) 会社のその他の監査役
4. 他の企業の社長又は総社長を兼任しない。

5. 国営企業でない会社の監査役，社員総会の構成員，取締役には，同時になっていない。
6. 会社の定款に定められたその他の各資格及び条件

第 104 条 監査役会及び監査役の権限

1. 社員総会の会合に出席する。正規非正規を問わず，所有者代表機関と社員総会が諮問，意見交換する会に参加する。社員総会，社員総会の構成員，社長又は総社長に対して，発展投資に関する各計画，プロジェクト又はプログラム及び会社の運営管理におけるその他の決定について質問して説明を求める権限を有する。
2. 会社の会計，報告，契約，取引に関する書類及びその他の資料を検討する。必要と認めるとき又は所有者代表機関の請求に従って，社員総会，社員総会の構成員，社長又は総社長の運営管理業務を検査する。
3. 経営活動の実情，会社財務の実情，会社内部管理規則の運用と効果の実情を検討，評価する。
4. 社員総会の構成員，社長，副社長又は総社長，副総社長，会計部門の長とその他の管理者に対して，会社の管理と投資，経営活動におけるすべての範囲について報告と情報提供を請求する。
5. 法令及び会社の定款の規定に従い各任務を遂行するため必要と認めるとき，会社の管理担当者に子会社の財務の実情，子会社の経営活動の実情と結果について報告を請求する。
6. 社員総会の構成員，社長若しくは総社長及びその他の管理者が彼らの権限，義務及び責任に関する規定に違反していること又はそれらの各規定に反するおそれがあることを発見した場合；又は法令違反行為，经济管理に関する規定への違反，会社の定款又は会社の内部管理規則の定めへの違反を発見した場合，会社所有者代表機関，監査役会のその他の各構成員及び関係する個人に対して，直ちに報告しなければならない。
7. 所有者代表機関に対し，会計監査につき助言する任務を遂行し，監査役会が与えられた各権限を行使し，義務を履行するに当たり直接補助する部門の設立を要請する。
8. 会社の定款に定めるその他の各権限を行使する。

第 105 条 監査役会及び監査役の業務制度

1. 監査役会の長は，会社において専任して業務を行う。その他の各構成員は 4 つ以下の国営企業の監査役会に参加することができるが，所有者代表機関の書面による同意を得なければならない。
2. 監査役会の長は，監査役会の月次，四半期ごと及び年次の業務計画を作成す

る。各構成員に具体的な任務と業務を割り当てる。

3. 監査役は、独立して主体的に割り当てられた任務と業務を実行する。必要と認める時には、計画外、割り当てられた範囲外の任務、監査業務を実行することを提案する。
4. 監査役会は、少なくとも月に 1 回、検査結果報告書を精査し、評価し、採択して所有者代表機関に提出する。引き続き行われる監査役会の活動計画を討論し採択する。
5. 監査役会の決定は、会合に出席した構成員の多数が賛成した時に採択される。採択された決定の内容と異なる各意見は、十分に、正確に記録され、所有者代表機関に報告されなくてはならない。

第 106 条 監査役 の 責任

1. この法律及び会社の定款に定められた各権限の行使及び義務の履行に当たり、法令、会社の定款、所有者代表機関の決定及び職業倫理を遵守する。
2. 国家の利益及び会社における関係者の合法的利益を保護するため、誠実、慎重、最善の方法で、与えられた各権限を行使し、義務を履行する。
3. 国家と会社の利益に忠実であり、私利のため又は他の組織、個人の利益に資するために、会社の情報、ノウハウ、経営機会の使用、地位、職務、会社の財産の濫用をしてはならない。
4. この法律及び会社の定款に定めるその他の各義務
5. この条第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 4 項に規定する義務に違反して会社に損害を与えた場合、各監査役は個人又は連帯で損害賠償責任を負う。違反の性質、程度と損害に応じて、法令の規定に従って懲戒処分、行政違反処罰又は刑事責任の追及がなされる。
6. 監査役が、この条第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 4 項に規定する義務の違反により直接又は間接に得たすべての収入その他の利益は会社に返還されなくてはならない。
7. 監査役が与えられた権限の行使及び義務の履行に当たり義務違反をしたことを発見した場合、その他の監査役会の構成員は、書面により所有者代表機関に報告し、違反行為の終了及びその悪影響の克服解決を請求する義務を負う。

第 107 条 監査役 の 免 任、 解 職

1. 監査役は以下の各場合に免任される。
 - a) この法律第 103 条に規定する監査役の資格及び条件を満たさなくなった。
 - b) 辞職届を提出して所有者代表機関が承認する。
 - c) 所有者代表機関又はその他の権限を有する機関により、他の任務を遂行するよう割当てを受けた。

- d) 会社の定款に定めるその他の場合
- 2. 監査役は以下の各場合に解職される。
 - a) 割り当てられた任務，業務を完成しない。
 - b) 3 か月間連続して権限を行使せず，義務を履行しない。ただし，不可抗力の場合を除く。
 - c) この法律及び会社の定款に定める監査役の義務の重大な又は多数回の違反
 - d) 会社の定款の定めに基づくその他の場合

第 108 条 定期的な情報公表

- 1. 会社は，会社及び所有者代表機関のウェブサイト⁹⁶に，定期的に以下の情報を公表しなくてはならない。
 - a) 会社及び会社の定款に関する基本情報
 - b) 全体的目標，年次経営計画の具体的な目標，指標
 - c) 財務年度が終了した日から 150 日以内に独立会計監査組織⁹⁶により会計監査された年次財務報告書及びその要約
 - d) 独立会計監査組織により会計監査された半期分の財務報告書及びその要約；公開期限は毎年 7 月 31 日より前でなければならない。
この項 c 号及び d 号に規定する情報公表の内容は，親会社の財務報告書及び連結財務報告書からなる。
 - d) 年次及び直近過去 3 年分の経営生産計画の実施結果の評価報告書
 - e) 計画又は入札（もしあれば）に基づいて与えられた公益的任務とその他の社会的責任の実施結果の報告書
 - g) 会社の管理，組織の実情に関する報告
- 2. 会社管理の実情報告は，以下の各情報からなる。
 - a) 所有者代表機関，所有者代表機関の指導者及び副指導者級の者に関する情報
 - b) 専門の程度，職業経験，過去に務めた管理的地位，任命された方式，与えられた管理業務，給与，賞与の額，給与及びその他の各利益の支払方法を含む会社の管理者に関する情報。会社の管理者の関係者及び利害関係者，会社の管理者である地位に基づく年次の自己点検及び自己評価書
 - c) 所有者代表機関と関係を有する各決定。社員総会又は会長の決定，決議
 - d) 監査役会，監査役，その活動に関する情報
 - d) 労働者，準公務員大会⁹⁷に関する情報；年平均及び報告時点における労働者数，労働者の年平均給与及びその他の利益に関する情報
 - e) 監査機関の結論報告書（もしあれば）及び監査役会，監査役の各報告書
 - g) 会社の関係者，会社と関係者との取引に関する情報

- h) 会社の定款に定めるその他の各情報
- 3. 報告され公表された情報は、法律の規定に従って、十分で、正確で、適時のものでなければならない。
- 4. 法定代表者又は情報公表につき委任を受けた者は情報公表を実行する。法定代表者は、公表された情報の十分性、適時性、誠実性、正確性に責任を負わなくてはならない
- 5. 政府はこの条の詳細を定める

第 109 条 臨時の情報公表

1. 会社は、ウェブサイト及び印刷物（もしあれば）、会社の本店及び経営拠点に掲示する方法で、以下の出来事が発生してから 36 時間以内に臨時の情報を公表しなければならない。
 - a) 封鎖された又は封鎖後に再び活動許可を得た会社の銀行口座
 - b) 経営活動の一部又は全部の一時停止；企業登記証明書，設立許可証，設立及び活動許可証，活動許可証又は会社の経営に係るその他の許可証が回収されたこと
 - c) 企業登記証明書，設立及び活動許可証，活動許可証又は企業活動に係るその他すべての許可証，証明書の内容の修正，補充
 - d) 社員総会の構成員，会長，社長，副社長又は総社長，副総社長，監査役会の長又は監査役，会計部門の長，会計財務部長からなる会社の管理者の変更
 - d) 企業の管理者【*người quản lý doanh nghiệp*】の一人に対するものであっても、規律違反の処分の決定，提訴，判決，裁判所の決定がなされたこと
 - e) 企業の法令違反業務に関する監査機関又は税務機関の結論
 - g) 独立会計監査組織の変更の決定又は財務につき報告する会計監査の拒否
 - h) 設立，解散，新設合併，吸収合併，子会社の変更の決定；その他の会社への投資，減資又は投資の撤退の決定
2. 政府はこの条の詳細を定める。

第五章 株式会社

第 110 条 株式会社

1. 株式会社は、企業であり、
 - a) 定款資本が株式と呼ばれる均等な多数の部分に分けられている。
 - b) 株主には組織，個人がなり得る。株主は最低 3 人とし，最大数は限定しない。
 - c) 株主は、債務及びその他の企業の財産義務につき、企業に出資した額の範囲内で責任を負う。

- d) 株主は自己の株式を他人に自由に譲渡できる権利を有する。ただし、この法律 119 条 3 項と 126 条 1 項の場合を除く。
- 2. 株式会社は、企業登記証明書の発給を受けた日から法人格を有する。
- 3. 株式会社は資本を呼び込むため各種の株式を発行する権利を有する。

第 111 条 株式会社の資本

- 1. 株式会社の定款資本は、発行した各種株式の額面額の総額である。企業設立登記の時点で存在する株式会社の定款資本は、購入登録されて会社の定款に記載された各種株式の額面額の総額である。
- 2. 発行済み株式とは、会社に対し、各株主が全額を払い込んだ引受募集対象株式である。企業設立登記の時点において、発行済み株式は、各種購入登録済み株式の総数である。
- 3. 株式会社の引受募集対象株式は、株主総会が資本を呼び込むために発行を決定する各種株式の総数である。企業登記の時点における株式会社の引受募集対象株式の数は、会社が資本を呼び込むために発行する各種株式の総数であり、購入登録済み株式と購入未登録株式からなる。
- 4. 未発行の株式とは、引受募集対象株式で、まだ払込みがされていないものである。企業設立登記の時点で、未発行の株式は、各購入登録未株式の総数である。
- 5. 会社は以下の各場合において、定款資本を変更できる。
 - a) 会社が会社登記の日から 2 年間以上継続して経営活動を行い、株主への資本返還後も各債務及びその他の各財産義務を確実に全額弁済することができるときは、会社は、株主総会の決定に基づき、株主に対し、会社における保有割合に応じて持分の一部を返還する。
 - b) 会社は、この法律第 129 条及び第 130 条に規定する発行済み株式の買取りを行う。
 - c) 定款資本が、この法律第 112 条の規定に従って、各株主により全額かつ期限内に払い込まれない。

第 112 条 企業登記の際に購入登録がされた株式の払込み

- 1. 各株主は、企業登記証明書の発給を受けた日から 90 日の期限内において購入登録済み株式につき全額の払込みをしなければならない。ただし、会社の定款又は株式購入登録契約がそれと異なるより短い期限を定める場合を除く。取締役会は監察責任を負い、購入登録をした各株主の各株式につき、全額かつ期限どおりの払込みを督促する。
- 2. 会社が企業登記証明書の発給を受けた日から、この条第 1 項に規定する購入登録済み株式につき払い込まなければならない最終日までの期限内において

は、各株主の議決票数は、購入登録済み普通株式の数に従って計算される。ただし、会社の定款が異なる定めを有する場合を除く。

3. この条第 1 項に規定する期限が過ぎても、株主が購入登録済み株式につきまだ払込みしない又は一部だけ払込みした場合、以下の規定に従う。
 - a) 購入登録済み株式につきまだ払込みしていない株主は、当然に会社の株主でなくなり、他人に対して株式購入権を譲渡できない。
 - b) 購入登録済み株式の一部だけ払込みをした株主は、払い込んだ株式の数に応じて、議決権、利益配当請求権⁹⁸及びその他の各権利を有する。他人に対して、まだ払込みしていない株式購入権を譲渡できない。
 - c) まだ払込みされていない株式は、未発行の株式とみなされ、取締役会が発行権を得る。
 - d) 会社は、この条第 1 項の規定に従って購入登録済み株式の払込み期限終了の日から 30 日以内に、全額払込みされた株式の額面額の価額に基づき、定款資本の調整の登記と、発起株主の変更をしなければならない。
4. 購入登録済み株式の払込みをしていない又は全額の払込みをしていない株主は、この条第 1 項に規定する期限内に生じた会社の各財務義務について、購入登録済み株式の額面額の総額に応じて責任を負わなくてはならない。取締役、法定代表者は、この条第 1 項及び第 3 項 d 号の規定が実行されない又は適切に実行されないことにより発生した各損害につき連帯責任を負わなくてはならない。

第 113 条 各種の株式

1. 株式会社は、普通株式を有さなければならない。普通株式を保有する者は普通株主という。
2. 普通株式のほかに、株式会社は優先株式を有することができる。優先株式を保有する者は優先株主という。優先株式は、以下の各種からなる。
 - a) 議決権優先株式
 - b) 配当優先株式
 - c) 償還優先株式
 - d) 会社の定款に定めるその他の優先株式
3. 政府の委任を受けた組織及び発起株主のみが議決権優先株式を掌握できる。発起株主の議決権の優先は、企業登記証明書の発給を受けた日から 3 年以内のみに於いて効力を有する。その期間後は、発起株主の議決権優先株式は普通株式に変更される。
4. 配当優先株式、償還優先株式及びその他の優先株式を購入することができる者は、会社の定款の定め又は株主総会の決定による。
5. 同種の株式を保有する株主は、それぞれ同等の権利、義務及び利益を有する。

6. 普通株式は優先株式に変更することはできない。優先株式は株主総会の決議に従い、普通株式に変更される場合がある。

第 114 条 普通株主の権利

1. 普通株主は以下の権利を有する。
 - a) 株主総会に参加して発言し、議決権を直接に若しくは委任代理人を通じて又は法令、会社の定款が定めるその他の形式に基づいて行使する。一つの普通株式につき一つの議決票が与えられる。
 - b) 株主総会の決定に基づいた額の配当を受領する。
 - c) 会社における株主ごとの普通株式の割合に応じて、優先的に新規引受募集株式を購入する。
 - d) この法律第 119 条 3 項及び第 126 条 1 項に規定する場合を除き、保有している株式を自由に他者に譲渡する。
 - d) 議決権を有する株主名簿にある情報を検討、調査及び謄本作成し、不正確な情報の修正を請求する。
 - e) 会社の定款、株主総会の会合の議事録と、株主総会の決議を検討、調査、謄本作成又は謄写する。
 - g) 会社の解散又は破産の際に、会社の株式の保有割合に応じて会社の残余財産の返還を受ける。
2. 6 か月間以上継続して普通株式総数の 10 パーセント以上又は会社の定款に定めるそれよりも小さな他の割合を保有する株主又は株主グループは、以下の権利を有する。
 - a) 取締役会と監査役会への人事の推薦
 - b) 取締役会の議事録簿及び各決議、ベトナムの会計制度の書式に従った半期及び年次の財務報告書並びに監査役会の各報告書を検討し、謄本を作成する。
 - c) この条第 3 項に規定する場合に、株主総会の会合の招集を請求する。
 - d) 必要と認める場合、監査役会に対し、会社の管理運営活動に関わる具体的な事項ごとに検査を請求する。請求は書面によりなされなければならない、個人である株主の氏名、恒久的住所、国籍、公民身分証明カード、人民証明書、旅券又はその他の合法的な個人身分証明書の番号；組織である株主の名称、所在地、国籍、設立決定書又は企業登記の番号；株主ごとの株式の数及び株式登録時点、株主グループの株式総数、会社の株式総数における保有株式の割合；検査すべき事項、検査目的を記載しなければならない。
 - d) この法律及び会社の定款の規定に基づくその他の各権利
3. この条第 2 項に規定する株主又は株主グループは、以下の場合に株主総会の招集を請求する権利を有する。

- a) 取締役会が株主の権利、管理者の義務に対して重大な違反を行い、又は与えられた権限を越えた決定をした。
- b) 取締役会の任期が 6 か月を切ったが、まだ新しい取締役会が選任されていない。
- c) 会社の定款の定めに基づくその他の場合

株主総会招集請求は、書面により作成されなければならない、個人である株主の氏名、恒久的住所、公民身分証明カード、人民証明書、旅券その他同等の書類の番号；組織である株主の名称、企業コード又は設立決定書の番号、本店の住所；株主ごとの株式の数及び株式登録時点、株主グループの株式総数、会社の株式総数における保有株式の割合、株主総会招集請求の根拠及び理由が記載されなければならない。総会招集請求書には、取締役会の違反の程度又は権限を越えた決定に関する書類と証拠を添付しなければならない。
- 4. 会社の定款が異なる定めを有さない場合、この条第 2 項 a 号に規定する取締役会と監査役会への人事の推薦が以下のとおり行われる。
 - a) 取締役会及び監査役会への人事推薦をするために結成される普通株主グループは、株主総会の開会の前に、グループの結成について、株主総会に出席する株主全員に周知しなければならない。
 - b) この条第 2 項に規定する株主又は株主グループは、取締役及び監査役会の構成員の人数に応じて、株主総会の決定に従い、取締役及び監査役会の構成員の候補者として一人又は数人を推薦する権利を有する。株主又は株主グループが推薦した候補者の人数が、株主総会の決定に従い彼らが推薦可能な候補者の人数よりも少ない場合、残りの候補者は取締役会、監査役会及びその他の株主が推薦する。
- 5. この法律及び会社の定款の規定に基づくその他の各権利

第 115 条 普通株主の義務

- 1. 購入を誓約した株式につき、全額かつ期限内に払込みをする。

会社又は他者が買い取る場合を除き、普通株式として出資された資本はいかなる形式であっても会社から引き出してはならない。この項の規定に反して株主が株式として出資した資本の一部又は全部を引き出した場合、その株主と会社における関係利益を有する者は、引き出された株式の価額と発生した損害の範囲内で会社の債務及び他の財産義務に対し連帯して責任を負わなくてはならない。
- 2. 定款及び会社の内部管理規則を遵守する。
- 3. 株主総会、取締役会の決議を執行する。
- 4. この法律及び会社の定款の規定に基づくその他の各義務を履行する。

第 116 条 議決権優先株式及び議決権優先株主の権利

1. 議決権優先株式は、普通株式より多数の議決票数を有する株式である。一つの議決権優先株式の議決票数は会社の定款の定めるところによる。
2. 議決権優先株主は、以下の各権利を有する。
 - a) 株主総会の権限に属する事項に関し、この条第 1 項に規定する議決票数で議決する
 - b) この条第 3 項に規定する場合を除き、普通株主と同じ各権利を有する。
3. 議決権優先株式を保有する株主は、他人にその株式を譲渡できない。

第 117 条 配当優先株式及び配当優先株主の権利

1. 配当優先株式とは、普通株式の配当又は毎年の安定額⁹⁹より高額の配当が支払われる株式である。毎年支払われる配当には、固定配当と特別配当¹⁰⁰がある。固定配当は会社の経営結果に左右されない。具体的な固定配当額及び特別配当の算定方法は、配当優先株式の株券に記載される。
2. 配当優先株式を有する株主は以下の各権利を有する。
 - a) この条第 1 項に基づき配当を得る。
 - b) 会社の解散又は破産の際、会社が債権者及び償還優先株主への各債務の弁済を完了した後、会社における株式保有割合に応じて会社の残余財産の一部の返還を受ける。
 - c) この条第 3 項に規定する場合を除き、普通株主と同じ各権利を有する。
3. 配当優先株主は議決権及び株主総会への出席権を有さず、取締役会と監査役会への人事の推薦はできない。

第 118 条 償還優先株式及び償還優先株主の権利

1. 償還優先株式とは、償還優先株式の保有者の請求又は償還優先株式の株券に記載された条件に従って、株式として出資した資本金の償還が受けられる株式である。
2. 償還優先株主は、この条第 3 項に規定する場合を除き、普通株主と同じ権利を有する。
3. 償還優先株主は、議決権及び株主総会への出席権を有さず、取締役会及び監査役会への人事の推薦はできない。

第 119 条 発起株主の普通株式

1. 新しく設立される株式会社は少なくとも 3 人の発起株主がいなければならない。株式会社は、国営企業、有限会社から変更され、その他株式会社から消滅分割、存続分割、新設合併、吸収合併される場合、発起株主は必要ない。
発起株主がいない場合、企業登記書類中の株式会社の定款には、法定代表

者又はその会社の各普通株主の署名がなくてはならない。

2. 各発起株主は、会社登記の時点で、引受募集対象普通株式の少なくとも 20 パーセントを共に購入登録しなくてはならない。
3. 企業登記証明書の発給を受けた日から 3 年以内の間、発起株主は自己の株式を他の発起株主に自由に譲渡する権利を有するが、自己の普通株式を発起株主でない者に譲渡できるのは株主総会の承認を得た場合のみである。この場合、株式の譲渡を予定する株主は当該株式の譲渡につき株主総会で議決権を持たない。
4. 発起株主が保有する普通株式に対する制限は、会社が企業登記証明書の発給を受けた日から 3 年後に破棄される。ここに規定する各制限は、発起株主が企業設立登記後に増加させた株式及び発起株主が会社の発起株主でないその他の者に対して譲渡した株式に対しては適用されない。

第 120 条 株券

1. 株券とは、株式会社が発行する証書、帳簿¹⁰¹又は電子データであり、会社の一つ又は複数の株式の所有権を確認するものである。株券には以下の主要な内容を記載しなければならない。
 - a) 名称、企業コード、本店の住所
 - b) 株式の数及び株式の種類
 - c) 一つの株式の額面金額と株券に記載される株式の額面総額
 - d) 個人である株主の氏名、恒久的住所、国籍、公民身分証明カード、人民証明書、旅券又はその他の合法的な個人身分証明書の番号；組織である株主の名称、企業コード又は設立決定書の番号、本店の住所
 - d) 株式譲渡手続の概略
 - e) 法定代表者の署名及び会社の印影（もしあれば）
 - g) 会社の株主登録簿における登録番号と株券の発行日
 - h) 優先株式の株券については、この法律第 116 条、第 117 条、第 118 条の規定に基づくその他の各内容
2. 会社の発行した株券の内容及び形式上の誤りがあっても、保有者の権利と利益は影響を受けない。会社の法定代表者はその誤りにより生じた損害につき責任を負う。
3. 株券が紛失、破棄又はその他の形式により破損された場合、その株主は会社に申請して株券の再発行を受けることができる。

株主の申請書には以下の内容が記載されなければならない。

 - a) 株券が紛失、破棄又はその他の形式により破損されたこと。紛失の場合は、全力で探し、かつ、見つかったら会社に返却して処分してもらうことを誓約する。

- b) 株券再発行により発生する紛争に対して責任を負う。

株券の額面額の総額が千万ドルを超える場合、株券再発行申請書を受け取る前に、会社の法定代表者は、株券の保有者に対し、新聞で株券の紛失、破棄又はその他の形式による破損を公表するよう請求することができる。株券の保有者は、公表から 15 日後に会社に株券再発行申請書を提出する。

第 121 条 株主登録簿

1. 株式会社は、企業登記証明書の発給を受けたときから、株主登録簿を作成して保管しなければならない。株主登録簿は、書面、電子データ又はその双方で作成することができる。
2. 株主登録簿には以下の主要な内容を記載しなければならない。
 - a) 名称、会社の本店の住所
 - b) 引受募集対象株式の総数、種類及び種類ごとの数
 - c) 発行された種類ごとの株式の数、出資された株式資本の価額
 - d) 個人である株主の氏名、恒久的住所、国籍、公民履歴カード、人民証明書、旅券又はその他の合法的な個人身分証明書の番号；組織である株主の名称、企業コード又は設立決定書の番号、本店の住所
 - d) それぞれの株主の種類ごとの株式の数、株式登録の日
3. 株主登録簿は本店又は証券保管振替センター¹⁰²で保管する。株主は、会社又は証券保管振替センターの営業時間中において、株主登録簿の内容を検査、調査又は謄本作成、筆写する権利がある。
4. 株主が恒久的住所を変更する場合、株主登録簿を更新するため、遅滞なく会社に通知しなければならない。会社は、株主が住所変更を通知しないために株主に連絡できないことの責任を負わない。

第 122 条 株式の引受募集

1. 株式の引受募集とは、会社が、定款資本を増加させるために、活動過程において、引受募集対象株式の数を増加させ、その各株式を発行することである。
2. 株式の引受募集は、以下の各形式の一つに従って実行することができる。
 - a) 現在の株主に対する引受募集
 - b) 公募
 - c) 株式の個別引受募集
3. 上場株式会社及び大衆株式会社¹⁰³の公募、株式の引受募集は、証券に関する法令の規定に従う。
4. 会社は、株式の発行期間が終了した日から 10 日以内に、定款資本の変更登記をする。

第 123 条 株式の個別引受募集

大衆株式会社ではない株式会社の株式の個別引受募集は以下の各規定に従って実行される

1. 会社が株式の個別引受募集をする決定をした日から 5 営業日以内において、会社は経営登記機関に対して株式の個別引受募集をすることを通知しなければならない。株式の個別引受募集の通知の添付書類は、以下の資料が必要である。
 - a) 株式の個別引受募集に関する株主総会の決議
 - b) 株主総会が採択した株式の個別引受募集の実施計画案（もしあれば）
2. 株式の個別引受募集の通知は以下の各内容からなる。
 - a) 名称、本店の住所、企業コード
 - b) 引受募集予定株式の総数。引受募集株式の種類と引受募集株式の種類ごとの数
 - c) 株式の引受募集の時点及び形式
 - d) 会社の法定代表者の氏名、署名
3. 会社は、通知を送付した日から 5 営業日以内に経営登記機関の反対意見がない場合、株式を発行する権利を有する。
4. 会社は、株式の発行期間が終了した日から 10 日以内に、経営登記機関において定款資本の変更登記を実行する。

第 124 条 現在の株主に対する株式の引受募集

1. 現在の株主に対する株式の引受募集とは、会社が引受募集対象株式の数を増加させ、その株式全部を、会社における現在の株式保有割合に従って株主全員に発行する場合である。
2. 大衆株式会社でない株式会社の現在の株主に対する株式の引受募集は、次のとおり実行される。
 - a) 会社は書面により、株式購入登録期限終了日の遅くとも 15 日前に、株主登録簿上の恒久的住所としての住所又は連絡先として届け出た住所へ確実に届く方式で株主に報告しなければならない。
 - b) 通知には、個人である株主の氏名、恒久的住所、国籍、公民身分証明カード、旅券又はその他の合法的な個人身分証明書の番号；組織である株主の名称、企業コード又は設立決定書の番号、本店の住所；会社における株主が現在有している株式の数及び割合、引受募集予定株式の総数及び購入権を得た株主の数、株式の引受募集価格、購入登録の期限、会社の法定代表者の氏名、署名がなければならない。通知には、発行会社の株式購入登録票の見本が添付されなくてはならない。株式購入登録票が会社に対して通知どおりの期限内に送付されない場合は、関係する株主は優先購入権を得なかったもの

とみなされる。

- c) 株主は、他者に自己の株式優先購入権を譲渡する権利を有する。
- 3. 引受募集予定株式の総数が、株主及び優先購入権の譲渡を受けた者により購入登録し尽くされなかった場合、取締役会は、それらの残余引受募集対象株式を、各株主に対する引受募集を行った条件より有利でない合理的方法で会社の株主又はその他の者に対して発行する権限を有する。ただし、株主総会が異なる承認をする又は株式が証券取引所を通じて発行される場合を除く。
- 4. 株式は、全額が払い込まれ、この法律第 121 条 2 項に規定する購入者の情報が株主登録簿に記載されたとき、発行済みとみなされる。その時から、株式購入者は会社の株主になる。
- 5. 株式が全額払い込まれた後、会社は購入者に株券を発行して交付しなければならない。会社は、株券を交付せずに株式を発行することもできるが、この場合、この法律第 121 条 2 項に規定する株主の情報は、会社においてその株主の株式所有権の真正を確認するために株主登録簿に記載される。

第 125 条 株式の発行

取締役会は株式発行の時点、方法及び価格を決定する。株式の発行価格は引受募集時点における市場価格又は直近の時点における株式帳簿¹⁰⁴に記載された株式の価額を下回らない。ただし、以下の場合を除く。

- 1. 発起株主でない者に対し、初めて引受募集する株式
- 2. 会社における現在の株式保有割合に従って株主全員に対し、引受募集する株式
- 3. 仲介者又は保証人に対し、引受募集する株式。この場合において、具体的な割引金額又は割引率は、会社の定款が異なる定めをする場合を除き、株主総会の承認を得なければならない。
- 4. 会社の定款がその他の場合及びそれらの場合における割引額を定める場合

第 126 条 株式の譲渡

- 1. 株式は、この法律第 119 条 3 項に規定する場合及び会社の定款が株式の譲渡を制限する定めを有する場合を除き、自由に譲渡できる。会社の定款が株式の譲渡の制限する定めを有する場合、当該株式の株券にその旨が明記されているときのみ、その各定めは効力を有する。
- 2. 譲渡は、通常の方法に従った契約により又は証券市場の取引を通じて行われる。契約による譲渡の場合、譲渡文書には、譲渡者と被譲渡者又はその委任を受けた代理人が署名しなくてはならない。証券市場の取引を通じた譲渡の場合、手順、手続及び所有認定は証券に関する法令に従って実行される。
- 3. 個人である株主が死亡した場合、株主の遺言による又は法定の相続人が会社

の株主となる。

4. 死亡した個人である株主の株式に相続人がいない、相続人が相続の受領を拒否する又は相続権を剥奪された場合、その株式は民事に関する法令の規定に従って解決される。
5. 株主は、会社における自己の株式の一部又は全部を他人に贈与する権利、債務の返済のため株式を使用する権利を有する。この場合、贈与を受ける者又は株式による債務返済を受ける者は、会社の株主になる。
6. 株主が株式の一部を譲渡する場合、古い株券は破棄され、会社は譲渡された株式の数とまだ残っている株式の数を記載した新しい株券を発行する。
7. この条に規定する各場合において株式を受領した人は、この法律第 121 条 2 項に規定する情報が株主登録簿に完全に記載された時点から会社の株主になる。

第 127 条 社債の発行

1. 株式会社は、社債、転換社債並びに法令及び会社の定款の規定に基づくその他の種類の社債を発行する権利を有する
2. 発行した社債の元金及び利息を全額支払わない会社又は過去 3 年間継続して弁済期の到来した債務を弁済しない若しくは十分に支払わない会社は、社債の発行をすることができない。ただし、証券に関する法令が異なる規定を有する場合を除く。
3. 選択された金融機関¹⁰⁵である債権者に対する社債の発行は、この条第 2 項の制限を受けない。
4. 会社の定款が異なる定めをしない場合、取締役会は社債の種類、社債の総額及び発行時点を決定する権限を有するが、直近の会合において株主総会に報告しなくてはならない。報告は、社債の発行に関する取締役会決議の資料及び説明書類を添えて行わなければならない。
5. 株式会社が株式になる転換社債を発行する場合、この法律の規定及び関係法令のその他の規定に基づく株式の引受募集に対応する手順、手続で実行される。社債から株式への転換が終了した日から 10 日以内に、会社は定款資本の変更登記を実行する。

第 128 条 株式、社債の購入

株式会社の株式、社債は、ベトナムドン、外貨、金、土地使用権、知的財産権、工業技術、技術ノウハウ、会社の定款に定めるその他の財産で購入されることができるが、支払いは一括でなくてはならない。

第 129 条 株主の請求に基づく株式の買取り

1. 会社再編又は会社の定款に定める株主の権利、義務の変更に関する決議に反対票を投じた株主は、自己の株式の買取りを会社に請求することができる。請求は書面によらなければならない。株主の氏名、住所、種類ごとの株式の数、発行予定価格及び会社を買取りを請求する理由を明記しなければならない。請求書は、株主総会がこの項に規定する諸事項に関する決議を採択した日から 10 日以内に、会社へ送付されなければならない。
2. 会社は、この条第 1 項に規定する株主の請求に基づき、請求を受けた日から 90 日以内に、市場価格又は会社の定款に定める方式により算定された価格で株式を買い取らなければならない。価格について合意に至らない場合、関係者は専門評価組織に価格決定を依頼することができる。会社は、株主が選択するために最低 3 つの専門評価組織を紹介し、株主の選択をもって最終決定とする。

第 130 条 会社の決定に基づく株式の買取り

会社は、以下の規定に従い、発行済み普通株式総数の 30 パーセント以下、発行済み配当優先株式の一部又は全部を買い取る権利を有する。

1. 取締役会は、12 か月ごとに、それまでに引受募集された種類ごとの株式総数の 10 パーセント以下の買取りを決定する権利を有する¹⁰⁶。その他の場合の株式の買取りは株主総会が決定するものとする。
2. 取締役会は、株式の買取価格を決定する。普通株式の場合、買取価格は、この条第 3 項に規定する場合を除き、買取りの時点の市場価格を上回ってはならない。その他の種類の株式の場合、会社の定款に定めがなく又は会社と関係株主との間に異なる合意がなければ、買取価格は市場価格を下回ってはならない。
3. 会社は、各株主からそれぞれの会社における株式保有割合に応じた株数を買取ることができる。この場合、会社の株式の買取決定は、決定が採択された日から 30 日以内に株主全員に確実に届く方式により通知されなければならない。通知書には、会社の名称、本店の住所、買取株式の総数、買取株式の種類、買取価格又は買取価格の確定方法、支払の方法及び期限、会社への株式の売却応諾¹⁰⁷の方法及び期限を記載しなければならない。

株式の売却に同意した株主は、自己の株式の売却応諾書を、通知の日から 30 日以内に会社へ確実に届く方式により送付しなければならない。売却応諾書には、個人である株主の氏名、恒久的住所、公民身分証明カード、人民証明書、旅券又はその他の合法的な個人身分証明書の番号；組織である株主の名称、企業コード又は設立決定書の番号、本店の住所；保有している株式の数、売却応諾する株式の数、支払方法、株主又はその法定代表者の署名がなければならない。会社は、上記の期限内に売却応諾される株式のみを買い取

る。

第 131 条 買取りされる株式の支払いと処理の条件

1. 会社は、買取りされた株式の支払いを行った直後においても、会社が各債務及びその他の財産義務を確実に全額支払うことができる場合に限り、この法律第 129 条及び第 130 条の規定に従って買取りされる株式の支払を行うことができる。
2. この法律第 129 条及び第 130 条の規定により買い取られる株式は、この法律第 111 条 4 項の規定に従って、未発行の株式とみなされる。会社は、株式買取りの支払いを完了した日から 10 日以内に、会社が買い取った各株式の額面額の総額に応じて定款資本を減資して調整する手続きをしなければならない。ただし、証券に関する法令が異なる規定を有する場合を除く。
3. 買取りされた株式の所有権を確認する株券は、当該株式が全額支払われた後、直ちに廃棄されなければならない。取締役会の会長及び社長又は総社長は、株券を廃棄しない又は廃棄を遅延したことにより会社に生じた損害について、連帯して責任を負わなければならない。
4. 買取りされた株式の支払いの完了後、会計帳簿に記録される会社の財産の総額が 10 パーセントを超えて減少したときは、会社は、買取りされた株式の支払いを完了した日から 15 日以内に、債権者全員に対し、その旨を通知しなければならない。

第 132 条 配当の支払

1. 優先株式に対する配当の支払いは、各種優先株式に個別に適用される条件に従って行われる。
2. 普通株式に対して支払われる配当は、実現された純利益及び会社に留保された利益を財源として引き出される配当支払のための金額に基づき確定される。株式会社は、以下の各条件を満たす場合においてのみ、普通株式の配当を支払う。
 - a) 会社が法令の規定に従って、納税義務及びその他の各財務義務を完全に履行した。
 - b) 法令及び会社の定款の規定に従って、会社の各基金への積立及び過去の赤字額の補てんを行った。
 - c) 予定された配当を支払った直後においても、会社が、弁済期の到来した各債務及びその他の財産義務を確実に全額支払う。
3. 配当は、現金、会社の株式又は会社の定款に定めるその他の財産で支払うことができる。現金で支払う場合は、ベトナムドンによらなければならないが、小切手、振替又は株主の恒久的住所若しくは連絡住所への郵便による支払指

図により支払うことが可能である。

4. 配当は、株主総会の年次総会が終結した日から 6 か月以内に全額支払われなければならない。取締役会は、毎回の配当支払より遅くとも 30 日前までに、配当を受ける株主の名簿を作成し、株式ごとの配当額、支払期限及び支払形式を確定する。配当支払の通知書は、配当の支払より遅くとも 15 日前までに、株主登録簿に登録された住所に宛てて、株主に確実に届く方式により送付される。通知は、以下の各内容を有さなくてはならない。
 - a) 会社の名称、会社の本店の住所
 - b) 個人である株主の氏名、恒久的住所、国籍、公民身分証明カード、人民証明書、旅券又はその他の合法的な個人身分証明書の番号
 - c) 組織である株主の名称、企業コード又は設立決定書の番号、本店の住所
 - d) 株主の種類ごとの株式の数、それぞれの株式に対する配当額及びその株主が受け取ることができる配当の総額
 - d) 配当支払の時点と方式
 - e) 取締役会の会長及び会社の法定代表者の氏名、署名
5. 株主名簿の作成が完了してから配当の支払いまでの間に、株主が自己の株式を譲渡する場合、譲渡者が会社からの配当を受け取る。
6. 株式により配当を支払う場合、会社は、この法律第 122 条、第 123 条及び第 124 条の規定に基づく株式の引受募集の手続を行わない。会社は、配当の支払いを完了した日から 10 日以内に、配当支払のために用いた各株式の額面額の総額に応じて、定款資本の増額を登記しなくてはならない。

第 133 条 買取りされた株式の支払金又は配当の回収

買取りされる株式の支払いがこの法律第 131 条 1 項に違反し又は配当の支払いがこの法律第 132 条の規定に違反した場合、各株主は、受け取った金額及びその他の財産を会社へ払い戻さなければならない。株主が会社へ払い戻さない場合、全取締役は、払い戻しをしない株主に支払った金額及び財産の価額の範囲内で、会社の各債務及びその他の財産義務に対し、共に連帯して責任を負わなければならない。

第 134 条 株式会社の管理組織機構

1. 株式会社は、証券に関する法令に異なる規定がある場合を除き、以下の二つのモデルのうち一つに基づき、管理組織を選択し、活動する権利を有する。
 - a) 株主総会、取締役会、監査役会及び社長又は総社長。株式会社の株主が 11 人未満であり、各株主が会社の株式総数の 50 パーセント未満を保有する組織である場合、監査役会の設置は強制ではない。
 - b) 株主総会、取締役会及び社長又は総社長。この場合、取締役の 20 パーセン

ト以上が独立取締役¹⁰⁸でなければならない、また、取締役会に直属する内部会計監査委員会¹⁰⁹がなくてはならない。各独立取締役は監察機能を果たし、会社の運営管理を監察する。

2. 法定代表者が一人しかいない場合、取締役会の会長又は社長若しくは総社長が会社の法定代表者となる；定款が異なる定めを有しない場合、会社に関する法令に従い、取締役会の会長が会社の法定代表者となる。二人以上の法定代表者がいる場合、取締役会の会長及び社長若しくは総社長が当然に会社の法定代表者となる。

第 135 条 株主総会

1. 株主総会は、議決権を持つ株主全員からなる株式会社の最高決定機関である。
2. 株主総会は、以下の各権限及び義務を有する。
 - a) 会社の発展の方向付けを採択する。
 - b) 引受募集対象株式の種類及び種類ごとの株式総数を決定する。株式の種類ごとの毎年の配当額を決定する。
 - c) 取締役、監査役を選任、免任、罷免する。
 - d) 会社の定款が異なる割合又は価額を定めない場合、会社の直近の財務報告書に記録されている財産の総額の 35 パーセント以上の価額を有する財産の投資、売却を決定する。
 - d) 会社の定款の修正、補充を決定する。
 - e) 年次財務報告書を採択する。
 - g) 各種発行済み株式総数の 10 パーセントを超える買取りを決定する。
 - h) 会社及び会社の株主に損害を与えた取締役会、監査役会の各違反を検討し、処分する。
 - i) 会社の再編、解散を決定する。
 - k) この法律及び会社の定款の規定に基づくその他の権限及び義務

第 136 条 株主総会の招集権限

1. 株式総会は、年次総会を毎年一回開催する。年次総会のほか、株式総会は臨時に開催することができる。株主総会の会合地はベトナム国内でなければならない。株主総会が同時にそれぞれ異なる複数の場所で行われる場合、確定される株主総会の会合地は、議長が会合に出席する場所である。
2. 株主総会は、会計年度が終了した日から 4 か月以内に年次総会を開催しなければならない。取締役会の要請がある場合、経営登記機関はその期限を延長できるが、会計年度が終了した日から 6 か月を超えない。

年次総会では、以下の各事項を討論し、決議する。

- a) 会社の年次経営計画

- b) 年次財務報告書
 - c) 取締役会及び取締役ごとの管理及び活動結果に関する取締役会の報告書
 - d) 会社の経営結果，取締役会，社長又は総社長の活動結果に関する監査役会の報告書
 - d) 監査役会及び監査役ごとの活動結果の自己評価の報告書
 - e) 種類ごとの各株式に対する配当額
 - g) 権限に属するその他の各事項
3. 取締役会は，以下の各場合において，株式総会の臨時総会を招集しなければならない。
- a) 取締役会が，会社の利益のために必要があると認めた。
 - b) 取締役，監査役会の構成員の数が，法令に定める人数より少なくなった。
 - c) この法律第 114 条 2 項に規定する株主又は株主グループの請求がある。
 - d) 監査役会の請求がある。
 - d) 法令及び会社の定款の規定に基づくその他の各場合
4. 会社の定款が異なる定めをしない場合，取締役会は，取締役がこの条第 3 項 b 号の規定に基づく数になった日又は同項 c 号及び d 号に規定する請求を受けた日から 30 日以内に，株主総会の会合を招集しなければならない。
- 取締役会が規定に従って株主総会の会合の招集を行わない場合，取締役会の会長及び各取締役は法的責任を負い，会社に生じた損害を賠償しなければならない。
5. 取締役会がこの条第 4 項の規定に従い株主総会の会合を招集しない場合，その後 30 日以内に，監査役会は，この法律の規定に従い，取締役会に代わって株主総会の会合を招集する。
- 監査役会が規定に従って株式総会の会合を招集しない場合，監査役会は法的責任を負い，会社に生じた損害を賠償しなければならない。
6. 監査役会がこの条第 5 項の規定に従い株主総会の会合を招集しない場合，この法律第 114 条 2 項の規定による株主又は株主グループは，この法律の規定に従い，会社を代表して株主総会の会合を招集する権利を有する。
7. 株主総会の会合を実施するために，招集者は以下の業務を行わなければならない。
- a) 会合への出席権を有する株主名簿の作成
 - b) 株主名簿に係る情報の提供，申し立てられた不服の解決
 - c) 総会の議事次第と内容の作成
 - d) 総会資料の準備
 - d) 会合の予定内容に基づく株主総会決議案の作成；取締役，監査役を選任する場合における各候補者の名簿及び詳細情報

- e) 会合の日時と場所の確定
 - g) この法律に従い会合への出席権を有する各株主への招集通知の送付
 - h) 会合のためのその他の各業務
8. この条第 4 項、第 5 項及び第 6 項に規定する株主総会の会合の招集及び実施の費用は会社から返還される。

第 137 条 株主総会の会合への出席権を有する株主の名簿

1. 株主総会の会合への出席権を有する株主の名簿は、会社の株主登録簿を基に作成される。株主総会の会合への出席権を有する株主の名簿は、会社の定款がより長期の期間を定めていなければ、株主総会の会合の招集状を送付する日の 5 日より前に作成してはならない。
2. 株主総会の会合への出席権を有する株主の名簿には、個人である株主の氏名、恒久的住所、国籍、公民身分証明カード、人民証明書、旅券又はその他の合法的な個人身分証明書の番号；組織である株主の名称、企業コード又は設立決定番号、本店の住所；種類ごとの株式の数、株主ごとの株主の登録番号及び日付を記載しなければならない。
3. 株主は、株主総会の会合への出席権を有する株主の名簿を検査、調査、謄本作成及び複写し；株主総会の会合への出席権を有する株主の名簿中の自己に関する誤った情報の修正又は必要な情報の補充を請求する権利を有する。会社の管理者は、株主登録簿の情報を遅滞なく提供し、株主の請求に従って誤った情報を修正、補充し；同時に、請求に従って株主登録簿の情報を提供しない、又は時機に後れて、不正確に提供したことにより発生した損害を賠償する責任を負わなければならない。株主登録簿の情報提供請求の手順、手続は会社の定款の定めるところによる。

第 138 条 株主総会の会合の議事次第及び内容

1. 株主総会の会合を招集する者は、会合の議事次第、内容を準備しなければならない。
2. この法律第 114 条 2 項に規定する株主又は株主のグループは、株主総会の会合の議事次第に入れるべき事項を提案する権利を有する。提案は、書面により開会日の遅くとも 3 営業日前に会社に提出しなければならない。ただし、会社の定款が異なる期限を定める場合を除く。提案には、株主の氏名、株主の株式の種類ごとの数又はそれに相当する情報¹¹⁰、議事次第に入れるべき提案事項を明記しなければならない。
3. 株主総会の会合を招集した者は、以下のいずれかの場合の一つに属する場合、この条第 2 項に規定する提案を拒否する権限を有する。
 - a) 提案が期限までに提出されない又は内容が十分でなく適当でない。

- b) 提案事項が株主総会の決定権限に属さない。
 - c) 会社の定款に定めるその他の場合
4. 株主総会の会合を招集した者は、この条第 3 項に規定する場合を除き、この条第 2 項に規定する提案を承認し、予定している議事次第に入れなければならない。提案は、株主総会の承認を得たときに正式に会合の議事次第及び内容に追加される。

第 139 条 株主総会の会合への招集

1. 株主総会の会合を招集した者は、出席権を有する株主の名簿中の株主全員に対し、開会日の遅くとも 10 日前までに招集通知を送付しなければならない。ただし、会社の定款が異なるより長い期間を定める場合を除く。招集通知には、企業の名称、本店の住所、企業コード；株主の氏名、恒久的住所；会合の日時及び場所；会合の出席者に対する諸請求を記載しなければならない。
2. 通知は、株主の連絡住所に確実に届く方式により送付され；同時に会社の定款に従って必要と認めるときは、会社のウェブサイト上に掲載され、中央又は地方の日刊新聞に掲載される。
3. 招集通知には以下の各資料を添付しなければならない。
 - a) 会合の議事次第、会合で使用する各資料及び会合の議事次第中の事項ごとの決議案
 - b) 議決票
 - c) 会合に出席する委任代理人の指定の雛形
4. 会社がウェブサイトを持する場合、この条第 3 項に規定する会合への招集通知の添付資料の送付は、会社のウェブサイト上に掲載することで替えることができる。この場合、招集通知には、資料の場所、ダウンロードの方法及び株主が請求すれば会社は株主に会合の資料を送付しなければならない旨を明記しなければならない。

第 140 条 株主総会の会合への出席権の行使

1. 株主は、会合に直接出席し、あるいは書面により他人に対して会合への出席又はこの条第 2 項に規定するいずれかの形式によることを委任することができる。株主が組織であり、この法律第 15 条 4 項に規定する委任代表者を未だ有しない場合、株主総会の会合への出席を他人に委任する。
株主総会の会合への出席の代理人への委任は、会社が発行した雛形に従った書面によってしなければならない。株主総会の会合への出席の委任を受けた者は、会合場所に入る前に出席を登録する際に委任状を提示しなければならない。
2. 株主は、以下の場合に株主総会の会合に出席し、議決をしたものとみなす。

- a) 会合に直接出席し、議決をした。
- b) 会合に出席し、議決するよう他人に委任した。
- c) オンライン会議、電子投票又はその他の電子的形式により出席し、議決をした。
- d) 郵便、ファクシミリ、電子メールにより会合に議決票を送付した。

第 141 条 株主総会の会合の実施要件

1. 株主総会の会合は、少なくとも議決票総数の 51 パーセント又は会社の定款に定める具体的な割合を代表する株主が出席したときに行うことができる。
2. 一回目の会合がこの条第 1 項に規定する実施要件を満たさない場合、会社の定款に異なる定めがなければ、一回目の会合の予定日から 30 日以内に二回目の会合の招集を行う。招集された株主総会の二回目の会合は、議決票総数の少なくとも 33 パーセント又は会社の定款に定める具体的な割合を代表する株主が出席するときに行うことができる。
3. 招集された二回目の会合がこの条第 2 項 a 号に規定する実施要件を満たさない場合、会社の定款に異なる定めがなければ、二回目の会合の予定日から 20 日以内に三回目の会合を招集する。この場合、出席する株主の議決票総数にかかわらず、株主総会を行うことができる。
4. 株主総会が決定した場合に限り、この法律第 139 条の規定に従って招集通知とともに送付された議事次第を変更することができる。

第 142 条 株主総会における会合の進行及び議決の方式

会社の定款に異なる定めがない場合、株主総会の会合における会合の進行及び議決の方式は次のとおりである。

1. 会合の開会前に、株主総会の会合への出席登録を行わなければならない。
2. 議長、書記及び開票委員会の選任は、次のとおり規定される。
 - a) 取締役会の会長は、取締役会が招集した各会合の議長となる。会長が欠席する又は一時的に職務能力を失っている場合、取締役会の残りの構成員がそのうち一人を多数決の原則に従い会合の議長に選任する。議長を選任することができない場合、監査役会の長が、株主総会に会合の議長を選任させ、最多得票者が会合の議長となる。
 - b) その他の場合には、株主総会の会合の招集に署名した者が、株主総会に会合の議長を選任させ、最多得票者が会合の議長となる。
 - c) 議長は、一人又は複数の会合の書記となる者を選定する。
 - d) 株主総会は会合の議長の要請により一人又は複数の開票委員会に入る者を選任する。
3. 会合の議事次第及び内容は、株主総会の開会時に採択されなければならない。

議事次第は、会合の議事次第の内容中の事項ごとの時間を明確かつ詳細に特定しなければならない。

4. 議長は、会合を秩序立てて、採択された議事次第のとおり、会合の出席者の多数の希望を反映して進行するために必要かつ合理的な各措置を取る権限を有する。
5. 株主総会は議事次第の内容中の事項ごとに討論し、議決をする。議決は、決議に賛成する議決票を集め、その後に不賛成の議決票を集め、最後に開票して賛成、不賛成、意見なしの議決票数をとりまとめる方法で進められる。開票の結果は議長が会合の終了直前に公表する。ただし、会社の定款に異なる定めがある場合を除く。
6. 会合が開会した後に到着した株主又は会合への出席の委任を受けた者は、依然として登録を受けることができ、登録の直後から議決に参加する権利を有する。この場合、その前に既に議決された内容の効力は変わらない。
7. 株主総会の会合を招集した者は以下の各権限を有する。
 - a) 会合の出席者全員に検査又はその他の合法的、合理的な安全のための各措置を受けるよう請求する。
 - b) 権限を有する機関に会合の秩序維持を請求する。議長の運営権に従わない者、故意に秩序を乱す者、会合の平常な進行を妨害する者又は安全検査の請求に従わない者を株主総会の会合から退去させる。
8. 議長は、以下の各場合には、規定に基づく会合への出席登録者の数が十分な株主総会の会合を他の日時へ延期し、又は会合の場所を変更する権限を有する。
 - a) 会合の場所に会合の出席者全員が座るのに十分な椅子がない。
 - b) 会合の場所の情報通信設備が、会合に出席する株主が討論し、議決をするのに適当でない。
 - c) 会合の出席者が妨害し、秩序を乱し、会合を公平、合理的に進行することができないおそれがある。
 延期の期間は、最長で会合の開会予定日から3日を超えない。
9. 議長が株主総会の会合をこの条第8項の規定に反して延期し又は一時停止する場合、株主総会は、議長を交替させて終了時まで会合を運営するため、会合の出席者からその他の者一人を選任する。当該会合で採択された各決議はすべて等しく執行力を有する。

第143条 株主総会の決議の採択の形式

1. 株主総会は、会合において議決し、又は書面により意見を聴取する形式により権限に属する各決定を採択する。
2. 会社の定款に異なる定めがない場合、以下の各事項に関する株主総会の決定

は、株主総会の会合で議決をする形式により採択されなければならない。

- a) 会社の定款の各内容の修正，補充
- b) 会社の発展の方向付け
- c) 株式の種類及び種類ごとの株式総数
- d) 取締役及び監査役会の構成員の選任，免任，罷免
- d) 会社の直近の財務報告書中に記載された財産の総額の 35 パーセント又は会社の定款に定めるそれよりも小さな割合若しくは価額以上の価額の財産の投資又は財産の売却決定
- e) 年次財務報告書の採択
- g) 会社の再編，解散

第 144 条 決議の採択要件

1. 以下の内容に関する決議は、会合に出席した株主全員の議決票総数の少なくとも 65 パーセントを代表する株主が賛成したときに採択される。具体的な割合は会社の定款の定めるところによる。
 - a) 株式の種類及び種類ごとの株式総数
 - b) 経営分野，業種及び領域の変更
 - c) 会社の管理組織機構の変更
 - d) 会社の直近の財務報告書中に記載された財産の総額の 35 パーセント又は会社の定款に定めるそれよりも小さな割合，価額以上の価額の投資又は財産の売却の計画
 - d) 会社の再編，解散
 - e) 会社の定款に定めるその他の各事項
2. この条第 1 項及び第 3 項に規定する場合を除くその他の各決議は、会合に出席した株主全員の議決票総数の少なくとも 51 パーセントを代表する株主が賛成したときに採択される。具体的な割合は会社の定款の定めるところによる。
3. 会社の定款に異なる定めがない場合、取締役及び監査役会の構成員の選任議決は累積投票方式により行われ、それぞれの株主は保有する株式総数に選任される取締役又は監査役の数を乗じた議決票総数を有し、株主は、自己の票の総数の全部又は一部を一人又は複数の候補者に投票する権利を有する。取締役又は監査役会の構成員への当選者は、最多得票の候補者から順に会社の定款に定める構成員の数に達するまで、得票数の多寡に従って確定される。最後の取締役又は監査役会の構成員に対して得票数が等しい候補者が 2 人以上いる場合、得票数が等しい候補者について再投票を行い又は会社の定款若しくは選挙規則の定めるところに従って選択する。
4. 書面による意見聴取の形式により決議を採択する場合、株主総会の決議は、議決票総数の少なくとも 51 パーセントを代表する株主が賛成したときに採択

される。具体的な割合は会社の定款の定めるところによる。

5. 株主総会の決議は、決議が採択された日から 15 日以内に株主総会の会合に出席する権利を有する株主に通知しなければならない。会社がウェブサイト有する場合、決議の送付は会社のウェブサイト上の掲載により代替することができる。

第 145 条 株主総会の決議を採択するために書面により株主の意見を聴取する権限及び方式

会社の定款に異なる定めがない場合、株主総会の決議を採択するために書面により株主の意見を聴取する権限及び方式は、以下に規定するとおりとする。

1. 取締役会は、会社の利益のために必要であるとき、株主総会の決定を採択するために書面により株主の意見を聴取する権限を有する。
2. 取締役会は、意見の聴取票、株主総会の決議案、決議案の各説明資料を準備し、議決権を有する株主全員に対し、会社の定款がより長い期間を定めていなければ、遅くとも意見聴取票を返送すべき期限の 10 日前に送付する。意見聴取票を送付する株主の名簿の作成は、この法律第 137 条 1 項及び 2 項の規定に従って行う。意見聴取票及び添付資料の請求及び送付の方法は、この法律第 139 条の規定に従う。
3. 意見聴取票には、以下の主要な各内容を記載しなければならない。
 - a) 企業の名称、本店の住所、コード
 - b) 意見聴取の目的
 - c) 個人である株主の氏名、恒久的住所、国籍、公民身分証明カード、人民証明書、旅券又はその他の合法的な個人身分証明書の番号；組織である株主の名称、企業コード又は設立決定番号、本店の住所、又は組織である株主の委任代表者の氏名、恒久的住所、国籍、公民身分証明カード、人民証明書、旅券又はその他の合法的な個人身分証明書の番号；種類ごとの株式の数及び株主の議決票数
 - d) 採択するために意見聴取が必要な事項
 - d) 賛成、不賛成及び意見なしからなる議決の実施計画案
 - e) 回答済みの意見聴取票を会社に返送すべき期限
 - g) 取締役会の会長及び会社の法定代表者の氏名、署名
4. 株主は回答済みの意見聴取票を以下のいずれかの形式により会社に返送することができる。
 - a) 郵便により送付する。回答済みの意見聴取票には、個人である株主、組織である株主の委任代表者又は法定代表者の署名がなければならない。会社に返送する意見聴取票は密閉された封筒に入れられ、いかなる者も開票前に開封することはできない。

- b) ファクシミリ又は電子メールにより送付する。ファクシミリ又は電子メールにより会社に返送された意見聴取票は、開票の時点まで秘密に保管されなければならない。

意見聴取票の内容中で特定された期限後に会社に返送された各意見聴取票、又は郵便により送付された場合に開封された若しくはファクシミリ若しくは電子メールにより送付された場合に漏洩されたものは不適式である。返送されなかった意見聴取票は、議決に参加しない票とみなす。

- 5. 取締役会は、監査役会又は会社の管理職の地位にない株主の立会の下で開票を行い、開票調書を作成する。

開票調書には、以下の主要な各内容を記載しなければならない。

- a) 企業の名称、本店の住所、企業コード
- b) 目的、決議を採択するために意見聴取が必要な各事項
- c) 議決に参加した株主の数、議決票総数、そのうち適式な議決票数及び不適式な議決票数の内訳及び議決の送付方式。議決に参加した株主の名簿は開票調書に添付する。
- d) 事項ごとに賛成、不賛成、意見なしの投票数
- d) 採択された各事項
- e) 取締役会の会長、会社の法定代表者、開票監察者及び開票者の氏名、署名
取締役会の各構成員、開票者及び開票監察者は、開票調書の誠実性、正確性について連帯して責任を負い、不誠実、不正確な開票により採択された各決定から発生した損害について連帯して責任を負わなければならない。
- 6. 開票調書は、開票が終了した日から 15 日以内に各株主に送付しなければならない。会社がウェブサイトを用意する場合、開票調書の送付は会社のウェブサイト上に掲載することにより替えることができる。
- 7. 回答済みの意見聴取票、開票調書、採択された決議及び意見聴取票に添付して送付された各関係資料はすべて、会社の本店で保存されなければならない。
- 8. 書面により株主の意見を聴取する形式により採択された決議は、株主総会の会合で採択された決議と同等の価値を有する。

第 146 条 株主総会の会合の議事録

- 1. 株主総会の会合は、議事録に記録されなければならないが、録音又はその他の電子的形式により記録及び保管することができる。議事録は、ベトナム語により作成されなければならないが、外国語を併記することができ、以下の主要な各内容を記載する。
 - a) 企業の名称、本店の住所、企業コード
 - b) 株主総会の会合の日時及び場所
 - c) 会合の議事次第及び内容

- d) 議長及び書記の氏名
- d) 会合の進行及び会合の議事次第の内容中の事項ごとの株主総会で発言された各意見の要約
- e) 会合に出席した株主数及び議決票総数。会合に出席した株主、株主の代理人の名簿並びにそれぞれの株式数及び議決票数は議事録に添付する。
- g) 議決された事項ごとの議決票総数、そこにおける議決の方式、適式、不適式、賛成、不賛成及び意見なしの議決票総数の明記；会合に出席した株主の議決票総数に対する割合
- h) 採択された事項及び議決票の割合
- i) 議長及び書記の署名

議事録はベトナム語及び外国語で作成することができ、同等の法的効力を有する。ベトナム語及び外国語の議事録の内容に相違点がある場合、ベトナム語の議事録中の内容が効力を有する。

2. 株主総会の会合の議事録は、会合を終結する前に作成され、承認されなければならない。
3. 会合の議長及び書記は、議事録の内容の誠実性、正確性について連帯して責任を負う。

株主総会の会合の議事録は、会合が終了した日から 15 日以内に株主全員に送付しなければならない。議事録の送付は、会社のウェブサイト上に掲載することにより替えることができる（もしあれば）。

株主総会の会合の議事録、会合に出席登録した株主の名簿、採択された決議及び会合への招集通知に添付して送付された関係資料は、会社の本店で保存されなければならない。

第 147 条 株主総会の決議の取消請求

株主総会の会合の議事録又は株主総会の意見聴取の開票結果調書を受領した日から 90 日以内に、この法律第 114 条 2 項に規定する株主、株主のグループは、以下の各場合には、株主総会の決議又は決議の内容の一部の審査、取消しを裁判所又は仲裁人に対して請求する権利を有する。

1. 株主総会の会合の招集及び決定の手順及び手続がこの法律及び会社の定款の規定に従って行われなかった。ただし、この法律の第 148 条 2 項に規定する場合を除く。
2. 決議の内容が法令又は会社の定款に違反する。

第 148 条 株主総会の各決議の効力

1. 株主総会の各決議は、採択された日又は当該決議中に記載された効力発生時点から効力を生ずる。

2. 議決権付き株式総数の 100 パーセントにより採択された株主総会の各決議は、当該決議の採択手順及び手続が規定に従って行われなかったときでも、合法であり、直ちに効力を生ずる。
3. 株主、株主のグループがこの法律第 147 条の規定に従って株主総会の決議の取消しを裁判所又は仲裁人に対し請求した場合でも、当該各決議、決定は、裁判所、仲裁人が異なる決定をするまで、依然として執行力を有する。ただし、権限を有する機関の決定に基づき一時緊急措置が適用された場合を除く。

第 149 条 取締役会

1. 取締役会は、会社の管理機関であり、会社の名義で、決定し、株主総会の権限に属さない会社の各権利を行使し、義務を履行する全権を有する。
2. 取締役会は、以下の各権限及び義務を有する。
 - a) 会社の中期発展戦略、計画及び年次経営計画を決定する。
 - b) 株式の種類及び種類ごとの引受募集対象株式の総数を提案する。
 - c) 種類ごとの引受募集対象株式の数の範囲内で、新たな株式の発行を決定する；他の形式による出資の呼び込みを決定する。
 - d) 会社の株式及び社債の発行価格を決定する。
 - d) この法律第 130 条 1 項の規定に従い、株式の買取りを決定する。
 - e) この法律の規定に基づく権限及び限界の範囲内で、投資実施計画案及び投資プロジェクトについて決定する。
 - g) 市場の開発、マーケティング及び工業技術に関する対策を決定する。
 - h) 会社の直近の財務報告書中に記載された財産の総額の 35 パーセント以上の価額の売買、消費貸借及びその他の契約を承認する。ただし、会社の定款が異なる割合又は価額を定めるときを除く。この規定は、この法律第 135 条 2 項 d 号並びに第 162 条 1 項及び 3 項に規定する契約及び取引には適用しない。
 - i) 取締役会の会長を選任、免任、罷免する。社長又は総社長及び会社の定款に定めるその他の重要な管理者と契約を締結し、契約を終了させる。これらの管理者の給与及びその他の経済的利益の額を決定する。他の会社の社員総会又は株主総会に出席する委任代表者を選定する。これらの者の報酬及びその他の経済的利益の額を決定する。
 - k) 会社の日常的な経營業務運営について、社長又は総社長及びその他の管理者を監察、指導する。
 - l) 会社の組織機構、内部管理規則を決定し、子会社の設立、支店、駐在事務所の設立及び他の企業への出資、株式の購入を決定する。
 - m) 株主総会の会合の議事次第、資料の内容を決済し、株主総会の会合を招集し、又は意見を聴取して株主総会が決定を採択できるようにする。

- n) 年次財務決算報告書を株主総会に上程する。
 - o) 支払うべき配当額を提案し;配当の支払又は経営の過程で発生した損失の処理について期限及び手続を決定する。
 - p) 会社の再編, 解散又は破産の申立てを提案する。
 - q) この法律及び会社の定款の規定に基づくその他の権限及び義務
3. 取締役会は, 会合で議決し, 書面により意見を聴取し, 又はその他の会社の定款に定める形式により決定を採択する。取締役はそれぞれ議決票を一票有する。
4. 取締役会は, 自己の職責を果たし, 権限を行使し, 義務を履行するに当たり, 法令の規定, 会社の定款及び株主総会の決議を遵守する。取締役会が採択した決議が法令又は会社の定款の規定に反し, 会社に損害を与えた場合, 当該決議の採択に賛成した各構成員は, 当該決議について連帯して個人責任を負い, 会社に対し損害を賠償しなければならない。上記決議の採択に反対した構成員は, 責任を免除される。この場合, 会社の株式を少なくとも 1 年間以上継続して保有する株主は, 取締役会に対し上記決議の実施を中止するよう請求する権利を有する。

第 150 条 取締役の任期及び人数

1. 取締役会は 3 人以上 11 人以下の取締役を有する。会社の定款は取締役の数を具体的に定める。
2. 取締役, 独立取締役の任期は 5 年を超えないが, 回数制限なく再任されることができる。取締役の人数, 任期の具体的な期間, ベトナムに常駐すべき人数は, 会社の定款の定めるところによる。
3. 取締役全員の任期が終了した場合, 当該各構成員は, 新たな構成員が選任され, 業務を引き継ぐまで, 引続き取締役となる。ただし, 会社の定款に異なる定めがある場合を除く。
4. 株式会社がこの法律第 134 条 1 項 b 号の規定に従って管理される場合, 会社の各文書, 取引には, 対応する取締役の氏名の前に, 「独立取締役」と明記しなければならない。
5. 会社の定款は, 取締役会の各独立取締役の数, 権限, 義務, 活動の実施及び連携の方法を具体的に定める。

第 151 条 取締役の機構, 資格及び条件

1. 取締役は, 以下の資格及び条件を備えなければならない。
 - a) 完全民事行為能力を有し, この法律第 18 条 2 項に規定する企業を管理することができない対象に属さない。
 - b) 経営管理について専門性, 経験を有し, 必ずしも会社の株主でなくてもよ

- い。ただし、会社の定款に異なる定めがある場合を除く。
- c) 会社の取締役は、同時に他の会社の取締役であってもよい。
 - d) 国が定款資本の 50 パーセントを超えて掌握する子会社については、取締役は、会社の社長又は総社長及びその他の管理者の配偶者、父母、養父母、実子、養子、実兄弟姉妹、義兄弟姉妹であってはならず；親会社の管理者、管理者を任命する権限を有する者の関係者であってはならない。
2. この法律第 134 条 1 項 b 号に規定する独立取締役は、証券に関する法令に異なる規定がある場合を除き、以下の各資格及び条件を備えなければならない。
- a) 会社、会社の子会社のために業務を行っている者でない；少なくとも過去 3 年間に会社、会社の子会社のために業務を行ったことがある者でない。
 - b) 取締役として規定に基づき享受する補助的な各金員を除き、会社から給与、報酬を享受している者でない。
 - c) 会社の大株主、会社又は会社の子会社の管理者である配偶者、父母、養父母、実子、養子、実兄弟姉妹を有する者でない。
 - d) 会社の議決権付き株式総数の少なくとも 1 パーセントを直接又は間接に保有する者でない。
 - d) 少なくとも過去 5 年間に会社の取締役会、監査役会の構成員であったことがある者でない。
3. 独立取締役は、この条第 2 項に規定する条件を満たさなくなったときは取締役会に通知しなければならない。条件を満たさなくなった日から当然に独立取締役ではなくなる。取締役会は、独立取締役が条件を満たさなくなったことを直近の株主総会の会合で、又は株主総会の会合を招集して通知し、独立取締役の通知を受けた日から 6 か月以内に当該独立取締役に替わる者を選任しなければならない。

第 152 条 取締役会の会長

1. 取締役会は、一人の取締役を会長に選任する。取締役会の会長は、会社の社長又は総社長を兼ねることができる。ただし、この条第 2 項に規定する場合及び会社の定款、証券に関する法令に異なる規定がある場合を除く。
2. 国が議決票総数の 50 パーセントを超えて掌握する株式会社については、取締役会の会長は社長又は総社長を兼ねることができない。
3. 取締役会の会長は、以下の各権限及び義務を有する。
 - a) 取締役会の議事次第、活動計画を作成する。
 - b) 取締役会の会合の議事次第、内容、資料を準備し、会合を招集して議長を務める。
 - c) 取締役会の決議を採択させる。
 - d) 取締役会の各決議の実施過程を監察する。

- d) 株主総会の会合、取締役会の会合で議長を務める。
- e) この法律及び会社の定款の規定に基づくその他の各権限及び義務
- 4. 取締役会の会長が不在又は自己の任務を遂行することができない場合、会社の定款に定める原則に従い、取締役会の会長の各権限の行使及び義務の履行を他の取締役の一人に書面により委任する。委任を受けた者がいない場合、残りの取締役はそのうち一人を多数決の原則に従って取締役会の会長の地位を一時的に務める者に選任する。
- 5. 必要と認めるときは、取締役会の会長は、取締役会及び取締役会の会長が法令及び会社の定款の規定に従い権限に属する各義務を履行するのを補佐する会社の書記を採用することができる。会社の書記は、以下の各権限及び義務を有する。
 - a) 株主総会、取締役会の会合の招集を補佐し、会合の各議事録を作成する。
 - b) 取締役会が与えられた権限を行使し、義務を履行することを補佐する。
 - c) 取締役会が会社の管理原則を適用し、実施することを補佐する。
 - d) 会社が株主との関係を構築し、株主の権利及び合法的利益を保護することを補佐する。
 - d) 会社が情報の提供、情報の公開及び行政手続に関する各義務を遵守することを補助する。
 - e) その他の会社の定款に基づく権限及び義務
- 6. 取締役会の会長は、取締役会の決定により免任され得る。

第 153 条 取締役会の会合

- 1. 取締役会の会長は、当該任期の取締役会の選挙が終了した日から 7 営業日以内に行われる取締役会の任期の最初の会合で選任される。この会合は、選任の際に最多数又は最多割合の票を得た取締役が招集し、主宰する。選任の際に最多数又は最多割合の票を得た取締役が複数いる場合、彼らのうち 1 人を各取締役が多数決の原則に従って取締役会を招集する者として選任する。
- 2. 取締役会は定期的に又は不定期に開催することができる。取締役会は会社の本店又はその他の場所で開催する。
- 3. 取締役会の会合は、取締役会の会長がいつでも必要と認めるときに招集するが、四半期ごとに少なくとも一回は会合を開かなければならない。
- 4. 取締役会の会長は、以下のいずれかの場合には、取締役会の会合を招集しなければならない。
 - a) 監査役会又は独立取締役の要請があるとき
 - b) 社長若しくは総社長又は少なくとも 5 人のその他の管理者の要請があるとき
 - c) 少なくとも 2 人の執行取締役¹¹¹の要請があるとき

d) 会社の定款に定めるその他の各場合

要請は書面により、目的、取締役会の権限に属する討論及び決定すべき事項を明記してしなければならない。

5. 取締役会の会長は、この条第 4 項に規定する要請を受けた日から 7 営業日以内に、取締役会の会合を招集しなければならない。会長が要請に従い取締役会の会合を招集しない場合、会長は会社に生じた諸損害について責任を負わなければならない。要請をした者は、取締役会¹¹²に替わって取締役会の会合を招集する権限を有する。

6. 取締役会の会長又は取締役会の会合を招集する者は、会社の定款に異なる定めがなければ、遅くとも会合の 3 営業日前に会合の招集通知を送付しなければならない。会合の招集通知は、会合の日時及び場所、議事次第、討論及び決定する各事項を具体的に特定しなければならない。会合の招集通知には、会合で使用する各資料及び取締役の議決票を添付しなければならない。

会合の招集通知は、郵便、ファクシミリ、電子メール又はその他の方法により送付されるが、それぞれの取締役が会社に登録した連絡住所に確実に届かなければならない。

7. 取締役会の会長又は招集者は、会合の招集通知及び各添付資料を各監査役にも取締役と同様に送付する。

監査役は、取締役会の各会合に出席する権限を有し、討論する権限を有するが議決をすることはできない。

8. 取締役会の会合は、取締役総数の 4 分の 3 以上が出席するときに実施することができる。招集された会合に出席する取締役が規定の数に満たない場合、一回目の会合の予定日から 7 日以内に二回目の招集をする。ただし、定款がより短い期間を定める場合を除く。この場合、取締役の過半数が出席するときに会合を実施することができる。

9. 取締役は、以下の場合に会合に出席し、議決をしたものとみなされる。

- a) 会合に直接出席し、議決をした。
- b) この条第 10 項の規定に従って会合への出席を他人に委任した。
- c) オンライン会議又はその他の類似する形式により出席し、議決をした。
- d) 郵便、ファクシミリ、電子メールにより議決票を会合に送付した。

郵便により会合に議決票を送付する場合、議決票は封筒に密閉され、遅くとも開始の 1 時間前に取締役会の会長に届けられなければならない。議決票は、会合の出席者全員の立会の下でのみ開封することができる。

会社の定款がより高い割合を定める場合を除き、取締役会の決議は、会合に出席した取締役の多数が賛成したときに採択される。票数が等しい場合、取締役会の会長と同意見の側が最終決定となる。

10. 取締役は、取締役会の各会合に出席しなければならない。取締役は、取締役の多数の承認を得て会合への出席を他人に委任することができる。

第 154 条 取締役会の会合の議事録

1. 取締役会の各会合は、議事録に記録されなければならない、録音又はその他の電子的形式により記録及び保存することもできる。議事録はベトナム語により作成し、外国語を併記することができるが、以下の主要な各内容を記載しなければならない。
 - a) 企業の名称、本店の住所、企業コード
 - b) 会合の目的、議事次第及び内容
 - c) 会合の日時、場所
 - d) 会合に出席した取締役又は会合への出席を委任された者の氏名及び出席の方法；会合に出席しなかった各取締役の氏名及び理由
 - d) 会合で討論及び議決された各事項
 - e) 会合の進行手順に従ったそれぞれの取締役の意見発言の要約
 - g) 賛成、不賛成及び意見なしの取締役を明記した議決の結果
 - h) 採択された各事項
 - i) 議長及び議事録作成者の氏名、署名

議長及び議事録作成者は、取締役会の会合の議事録の内容の誠実性及び正確性について責任を負わなければならない。
2. 取締役会の会合の議事録及び会合で使用された資料は、会社の本店で保存されなければならない。
3. 議事録はベトナム語及び外国語で作成することができ、同等の効力を有する。ベトナム語と外国語の議事録の内容に相違点がある場合、ベトナム語の議事録の内容が効力を有する。

第 155 条 取締役の情報提供を受ける権限

1. 取締役は、社長、副社長又は総社長、副総社長、会社の各部局の管理者に対し、会社及び会社の各部局の財務状況、経営活動に関する各情報、資料の提供を請求する権限を有する。
2. 請求を受けた管理者は、取締役の請求に従い、各情報、資料を遅滞なく、完全に、正確に提供しなければならない。請求及び情報提供の手順及び手続は、会社の定款の定めるところによる。

第 156 条 取締役の免任、罷免及び追加

1. 取締役は以下の各場合に免任される。
 - a) この法律第 151 条に規定する資格及び条件を満たさなくなった。

- b) 6 か月間継続して取締役会の各活動に出席しない。ただし、不可抗力の場合を除く。
 - c) 辞任届を提出した。
 - d) 会社の定款に定めるその他の場合
2. 取締役は、株主総会の決議により罷免され得る。
3. 取締役会は、以下の場合、取締役を追加で選任するために株主総会の会合を招集しなければならない。
- a) 取締役の数が会社の定款に定める数の 3 分の 1 を超えて減少した¹¹³。この場合、取締役会は、取締役の数が 3 分の 1 を超えて減少した日から 60 日以内に株主総会を招集しなければならない。
 - b) 独立取締役の数が減少し、この法律第 134 条 1 項に規定する割合を確保できなくなった。
- その他の場合には、株主総会は直近の会合で免任、罷免された取締役に替わる新たな取締役を選任する。

第 157 条 会社の社長、総社長

- 1. 取締役は、そのうち一人を社長若しくは総社長に任命し、又はその他の者を雇用する。
- 2. 社長又は総社長は、会社の日常的な経營業務を運営する者であり、取締役会の監察を受け、与えられた各権限の行使及び義務の履行について取締役会及び法令の下で責任を負う。
社長又は総社長の任期は 5 年を超えないものとするが、回数の制限なく再任されることができる。
社長又は総社長の資格及び条件は、この法律第 65 条の規定に従う。
- 3. 社長又は総社長は、以下の各権限及び義務を有する。
 - a) 取締役会の決定を必要としない会社の日常的な経營業務に係る各事項について決定する。
 - b) 取締役会の各決議を実行する。
 - c) 会社の経営計画及び投資実施計画案を実施する。
 - d) 会社の組織機構実施計画案、内部管理規則を提案する。
 - d) 会社の各管理職を任命、免任、罷免する。ただし、取締役会の権限に属する役職を除く。
 - e) 社長又は総社長の任命権限に属する管理者を含む会社の労働者に対する給与及びその他の経済的利益を決定する。
 - g) 労働者を雇用する。
 - h) 配当の支払又は経営における損失処理の実施計画案を提案する。
 - i) その他の法令の規定、会社の定款及び取締役会の決議に基づく権限及び義

務

4. 社長又は総社長は、法令、会社の定款、会社と締結した労働契約の規定及び取締役会の決議に従って会社の日常的な経営業務を運営しなければならない。この規定に反して運営し、会社に損害を与えた場合、社長又は総社長は法令の下で責任を負い、会社に対し損害を賠償しなければならない。

第 158 条 取締役、社長、総社長の報酬、給与及びその他の利益

1. 会社は、経営の結果及び効率に従って取締役に報酬を支払い、社長又は総社長及びその他の管理者に対して報酬、給与を支払う権利を有する。
2. 会社の定款に異なる定めがない場合、取締役、社長又は総社長の報酬、給与及びその他の経済的利益は以下の規定に従って支払われる。
 - a) 取締役は、業務報酬及び賞与を享受することができる。業務報酬は、取締役の任務を完遂するのに必要な日数及び一日当たりの報酬額に基づいて算定される。取締役会は、全員一致の原則によりそれぞれの取締役に対する報酬額を見積もる。取締役会の報酬総額は、株主総会が年次総会で決定する。
 - b) 取締役は、与えられた任務を遂行するに当たり支出した飲食、宿泊、移動費用及びその他の合理的な費用の精算を受ける権利を有する。
 - c) 社長又は総社長は、給与及び賞与の支払を受ける。社長又は総社長の給与は、取締役会が決定する。
3. 取締役の報酬並びに社長又は総社長及びその他の管理者の給与は、法人税に関する法令の規定に従って会社の経営費用に算入され、会社の年次財務報告書中で独立した項目として記載され、株主総会に対し、年次総会において報告される。

第 159 条 各利害関係の公開

会社の定款により厳しい定めがない場合、会社に対する利害及び関係者の公表は、以下の規定に従って行われる。

1. 会社は、この法律第 4 条 17 項に規定する会社の関係者及び彼らと会社の各取引の目録をとりまとめ、更新しなければならない。
2. 会社の取締役、監査役、社長又は総社長及び会社のその他の管理者は、以下のものからなる自己の会社に対する利害関係を申告しなければならない。
 - a) 自己が持分又は株式を保有する企業の名称、企業コード、本店の住所、経営分野、業種；当該持分又は株式の割合及び取得日時
 - b) 自己の関係者が共同で又は単独で定款資本の 10 パーセントを超える持分又は株式を保有する企業の名称、企業コード、本店の住所、経営分野、業種
3. この条第 2 項に規定する申告は、利害関係が発生した日から 7 営業日以内に行われなければならない。修正、補充は、修正、補充が発生した日から 7 営業

日以内に会社に通知しなければならない。

4. この条第 1 項及び第 2 項に規定する関係者の目録及び申告された利害関係の公表、検討、謄本作成及び筆写は、次のとおり行われる。
 - a) 会社は、関係者及び利害関係の目録を、株主総会に対し、年次総会において通知しなければならない。
 - b) 関係者及び利害関係の目録は、企業の本店で保管される。必要な場合、上記目録の内容の一部又は全部を会社の各支店で保管することができる。
 - c) 株主、株主の委任代理人、取締役、監査役会、社長又は総社長及びその他の管理者は、申告内容の一部又は全部を営業時間中に検討し、謄本作成し、複写する権限を有する。
 - d) 会社は、この項 c 号に規定する者が会社の関係者の目録及びその他の内容に迅速かつ便宜にアクセスし、閲覧し、謄本作成し、筆写することができるよう環境を整備しなければならない。それらの者の権限行使を妨害し、困難を惹起してはならない。関係者及び利害関係の申告内容の検討、謄本作成及び筆写の手順、手続は、会社の定款の定めるところによる。
5. 取締役、社長又は総社長は、自己の名義、他人の名義を問わず、いかなる形式でも、会社の経營業務の範囲に属する業務を実施するときは、当該業務の性質、内容を取締役会、監査役会に対し説明しなければならない。残りの取締役の多数が承認するときに限り実施することができる。報告せず又は取締役会の承認を得ずに実施したときは、当該活動から得られた収入は全部会社に属する。

第 160 条 会社の管理者の責任

1. 取締役、社長又は総社長及びその他の管理者は、以下の各責任を有する。
 - a) この法律、関係法令、会社の定款の規定及び株主総会の決議に従って、与えられた各権限を行使し、義務を履行する。
 - b) 会社の合法的利益の最大化の確保のために、誠実、慎重、最善の方法で、与えられた各権限を行使し、義務を履行する。
 - c) 会社及び株主の利益に忠実であり、私利のため又は他の組織、個人の利益に資するために、会社の情報、ノウハウ、経営機会、地位、職務を使用せず、及び会社の財産を使用しない。
 - d) 自己及び関係者が所有し、又は支配的な持分、株式を有する各企業について遅滞なく、完全に、正確に会社に通知する。この通知は会社の本店及び支店に掲示される。
2. この法律及び会社の定款の規定に基づくその他の各義務

第 161 条 取締役、社長、総社長に対する提訴権

1. 6 か月間継続して普通株式の数の 1 パーセント以上を保有する株主，株主グループは，以下の各場合において，自己又は会社の名義で，取締役，社長又は総社長に対して民事責任を追及するため提訴する権利を有する。
 - a) この法律第 160 条の規定に基づく会社の管理人の義務に違反する。
 - b) 与えられた各権限の行使及び義務の履行をを正しく行わない；取締役会の決議を実行しない，十分に実行しない，遅滞なく実行しない。
 - c) 法令，会社の定款又は株主総会の決議に反して与えられた各権限を行使し，義務を履行する。
 - d) 私利のため又は他の組織，個人の利益に資するために，会社の情報，ノウハウ，経営機会を利用する。
 - d) 私利のため又は他の組織，個人の利益に資するために，地位，職務を使用し，及び会社の財産を使用する。
 - e) 法令及び会社の定款の規定に基づくその他の各場合
2. 提訴の手順，手続は，民事訴訟に関する法令の規定に従って実行される。会社の名前で提訴した株主，株主グループの提訴費用は，社員¹¹⁴が訴え提起の申立てを却下された場合を除き，会社の費用となる。

第 162 条 株主総会又は取締役会の承認を必要とする契約，取引

1. 以下の対象者と会社との間の契約，取引は，株主総会又は取締役会の承認を得なくてはならない。
 - a) 会社の普通株式総数の 10 パーセントを超えて保有する株主，その株主が委任した代理人及びこれらの者と関係を有する者
 - b) 取締役，社長又は総社長及びこれらの者と関係を有する者
 - c) この法律第 159 条 2 項に規定する企業
2. 取締役会は，直近の財務報告書における企業財産の総額の 35 パーセント又は会社の定款に定めるそれよりも小さな割合未満の価額を有する各契約及び取引を承認する。この場合において，契約に署名した会社の代表者は，各取締役，監査役に対し，その契約，取引と関係を有する各対象者について通知しなければならない。同時に，その通知には契約書の案又は取引の主要な内容を添付する。取締役会は，会社の定款がその他の期限を定める場合を除き，通知を受けた日から 15 日以内に契約又は取引の承認をする決定をする。当該契約，取引と関係する利益を有する取締役は議決権がない。
3. 株主総会はこの条第 2 項に規定する各取引のほか，その他の契約及び取引を承認する。この場合，契約に署名した会社の代表者は，取締役会及び監査役に対し，その契約，取引と関係を有する対象者について通知しなければならない。同時に，その通知には，契約書の案又は取引の主要な内容の通知を添付する。取締役会は，株主総会の会合において，契約書の案を提出し若しくは取引の主

要な内容について解説する、又は書面により株主の意見を集める。この場合、当該契約、取引に関係する利益を有する株主は議決権がない。会社の定款が異なる定めをする場合を除き、議決票総数の 65 パーセントを代表する株主が賛成した時に、その契約又は取引は承認される。

4. 契約、取引は、締結又は履行されたもののまだこの条第 2 項及び第 3 項に従った承認を得ておらず会社に損害を与えたときは無効であり、法令の規定に従って処理される。契約締結者、関係する株主、取締役又は社長若しくは総社長は、発生した損害を連帯して賠償しなければならない、締結又は履行された契約、取引から得た利益を会社に対して返還しなければならない。

第 163 条 監査役会

1. 監査役会は 3 人から 5 人の構成員を有し、監査役の任期は 5 年以内とし、監査役の再任は可能であり、再任回数に制限はない。
2. 監査役は、多数決の原則に従って、彼らのうちから 1 人の監査役会の長を選任する。監査役会の長の権限及び義務は会社の定款による。監査役会の過半数はベトナムに常駐している者でなければならない。監査役会の長は、会社の定款がより高い資格を定める場合を除き、専門職の会計士又は会計監査官でなければならない、会社の専任でなければならない。
3. 監査役が任期を終了した時点で、新任期の監査役が選任されていない場合、任期を終えた監査役は、新任期の監査役が選任されて着任するまで、引き続きその権限を行使し、義務を履行する。

第 164 条 監査役の資格及び条件

1. 監査役は、以下の資格及び条件を備えなければならない。
 - a) 完全民事行為能力を有し、この法律の規定に基づき企業の設立及び管理を禁じられた対象に属さない。
 - b) 取締役、社長又は総社長及びその他の管理者の妻、夫、父、養父、母、養母、実子、養子、実の兄弟姉妹でない。
 - c) 会社の管理職に就任していない；会社の定款が異なる定めを有する場合を除き、必ずしも会社の株主又は労働者でなくてもよい。
 - d) 関係法令及び会社の定款のその他の規定に基づくその他の各資格及び条件
2. 上場株式会社、国が定款資本の 50 パーセントを超えて掌握する会社の監査役は、会計監査官又は会計士でなくてはならない。

第 165 条 監査役会の権限及び義務

1. 監査役会は、取締役会、社長又は総社長による会社の管理及び運営を監査す

る。

2. 経営活動の管理，運営における合理性，合法性，誠実性及び慎重さの程度；会計，計算の処理及び財務報告書の作成における体系性，一貫性，整合性を検査する。
3. 経営状況報告書，会社の年次及び半期の財務報告書，取締役会の管理業務評価報告書の十分性，合法性，誠実性を審査し，株主総会の年次総会において審査報告書を提出する。
4. 会社の内部監査，内部会計監査，不測の事態の管理及び早期警戒のシステムの効力と効果を精査，検査及び評価する。
5. 必要と認めるとき又は株主総会の決議若しくはこの法律第 114 条 2 項に規定する株主若しくは株主グループの請求に従い，会社の会計帳簿，会計記録及び会社のその他の各資料，会社の活動の各管理，運營業務を検討する。
6. この法律第 114 条 2 項に規定する株主又は株主グループの請求があった場合，監査役会は，請求を受けた日から 7 営業日以内に検査を行なう。監査役会は，検査が終了した日から 15 日以内に検査請求を受けた事項に関する説明報告書を，取締役会及び請求した株主，株主グループへ送付しなければならない。
この項に規定する監査役会の監査は，取締役会の通常活動を妨害したり，会社の経営活動の運営を中断させたりするものであってはならない。
7. 会社の経営活動の管理組織，監察及び運営機構の修正，補充，改善に係る方策を，取締役会又は株主総会に提案する。
8. 取締役，社長又は総社長がこの法律第 160 条の規定に違反したことを発見した場合，直ちに，取締役会へ書面により報告し，違反者に違反行為の終了及びその悪影響の克服解決を請求しなければならない。
9. 株主総会，取締役会，会社のその他の会合に出席して討論に参加する権限を有する。
10. 与えられた任務を遂行するため，独立した諮問機関，会社の内部会計監査部門を利用する権限がある。
11. 監査役会は，株主総会へ報告書，結論書¹¹⁵，提案書を提出する前に取締役会の意見を参考にすることができる。
12. この法律，会社の定款の規定及び株主総会の決議に基づくその他の各権限を行使し，義務を履行する。

第 166 条 監査役会の情報提供を受ける権限

1. 取締役への招集通知，意見聴取票及び各添付資料は，取締役に対するものと同じ時に同じ方法で各監査役へ送付されなければならない。
2. 株主総会及び取締役会の決議，議事録は，株主と取締役に対するものと同じ時に同じ方法で監査役へ送付されなければならない。

3. 社長又は総社長が取締役会へ提出する報告書及び会社の発行するその他の資料は、取締役に対するものと同じ時に同じ方法で各監査役へ送付されなければならない。
4. 監査役は、本店、支店及びその他の場所で保管されている各書類、資料にアクセスすることができ、営業時間内に会社の管理者及び従業員の勤務場所に立ち入ることができる。
5. 取締役会、取締役、社長又は総社長、その他の管理者は、監査役会の構成員及び監査役会の請求に従って、会社の管理、運営及び経営活動業務に係る情報及び資料を十分に、正確に、かつ遅滞なく提供しなければならない。

第 167 条 監査役の給与とその他の経済的利益

会社の定款が異なる定めを有しない場合において、監査役の給与及びその他の経済的利益は以下の規定に従う。

1. 監査役は、株主総会の決定により、給与又は報酬及びその他の経済的利益を受ける。株主総会は、監査役会の給与、報酬及び年次活動予算の総額を決定する。
2. 監査役は、合理的な水準において、食事代、宿泊代、交通費、独立した諮問機関の使用料金などの支払を受けられる。ただし、株主総会の異なる決定がある場合を除き、その総額は株主総会の承認した監査役会の年次活動予算を超えてはならない。
3. 監査役会の給与及び活動費用は、企業所得税に関する法令、その関係法令の規定に従って会社の経費に計上することができ、会社の年次財務報告書で特別の項目に記録されなければならない。

第 168 条 監査役の実任

1. 与えられた各権限の行使及び義務の履行に当たり、法令、会社の定款、株主総会の決議及び職業倫理を遵守する。
2. 会社の合法的利益の最大化の確保のために、誠実、慎重、最善の方法で、与えられた各権限を行使し、義務を履行する。
3. 会社及び株主の利益に忠実であり、私利のため又は他の組織、個人の利益に資するために、会社の情報、ノウハウ、経営機会、地位、職務を使用せず、及び会社の財産を使用しない。
4. この法律及び会社の定款の規定に基づくその他の義務
5. 監査役は、この条第 1 項から第 4 項までの規定に違反して会社又は他者に損害を与えた場合、違反行為により発生した損害の賠償について個人責任又は連帯責任を負う。監査役が得たすべての収入及びその他の利益は会社に返還されなければならない。

6. 監査役が与えられた権限の行使及び義務の履行に当たり違反したことを発見した場合、取締役会は、監査役会へ書面により通知し、違反者に違反行為の終了及びその悪影響の克服解決を請求しなければならない。

第 169 条 監査役の免任、罷免

1. 監査役は、以下の場合に免任される。
 - a) この法律第 164 条に規定する監査役の資格及び条件を満たさなくなった。
 - b) 不可抗力の場合を除き、6 か月間継続して自己の権限を行使せず、義務を履行しない。
 - c) 辞任を申し出て承認された。
 - d) 会社の定款に定めるその他の場合
2. 監査役は、以下の場合に罷免される。
 - a) 割り当てられた任務、業務を完成しない。
 - b) この法律及び会社の定款に定める監査役の義務の重大な違反又は複数回の違反
 - c) 株主総会の決定に基づく場合。

第 170 条 年次報告書の提出

1. 財務年度の終了時点で、取締役会は以下の報告書と資料を準備しなければならない。
 - a) 会社の経営結果の報告書
 - b) 財務報告書
 - c) 会社の管理、運營業務の評価報告書
2. 法律の規定に基づき会計監査を必要とする株式会社の年次財務報告書は、株主総会の審査、採択のために提出する前に会計監査を受けなければならない。
3. この条第 1 項に規定する報告書及び資料は、会社の定款に異なる定めのない限り、株主総会の年次総会の開会日より遅くとも 30 日前に、審査のために監査役会へ送付されなければならない。
4. 取締役会の準備した報告書と資料、監査役会の審査報告書及び会計監査報告書は、会社の定款がより長い期間を定める場合を除き、株主総会の年次総会の開会日より遅くとも 10 日前に会社の本店及び支店に到着しなければならない。

1 年間以上継続して株式を保有する株主は、自ら一人で、又は弁護士若しくは営業免許を持つ会計士及び会計監査官を伴って、直接、合理的時間内に、この条に規定する各報告書を検討する権利がある。

第 171 条 株式会社の情報の公開

1. 株式会社は、会計に関する法律及び関係法令の規定に従って、権限を有する国家機関に対して株主総会の承認を得た年次財務報告書を送付しなければならない。
2. 株式会社は、自社のウェブサイト（もしあれば）において、以下の情報を公表する。
 - a) 会社の定款
 - b) 取締役、監査役、社長又は総社長の履歴、学問と職業経験の程度の概略
 - c) 株主総会が承認した年次財務報告書
 - d) 取締役会と監査役会の年次活動結果評価報告書
3. 上場会社でない株式会社は、外国の個人である株主の氏名、国籍、旅券番号、恒久的住所地の住所、株式の数及び種類；外国の組織である株主の名称、企業コード、本店の住所、株式の数及び種類並びに株主から委任を受けた代理人の氏名、国籍、旅券番号、恒久的住所に関する情報を得たとき又はそれらの情報を変更したときから遅くとも 3 日以内に、会社の本店が所在する省級の経営登記機関に通知しなくてはならない。
4. 大衆株式会社は証券に関する法令に従って情報を公表、公開する。国が定款資本の 50 パーセントを超えて掌握する会社は、この法律第 108 条及び第 109 条の規定に従って情報を公表、公開する。

第六章 合名会社

第 172 条 合名会社

1. 合名会社は、企業であり、
 - a) 会社の共同所有者であり、同一の名前で共同経営する社員（以下「合名社員」という。）を少なくとも 2 人有する。合名社員のほか、会社は出資社員を追加することができる。
 - b) 合名社員は個人でなければならず、自己の全財産をもって会社の義務につき責任を負う。
 - c) 出資社員は、出資額の範囲内でのみ会社の債務について責任を負う。
2. 合名会社は企業登記証明書の発給を受けた日から法人資格を有する。
3. 合名会社は、いかなる種類の証券も発行することができない。

第 173 条 出資の履行及び持分証明書の発給

1. 合名社員及び出資社員は、誓約したとおりの期限、金額で、完全かつ適切な出資をしなければならない。
2. 誓約した期限、金額で完全かつ適切な出資をせず会社に損害を与えた合名社員は、会社に対して損害賠償責任を負わなければならない。
3. 出資社員が誓約した期限、金額で完全かつ適切な出資をしない場合、未出資

金額は当該社員の会社に対する債務とみなされる；この場合において、関係する出資社員は、社員総会の決定により会社から除名される可能性がある。

4. 誓約したとおりに完全な出資をした時点において、社員は持分証明書の発給を受ける。持分証明書には以下の主要内容の記載がなければならない。
 - a) 名称，企業コード，会社の本店の住所
 - b) 会社の定款資本
 - c) 社員の氏名，恒久的住所，国籍，公民身分証明カード，人民証明書，旅券又はその他の合法的個人確証書の番号；社員の種類
 - d) 持分価格及び社員の出資財産の種類
 - d) 持分証明書の番号及び発給日
 - e) 持分証明書所有者の権利及び義務
 - g) 持分証明書所有者及び会社の各合名社員の氏名，署名
5. 持分証明書が紛失，破棄，破損又はその他の形態により滅失された場合，社員は会社から持分証明書の再発給を受ける。

第 174 条 合名会社の財産

合名会社の財産は以下のものからなる。

1. 会社に所有権が移転された各社員の出資財産
2. 会社名によりもたらされた創設財産
3. 各合名社員が会社の名義で行った経営活動及び各合名社員が個人の名義で行った会社の経営活動から得られた財産
4. 法令が定めるその他の各財産

第 175 条 合名社員に対する権利制限

1. 合名社員は，その他の各合名社員の全員一致の賛同を得た場合を除き，私人企業を所有することができず，また，その他の合名会社の合名社員となることできない。
2. 合名社員は，私利のため又は他の組織，個人の利益に資するために，個人の又は他者の名義で，当該会社と同一の経営分野，業種の経営を行うことはできない。
3. 合名社員は，その他の各合名社員の承認を得ない限り，会社における自己の持分の一部又は全部を他人に譲渡することはできない。

第 176 条 合名社員の権利及び義務

1. 合名社員は，以下の各権利を有する。
 - a) 会社の各事項に関する会合，討論及び議決に加わる；各合名社員は一票又は会社の定款で定めるその他の数の議決票を持つ。

- b) 会社の名義で、会社の各経営分野、業種の経営活動を行う；合名社員が会社の最善の利益になると認める諸条件につき契約、合意、約束の交渉、締結を行う。
 - c) 会社の各経営分野、業種の経営活動のために会社の印章、財産を使用する；会社の経営業務を行うために自己の金銭を前払いした場合、会社に対し、その元本の全額及び前払いされた元本額に対する市場金利に従った利息の償還を請求する権利を有する。
 - d) 当該社員自身の個人的誤りにより発生した損害でない限り、会社に対し、権限の範囲内の経営活動から生じた損害の補てんを請求する。
 - d) 会社、その他の合名社員に対し、会社の経営状況に関する情報を提供するように請求する；必要と認めるときは会社の財産、会計帳簿及びその他の資料を検査する。
 - e) 出資割合に応じて又は会社の定款が定める合意に従って利益の分配を受ける。
 - g) 会社が解散し又は破産したときは、会社の定款が異なる割合を定めていない限り、会社への持分割合に応じて残存財産価額の一部の分配を受ける。
 - h) 合名社員が死亡した場合、社員の相続人は、その社員の責任に属する債務を控除した後の会社財産価額の一部を受け取る。相続人は、社員総会の承認を得れば合名社員になることができる。
 - i) この法律及び会社の定款の規定に基づくその他の各権利
2. 合名社員は以下の各義務を負う。
- a) 会社にとって最大の合法的利益を確保するため、誠実、慎重及び最善のやり方で経営業務の管理及び実行を行う。
 - b) 法令、会社の定款の規定及び社員総会の決議に従って、会社の経営管理及び活動を行う；この条の規定に違反し、会社に損害を与えたときは、損害賠償責任を負わなければならない。
 - c) 私利のため又は他の組織、個人の利益に資するために会社の財産を使用してはならない。
 - d) 会社の経営活動からの金銭又はその他の財産であって会社に納められなかったものを得るために、会社の名義、個人の名義又はその他の者の名義で行動した場合において、得た金額、財産を会社に償還し、会社に生じた損害を賠償する。
 - d) 会社の財産が会社の債務を完済するのに十分でないときは、連帯して会社の残存債務の清算責任を負う。
 - e) 会社の経営が赤字となった場合、会社の持分に応じて又は会社の定款が定める合意に従って損失を被る。

- g) 会社に対し、自己の経営の状況及び結果を書面により誠実、正確に月次報告する；請求する社員に対し、自己の経営の状況及び結果につき情報を提供する
- h) この法律及び会社の定款の規定に基づくその他の各義務

第 177 条 社員総会

1. 社員総会はすべての社員からなる。社員総会は、社員総会の会長を務める合名社員を 1 人選ぶ。その者は、会社の定款に異なる定めがない限り、同時に会社の社長又は総社長を兼務する。
2. 合名社員は、会社の経營業務を討論、決定するために、社員総会の招集を請求する権利を有する。招集を請求した社員は会合の議題、議事次第及び資料を準備しなければならない。
3. 社員総会は、会社のすべての経營業務を決定する権限を有する。会社の定款に定めがないときは、以下の各事項に関する決定は少なくとも合名社員総数の 4 分の 3 の承認を得なければならない。
 - a) 会社の発展の方向性
 - b) 会社の定款の修正、補充
 - c) 新たな合名社員の追加
 - d) 合名社員の脱退¹¹⁶の承認又は社員の除名の決定
 - d) 投資案件の決定
 - e) 借入れ及びその他の形式での資本の呼込み、会社の定款がより高い割合を定めている場合を除く会社の定款資本の 50 パーセント以上の価額の貸付けの決定
 - g) 会社の定款がより高い割合を定めている場合を除き、会社の定款資本以上の価額を有する財産の売買の決定
 - h) 年次財務報告書、分配される利益総額及び各社員に対して分配される利益額の採択の決定
 - i) 会社解散の決定
4. この条第 3 項に規定していないその他の各事項に関する決定は、少なくとも合名社員総数の 3 分の 2 の賛成を得ることで採択できる；具体的な割合は会社の定款の定めるところによる。
5. 出資社員の議決参加権は、この法律及び会社の定款の規定に従って行使することができる。

第 178 条 社員総会の招集

1. 社員総会の会長は、必要と認めるとき又は合名社員の請求により、社員総会を招集することができる。社員総会の会長が合名社員の請求による招集を行

わない場合は、当該社員は社員総会を招集することができる。

2. 招集通知は、招集状、電話、ファックス又はその他の電子的手段によることができる。招集通知は、会合の目的、請求及び内容、議事次第及び会合の地点、会合の招集を請求した社員の氏名等を明記しなければならない。

この法律第 177 条 3 項に規定する各事項について決定するために使用する各討論資料は、すべての社員に対して事前送付されなければならない；事前送付期限は会社の定款の定めるところによる。

3. 社員総会の会長又は会合の招集を請求した社員は、会合の議長を務める。社員総会の会合は、会社の議事録に記録されなければならない。議事録の内容には以下の主要な各内容が記載されねばならない。

- a) 名称、企業コード、本店の住所
- b) 会合の目的、議事次第及び内容
- c) 会合時間、地点
- d) 議長、出席社員の氏名
- d) 出席社員の各意見
- e) 採択された各決議、賛成した社員の数及びその各決議の基本的内容
- g) 各出席社員の氏名、署名

第 179 条 合名会社の経営運営

1. 各合名社員は法定代表権を持ち、会社の日常的な経営活動を運営する権限を有する。会社の日常的な経営業務の実施における合名社員に対するすべての制限は、第三者に対しては、その者がその制限があることを知り得たときのみ効力を有する。

2. 会社の経営活動の運営において、合名社員は、会社の管理及び監査の各役職担当を相互に割り当てる。

何人かの又はすべての合名社員が一緒にいくつかの経営業務を行うときは、決定は多数決の原則に従って採択される。

合名社員が行った、会社の経営活動の範囲外の活動は、当該活動が他の社員の承認を得ていた場合を除き、いずれも会社の責任には属さない。

3. 会社は 1 つ又はいくつかの銀行口座を開設することができる。社員総会は、それらの各口座における預金の預入れ及び引出し¹¹⁷の委任を受ける社員を指名する。
4. 社員総会の会長、社長又は会長は以下の各任務を有する。
 - a) 合名社員の資格をもってする会社の日常的な経営業務の管理及び運営
 - b) 社員総会の会合の招集及び実施；社員総会の各決議に署名する。
 - c) 各合名社員の間で経営業務の割当、協調を行う。
 - d) 法令の規定に従って、会社の会計帳簿、領収書、証憑その他の各資料を

完全かつ誠実に調整，保管する。

- d) 国家機関との関係において会社を代表する；各訴訟案件，商業紛争又はその他の紛争において，被告又は原告としての資格で会社を代表する。
- e) 会社の定款に定めるその他の各義務

第 180 条 合名社員の資格の終了

1. 合名社員の資格は以下の各場合において終了する。
 - a) 自ら進んで会社から資本を引き出す。
 - b) 死亡する又は裁判所の失踪宣告，制限民事行為能力者である旨の宣告若しくは民事行為能力喪失宣告を受ける。
 - c) 会社から除名される。
 - d) 会社の定款に定めるその他の各場合
2. 合名社員は，社員総会の承認を得ることができれば，会社から資本を引き出す権利を有する。この場合，会社から資本を引き出したい社員は，遅くとも資本引出日の 6 か月前までに資本引出しを請求する書面により通知しなければならない；財務年度の終了時及び採択済みの当該財務年度の財務報告時においてのみ資本を引き出すことができる。
3. 合名社員は以下の各場合において会社から除名される。
 - a) 出資する能力がない又は会社が 2 回請求しても誓約したとおりに出資しない。
 - b) この法律第 175 条の規定に違反する。
 - c) 経營業務を不誠実，不慎重に遂行し，又はその他の不適切な行為により，会社又は他の各社員の利益に重大な損害を与える。
 - d) 合名社員の各義務を適切に履行しない。
4. 民事行為能力の制限を受けた又は喪失した社員の社員資格を終了する場合，当該社員の持分は公平妥当に償還される
5. この条第 1 項 a 号及び c 号の規定により合名社員の資格を終了した日から 2 年間は，その者は引き続き自己の全財産をもって，社員資格終了の日以前に発生した会社の各債務につき連帯して責任を負わなければならない。
6. 社員資格の終了後，終了した社員の氏名が会社の名称の一部又は全部を成すものとして使われたときは，その者，その者の相続人又はそれらの者の法定代理人は，会社に対し，当該氏名の使用をやめるよう請求する権利を有する。

第 181 条 新たな社員の受入れ

1. 会社は合名社員又は出資社員を追加することができる；会社の新たな社員の追加は社員総会の承認を得なければならない。
2. 合名社員又は出資社員は，社員総会が異なる期限を決定した場合を除き，承

認を得た日から 15 日以内に、会社に対し、誓約した出資額を全額納付しなければならない。

3. 新たな合名社員は、当該社員及び残りの各社員が異なる合意をした場合を除き、自己の全財産をもって、会社の各債務及びその他の財産義務につき同様に連帯して責任を負わなければならない。

第 182 条 出資社員の権利及び義務

1. 出資社員は以下の各権利を有する。
 - a) 会社の定款の修正，補充，出資社員の各権利義務の修正，補充，会社の再編若しくは解散又は出資社員の権利義務に直接関係する会社の定款のその他の各内容に関する社員総会の会合，討論及び議決に加わる。
 - b) 会社の定款資本における出資割合に応じて毎年の利益の分配を受ける。
 - c) 会社の年次財務報告書の提供を受ける；社員総会の会長，合名社員に対し，会社の経営状況及び結果にする各情報の十分かつ誠実な提供を請求する権利を有する；会社の会計帳簿，議事録，契約，取引，その他の書類及び資料を検討する。
 - d) 会社における自己の持分を他人に譲渡する。
 - d) 個人又は他人の名義で，会社の各経営分野，業種の経営を遂行する。
 - e) 法令及び会社の定款の規定に従い，自己の持分を，相続，贈与，抵当，質入及びその他の各形式で処分¹¹⁸する；死亡した場合，相続人は死亡した社員に代わり会社の出資社員になる。
 - g) 会社が解散又は破産したときは，会社の定款資本における出資割合に応じて会社の残存財産価額の一部の分配を受ける。
 - h) この法律及び会社の定款の規定に基づくその他の各権利
2. 出資社員は以下の各義務を負う。
 - a) 誓約した出資額の範囲内において，会社の各債務及びその他の財産義務につき責任を負う。
 - b) 会社管理に参加することはできず，会社の名義で経營業務を遂行することはできない。
 - c) 会社の定款，内規及び社員総会の決定を遵守する。
 - d) この法律及び会社の定款の規定に基づくその他の各義務

第七章 私人企業

第 183 条 私人企業

1. 私人企業とは，一人の個人が主体的に営み，企業の全活動に関し，自己の全財産をもって自ら責任を負う企業である。
2. 私人企業は，いかなる種類の証券も発行することができない。

3. 各個人は、私人企業を一つに限り設立する権利を有する。私人企業主は、同時に、経営世帯主及び合名会社の社員になることができない。
4. 私人企業は、設立出資又は合名会社、有限責任会社若しくは株式会社における株式若しくは持分の購入をすることはできない。

第 184 条 私人企業の投資資本

1. 私人企業主の投資資本は企業主が自ら登記するところによる。私人企業主は、投資資本の総数を正確に登記する義務を負い、その中では、ベトナムドン、両替自由な外貨、金及びその他の財産による資本総数を明記する；その他の財産による資本については、各種財産ごとに財産の種類、数量及び残余価額を明記しなければならない。
2. 企業の経営活動に使われる借入金及び借入財産を含む資本及び財産のすべては、法令の規定に従い、会計帳簿及び企業の財務報告書に十分に記録されなければならない。
3. 活動の過程において、私人企業主は、企業の経営活動に対する自己の投資資本を増額又は減額する権利を有する。企業主の投資資本の増額又は減額は全額会計帳簿に記録されなければならない。投資資本を登記額よりも減額する場合、私人企業主は経営登記機関で登記をした後においてのみ減らすことができる。

第 185 条 企業の管理

1. 私人企業主は、企業のすべての経営活動並びに納税及びその他法令の規定に従った財産義務の履行後の利益の使用を決定する全権を有する。
2. 私人企業主は、直接又は他人を雇用して経営活動を管理、運営する。他の従業員が社長として企業を管理する場合であっても、依然として企業のすべての経営活動について責任を負わなければならない。
3. 私人企業主は、企業に関係する各紛争において、仲裁人又は裁判所に対し、原告、被告又は利害関係者となる。
4. 私人企業主は、企業の法定代表者である。

第 186 条 企業の貸付

私人企業主は、自己の企業全部を貸与する権利を有するが、貸与契約が効力を生じた日から 3 営業日以内に、経営登記機関、税務機関に対し、公証を受けた貸与契約書の写しを添付した書面により通知しなければならない。貸与期間中、私人企業主は、依然として企業所有者としての資格に基づき法令上の責任を負わなければならない。企業の経営活動に対する所有者及び借用者の権利及び責任は貸与契約書において定められる。

第 187 条 企業の売却

1. 私人企業主は、自己の企業を他人に売却する権利を有する。
2. 企業の購入者、売却者及び債権者が異なる合意をする場合を除き、私人企業主は、企業売却後も引き続き、企業譲渡日前に発生した企業の各債務及びその他の財産義務について責任を負わなければならない。
3. 企業の売却者、購入者は労働者に関する法令の各規定を遵守しなければならない。
4. 企業の購入者はこの法律の規定に従い、私人企業主の変更登記をしなければならない。

第八章 会社グループ

第 188 条 経済グループ、総会社

1. 各経済セクターに属する経済グループ¹¹⁹、総会社¹²⁰は、株式、持分の保有又はその他の連結を通じて相互関係を有する会社グループである。経済グループ、総会社は、一つの企業形態ではなく、法人資格もなく、この法律の規定による設立登記もしない。
2. 経済グループ、総会社は、親会社、子会社及びその他の社員会社を有する。経済グループ、総会社内の親会社、子会社及び各社員会社は、法令の規定に従い、独立した企業の権利及び義務を有する。

第 189 条 親会社、子会社

1. ある会社は、以下の各場合に当たるときは、他の会社の親会社とみなされる。
 - a) その会社の定款資本又は普通株式総数の 50 パーセントを超えて保有する。
 - b) 直接又は間接に、その会社の取締役、社長又は総社長の多数又は全員の任命を決定する。
 - c) その会社の定款の修正、補充を決定する権限を有する。
2. 子会社は親会社へ出資し、親会社の株式の購入をすることができない。一つの親会社の各子会社は、相互保有し合うために、共に出資し、株式を購入することができない。
3. 65 パーセント以上の国家資本を有する同じ親会社を持つ各子会社は、この法律の規定に従い、共に企業設立投資をすることができない。
4. 政府はこの条第 2 項及び第 3 項の詳細を定める。

第 190 条 子会社に対する親会社の権利及び責任

1. 子会社の法的類型に応じ、親会社は、この法律の対応する規定及び関係法令のその他の規定に基づき、子会社との関係において、社員、所有者又は株主としての資格で自己の権利を行使し、義務を履行する。

2. 親会社と子会社との間の契約、取引及びその他の関係は、独立した各法的主体に対する適用条件¹²¹に従って、いずれも独立、平等に設立、履行されなければならない。
3. 親会社が、所有者、社員又は株主の権能を超えて干渉し、通常の経営慣例¹²²に反する経営活動又は利益を生まない活動を行うよう子会社を束縛した上、関係財務年度において合理的に賠償をせず、子会社に損害を与える場合、親会社はその損害について責任を負う。
4. この条第 3 項に規定する経営活動の実施を干渉、束縛したことつき責任を負う親会社の管理者は、その各損害について親会社と共に連帯して責任を負う。
5. 親会社がこの条第 3 項の規定に従って子会社に賠償しない場合、債権者又は子会社の定款資本の 1 パーセント以上を保有する社員、株主は、自己の名義で又は子会社の名義で、親会社に対し、子会社に対する損害を賠償するよう請求する権利を有する。
6. 子会社が行ったこの条第 3 項に規定するような経営活動が同一親会社の他の子会社に利益をもたらした場合、その利益を得た子会社は、損害を被った子会社に対し、親会社と共に連帯してその得た利益額を償還しなければならない。

第 191 条 親会社 - 子会社の財務報告

1. 財務年度が終了した時点で、法令の規定による報告書及び資料のほか、親会社は以下の各報告書を作成しなければならない。
 - a) 会計に関する法令の規定に基づく親会社の連結財務報告書
 - b) 親会社及び子会社の年次経営結果統合報告書
 - c) 親会社及び子会社の管理、運營業務統合報告書
2. この条第 1 項に規定する報告書の作成責任者は、各子会社の財務報告書を完全に受け取っていないときは、これらの各報告書を作成、提出してはならない。
3. 親会社の法定代表者の請求があるときは、子会社の法定代表者は、親会社及び子会社の連結財務報告書及び統合報告書の作成のため、必要な各報告書、資料並びに情報を規定どおりに提供しなければならない。
4. 子会社が作成、提出した報告書に、誤った、正確でない又は偽りの情報があることに不審を抱かないときは、親会社の管理者は、親会社及び子会社の連結財務報告書及び統合報告書の作成のためにその各報告書を使用する。
5. 親会社の管理者が、権限の範囲内で、各必要な措置を適用したが、依然として子会社から必要な報告書、資料及び情報を規定どおりに受け取ることができない場合において、親会社の管理者は、引き続き親会社及び子会社の連結財務報告書、統合報告書を作成、提出する。報告書はその子会社からの各情報を含むことも含まないこともあり得るが、勘違い又は誤解を避けるため、必要な

解説を含まなければならない。

6. 親会社、子会社の各年次財務決算報告書、資料及び親会社、子会社の各連結財務報告書、統合報告書は、親会社の本店で保管されなければならない。この項に規定する各報告書、資料の写しは、ベトナム領土上にある親会社の各支店に置かれなければならない。
7. 各子会社については、法令の規定による各報告書、資料のほか、親会社との売買及びその他の各取引に関する統合報告書も作成しなければならない。

第九章 企業の再編、解散及び破産

第 192 条 企業の消滅分割

1. 有限責任会社、株式会社は、以下の各場合のいずれかにおいて、二つ又は多くの新会社を設立するために、各株主、社員及び会社財産を分割することができる。
 - a) 各社員、株主の持分、株式の一部は、持分、株式の価額に応じた財産とともに、被分割会社における保有割合に従い、新会社へ移される財産価額に応じて、各新会社へ分割される。
 - b) 一人又は複数の社員、株主の持分、株式の全部が、彼らの株式、持分の価額に対応する財産とともに、各新会社に移転される。
 - c) この項 a 号及び b 号に規定する双方の場合の組み合わせ
2. 有限責任会社、株式会社の消滅分割の手続は次のとおり定められる。
 - a) 被消滅分割会社の社員総会、会社所有者又は株主総会は、この法律又は会社の定款の規定に従い、会社の消滅分割の決議を採択する。会社の消滅分割の決議は、名称、被消滅分割会社の本店の住所；設立予定の各会社の名称；会社財産の分割の原則、方式及び手続；労働者使用実施計画案；被消滅会社の持分、株式、債券を各新設会社へ移行させるに当たっての分割方式、期限及び手続；被消滅会社の各義務の解決原則；会社の消滅分割の実行期限に関する各主要内容を含まなければならない。会社の消滅分割決議は、決議が採択された日から 15 日以内に、すべての債権者に送付され、労働者に周知されなければならない。
 - b) 新設された会社の社員、会社所有者又は株主は、この法律の規定に従って、定款の採択、社員総会の会長、会社の会長、取締役会、社長又は総社長を選任又は任命し、企業登記を行う。この場合において、新会社の企業登記書類にはこの項 a 号に規定する会社の消滅分割決議を添付しなければならない。
3. 社員、株主の数及び社員、株主の株式、持分の保有数、割合並びに各新設会社の定款資本は、この条第 1 項の規定する各場合に相応し、分割方法及び各

新設会社へ移行する被分割消滅会社の持分、株式の変更¹²³に応じて記載されるものとする。

4. 被消滅分割会社は、新会社が企業登記証明書の発給を受けた後に存在を終える¹²⁴。各新会社は、被消滅分割会社の各未返済債務、労働契約及びその他の財産義務につき連帯して責任を負わなければならない、又はその各会社の中で1社がこの各義務を履行することについて債権者、顧客及び労働者と合意しなければならない。
5. 経営登記機関は、新会社に対して企業登記証明書を発給する際、国家企業登記データベース中の被消滅分割会社の法的状態を更新する。新会社の本店の住所が、被消滅分割会社¹²⁵の本店所在地の省、中央直轄市の外にある場合、新会社の本店所在地の経営登記機関は、国家企業登記データベース上の被消滅分割会社の法的状態を更新するため、被分割会社の本店所在地の経営登記機関に対し、新会社の企業登記の事実を通知しなければならない。

第 193 条 企業の存続分割

1. 有限責任会社、株式会社は、既存会社¹²⁶（以下「被存続分割会社」という。）が有する財産、権利及び義務の一部を、一つ又は複数の新たな有限責任会社、株式会社（以下「存続分割会社」という。）を設立するために移転し、かつ、被存続分割会社の存在を終えないという方法で存続分割することができる。
2. 存続分割は、以下のいずれかの方法に従って行われる。
 - a) 各社員、株主の持分、株式の一部が、持分、株式の価額に応じた財産とともに、被存続分割会社における保有割合に従い、新会社へ移される財産価額に応じて、各新会社へ移転される。
 - b) 一人又は複数の社員、株主の持分、株式の全部が、彼らの株式、持分の価額に応じた財産とともに新会社へ移転される。
 - c) この項 a 号及び b 号に規定する双方の場合の組み合わせ
3. 被存続分割会社は、新会社の企業登記と同時に、減少した持分、株式及び社員数に応じて定款資本及び社員数の変更登記をしなければならない。
4. 有限責任会社及び株式会社の存続分割の手続は次のとおり定められる。
 - a) 被存続分割会社の社員総会、会社所有者又は株主総会は、この法律及び会社の定款の規定に従い、会社の存続分割決議を採択する。会社の存続分割決議は、被存続分割会社の名称、本店の住所；設立予定の存続設立会社の名称；労働者使用実施計画案；会社の存続分割の方式；被存続分割会社から存続分割会社へ移転される財産、各権利及び義務の価額；会社の存続分割の実行期限に関する各主要内容を含まなければならない。会社の存続分割決議は、決議が採択された日から 15 日以内に、すべての債権者に送付され、労働者に周知されなければならない。

- b) 存続分割会社の各社員、会社所有者又は各株主は、この法律の規定に従って、定款を採択し、社員総会の会長、会社の会長、取締役会、社長又は総社長を選任又は任命し、企業登記を行う。この場合、企業登記書類にはこの項 a 号に規定する会社の存続分割決議を添付しなければならない。
- 5. 企業登記後、被存続分割会社及び存続会社は、被存続分割会社、新設会社、被存続分割会社の債権者、顧客及び労働者が異なる合意をする場合を除き、被存続分割会社の各未返済債務、労働契約及びその他の財産義務につき連帯して責任を負わなければならない。

第 194 条 企業の新設合併

- 1. 二つ又は複数の会社（以下「被新設合併会社」という。）は、新設合併をして一つの新会社（以下「新設合併会社」という。）となり、それと同時に各被新設合併会社の存在を終えることができる。
- 2. 会社の新設合併の手続は次のとおり定められる。
 - a) 各被新設合併会社は新設合併契約を準備する。新設合併契約は、各被新設合併会社の名称、本店の住所；新設合併会社の名称、本店の住所；新設合併の手続及び条件；労働者使用実施計画案；被新設合併会社の財産、持分、株式、債券を移転して新設合併会社の持分、株式、債券とする期限、手続及び条件；新設合併の実行期限；新設合併会社の定款案に関する各主要内容を含まなければならない。
 - b) 各被新設合併会社の各社員、会社所有者又は各株主は、この法律の規定に従って、新設合併契約、新設合併会社の定款を採択し、新設合併会社の社員総会の会長、会社の会長、取締役会、社長又は総社長を選任又は任命し、新設合併会社の企業登記を行う。新設合併契約は、採択された日から 15 日以内に、各債権者に送付され、労働者に周知されなければならない。
- 3. 新設合併により新設合併会社が関係市場における 30 パーセントから 50 パーセントの市場占有率¹²⁷を有することとなる場合、被新設合併会社の法的代表者¹²⁸は、競争に関する法律に異なる規定がある場合を除き、新設合併の実施前に競争管理機関へ通知しなければならない。

新設合併により新設合併会社が関係市場において 50 パーセントを超える市場占有率を有することとなる場合、競争に関する法令に異なる規定がある場合を除き、新設合併は許されない。
- 4. 新設会社の企業登記書類、手順は、この法律の対応する各規定に従って行われ、以下の各文書の写しを添付しなければならない。
 - a) 新設合併契約書
 - b) 新設合併契約を採択した各被新設合併会社の決議及び会合の議事録
- 5. 企業登記後、各被新設合併会社は存在を終える；新設合併会社は、各被新設

合併会社の各権利及び合法的利益を享受し、各未返済債務、労働契約及びその他の各財産義務につき責任を負う。

6. 経営登記機関は、新設合併会社に対して企業登記証明書を発給する際、国家企業登記データベース上の被新設合併会社の法的状態を更新する。被新設合併会社の本店の住所が、新設合併会社の本店所在地の省、中央直轄市の外にある場合、新設合併会社の経営登記機関は、国家企業登記データベース上の被新設合併会社の法的状態を更新するため、被新設合併会社の本店所在地の経営登記機関に対し、新会社の企業登記の事実を通知しなければならない。

第 195 条 企業の吸収合併

1. 一つ又は複数の会社（以下「被吸収合併会社」という。）は、財産、権利、義務及び合法的利益の全部を一つの他の会社（以下「吸収合併受入会社」という。）へ移転し、同時に被吸収合併会社の存在を終える方法により、吸収合併受入会社へと吸収合併をすることができる。
2. 会社の吸収合併の手続は次のとおり定められる。
 - a) 各関係会社は吸収合併契約及び吸収合併受入会社の定款案を準備する。
吸収合併契約は、吸収合併受入会社の名称、本店の住所；被吸収合併会社の名称、本店の住所；吸収合併の手続及び条件；労働者使用実施計画案；被吸収合併会社の財産、持分、株式、債券を移転して吸収合併受入会社の持分、株式、債券とする方式、手続、期限及び条件；吸収合併の実行期限に関する各主要内容を含まなければならない。
 - b) 各関係会社の各社員、会社所有者又は各株主は、この法律の規定に従って、吸収合併契約、吸収合併受入会社の定款を採択し、吸収合併受入会社の企業登記を行う。吸収合併契約は、採択された日から 15 日以内に、すべての債権者に送付され、労働者に周知されなければならない。
 - c) 企業登記後、被吸収合併会社は存在を終える；吸収合併受入会社は、被吸収合併会社の各権利及び合法的利益を享受し、各未返済債務、労働契約及びその他の財産義務につき責任を負う。
3. 吸収合併により吸収合併受入会社が関係市場における 30 パーセントから 50 パーセントの市場占有率を有することとなる場合、会社の法的代表者は、競争に関する法律に異なる規定がある場合を除き、吸収合併の実施前に競争管理機関へ通知しなければならない。
吸収合併により吸収合併合併受入会社が関係市場において 50 パーセントを超える市場占有率を有することとなる場合、競争に関する法律に異なる規定がある場合を除き、各会社の吸収合併は許されない。
4. 吸収合併受入会社の企業登記書類、手続は、この法律の対応する各規定に従って行われ、以下の各文書の写しを添付しなければならない。

- a) 吸収合併契約書
 - b) 吸収合併契約を採択した各吸収合併受入会社の決議及び会合の議事録
 - c) 吸収合併契約を採択した各被吸収合併会社の決議及び会合の議事録。ただし、吸収合併受入会社が 65 パーセントを超える定款資本又は株式を保有する又は被吸収合併会社の議決権を有する社員、株主である場合を除く。
5. 経営登記機関は、国家企業登記データベース上の被吸収合併会社の法的状態の更新を行い、吸収合併受入会社に対する企業登記内容を変更する。

被吸収合併会社の本店の住所が、吸収合併受入会社の本店所在地の省、中央直轄市の外にある場合、吸収合併受入会社の経営登記機関は、国家企業登記データベース上の被吸収合併会社の法的状態を更新するため、被吸収合併会社の本店所在地の経営登記機関に対し、企業登記の事実を通知する。

第 196 条 有限責任会社から株式会社への転換

1. 国営企業の株式会社への転換は、国営会社から株式会社への転換に関する法令の規定に従って実現される。
2. 有限責任会社は、以下の方式に従って、株式会社へ転換することができる。
 - a) 他の組織、個人からの出資を追加して呼び込まず、他の組織、個人へ持分を売却しない株式会社への転換
 - b) 他の組織、個人からの出資を追加で呼び込む方法による株式会社への転換
 - c) 持分の全部又は一部を他の一つ又は複数の組織、個人に売却する方法による株式会社への転換
 - d) この項 a 号、b 号及び c 号に規定する方法の組み合わせ
3. 会社は、転換が終了した日から 10 日以内に、経営登記機関において会社転換登記をしなければならない。経営登記機関は、転換書類を受領した日から 5 営業日以内に、企業登記証明書を再発給する。
4. 転換会社は、被転換会社の各権利及び合法的利益の全部を当然に承継し、納税債務、労働契約及びその他の義務を含む各債務につき責任を負う。
5. 経営登記機関は、企業登記証明書を発給した日から 7 営業日以内に、この法律第 34 条 1 項の規定に従って、各関係国家機関に通知し、同時に国家企業登記データベース上の会社の法的状態を更新しなければならない。

第 197 条 株式会社から一人社員有限責任会社への転換

1. 株式会社は、以下の方式に従って、一人社員有限責任会社へ転換することができる。
 - a) 一人の株主が、残りの全株主から株式、持分全部の譲渡を受ける。
 - b) 株主でない一つの組織又は一人の個人が、会社の全株主の株式全部の譲

渡を受ける。

- c) 会社が、この法律第 110 条の規定に基づく株式会社の最低数の請求期限を超過した期間において、一人だけの株主を残す。¹²⁹
- 2. この条第 1 項に規定する株式、持分による投資資本の譲渡又は受領は、市場価格に従って行われなければならない、その価格は、財産による方法、手形割引金¹³⁰による方法又はその他の方法により定められる。
- 3. この条第 1 項 a 号及び b 号の規定に従って株式譲渡を完了した日又はこの条第 1 項 c 号の場合が生じた日から 15 日以内に、会社は転換書類を企業が登記をした地の経営登記機関に送付し又は納付する。経営登記機関は、転換書類を受領した日から 5 営業日以内に、企業登記証明書を発給する。
- 4. 転換会社は、被転換会社の各権利及び合法的利益の全部を当然に承継し、納税債務、労働契約及びその他の義務を含む各債務につき責任を負う。
- 5. 経営登記機関は、企業登記証明書を発給した日から 7 営業日以内に、この法律第 34 条 1 項の規定に従って、各関係国家機関に通知し、同時に国家企業登記データベース上の会社の法的状態を更新しなければならない。

第 198 条 株式会社から二人以上社員有限責任会社への転換

- 1. 株式会社は、以下の方式に従って、二人以上社員有限責任会社へ転換することができる。
 - a) 他の組織、個人からの追加呼び込み又は他の組織、個人への株式譲渡を行わない有限責任会社への転換
 - b) 他の組織、個人からの出資の追加呼び込みを同時に伴う有限責任会社への転換
 - c) 他の組織、個人への株式の全部又は一部¹³¹の譲渡を同時に伴う有限責任会社への転換
 - d) この項 a 号、b 号及び c 号に規定する各方法を組み合わせた有限責任会社への転換
- 2. 会社は、転換が完了した日から 10 日以内に、経営登記機関において、会社転換の登記をしなければならない。経営登記機関は、転換書類を受領した日から 5 営業日以内に、企業登記証明書を発給する。
- 3. 転換会社は、被転換会社の各権利及び合法的利益の全部を当然に承継し、納税債務、労働契約及びその他の義務を含む債務につき責任を負う。
- 4. 経営登記機関は、企業登記証明書を発給した日から 7 営業日以内に、この法律第 34 条 1 項の規定に従って、各関係国家機関に通知し、同時に国家企業登記データベース上の会社の法的状態を更新しなければならない。

第 199 条 私人企業から有限責任会社への転換

1. 私人企業は、以下の各条件を満たす場合、私人企業主の決定に従い、有限責任会社に転換することができる。
 - a) この法律第 28 条 1 項に規定する各条件を完全に満たす。
 - b) 私人企業主は会社所有者（個人が所有者となる一人有限責任会社への転換の場合）又は社員（二人以上有限責任会社への転換の場合）とならなければならない。
 - c) 私人企業主が、自己の全財産をもって私人企業のすべての未返済債務につき個人責任を負うこと及び弁済期の到来時に債務を全額弁済することを書面により誓約する。
 - d) 私人企業主が、未履行の契約の各当事者に対し、転換した有限責任会社がその各契約を引き続き受け入れ、履行することを書面により合意する。
 - d) 私人企業主が、他の各出資社員に対し、私人企業が現在有する労働者を引き続き受け入れ、使用することを書面により誓約又は合意する。
2. 経営登記機関は、この条第 1 項に規定する各条件が十分にあるとき、書類を受領した日から 5 営業日以内に、企業登記証明書の発給を検討する。
3. 経営登記機関は、この条第 2 項に規定する企業登記証明書の発給日から 7 営業日以内に、この法律第 34 条 1 項の規定に従って、各関係国家機関に通知し、同時に国家企業登記データベース上の会社の法的状態を更新しなければならない。

第 200 条 経営の一時停止

1. 企業は、経営を一時停止する権利を有するが、遅くとも一時停止日又は経営再開¹³²日の 15 日前までに、経営登記機関に対し、一時停止又は経営再開の時点及び期限について書面により通知しなければならない。
2. 経営登記機関、権限を有する機関は、企業が法令の規定に従った条件を十分に有さないことを発見したときは、企業に対し、条件付き経営分野、業種の一時停止を請求する。
3. 経営の一時停止期間中も、企業は残存税額を全額納付し、引き続き各債務を弁済し、顧客及び労働者と締結済みの契約の履行を遂げなければならない。ただし、企業、債権者、顧客及び労働者が異なる合意をした場合を除く。

第 201 条 企業の解散の各場合及び条件

1. 企業は以下の各場合において解散される。
 - a) 会社の定款に記載された活動期間が終了し、延長決定がない。
 - b) 私人企業では企業主の、合名会社では全合名社員の、有限責任会社では社員総会、会社所有者の、株式会社では株主総会の決定がある。
 - c) 会社が 6 か月間継続してこの法律の規定による最低社員数を満たさず、企

業形態の転換手続を行わない。

- d) 企業登記証明書が回収された。
- 2. 企業は、各債務及びその他の財産義務を確実に完済することができ、裁判所又は仲裁機関における紛争解決過程でないときに限り解散することができる。この条第 1 項 d 号に規定する解散の場合、関係管理者及び企業は¹³³、企業の各債務につき連帯して責任を負う。

第 202 条 企業の解散手順、手続

この法律第 201 条 1 項 a 号、b 号及び c 号に規定する各場合における企業の解散は、以下の規定に従って行われる。

- 1. 企業の解散決定を採択する。企業の解散決定は以下の各主要内容を含まなければならない。
 - a) 企業の名称、本店の住所
 - b) 解散の理由
 - c) 企業の契約の履行及び各債務の弁済期限、手続；債務の弁済、契約の履行期限は、解散決定を採択した日から 6 か月を超えることはできない。
 - d) 労働契約から発生した各義務の処理実施計画案
 - d) 企業の法定代表者の名称、署名
- 2. 私人企業主、社員総会又は会社所有者、取締役会は、会社の定款が独自の清算組織の設立を定める場合を除き、直接に企業財産を清算する。
- 3. 解散決定及び会合の議事録は、採択された日から 7 営業日以内に、経営登記機関、税務機関、企業の労働者に送付され、解散決定が国家企業登記ポータル上に掲載されなければならない。また、企業の本店、支店、駐在事務所において公に掲示されなければならない。

企業が未返済財務義務¹³⁴を残している場合、解散決定に債務解決実施計画案を添付して、各債権者、利害関係者に送付しなければならない。通知は、債権者の名称、住所、債務額、期限、その債務額の弁済地点及び方式、債権者の不服申立ての解決方式及び期限を含まなければならない。

- 4. 経営登記機関は、企業の解散決定の受領後直ちに、解散手続中の企業の状況を国家企業登記ポータル上で通知しなければならない。通知は解散決定及び債務解決実施計画案（もしあれば）を添付して発行¹³⁵しなければならない。
- 5. 企業の債務は以下の順序に従い弁済される。
 - a) 法令の規定に基づく各給与債務、退職手当¹³⁶、社会保険並びに締結済みの集団労働協約¹³⁷及び労働契約に基づく労働者のその他の各権利利益
 - b) 租税債務
 - c) その他の各債務
- 6. 各債務及び企業の解散経費の弁済が終了した後、残余部分は、持分、株式の

- 保有割合に従って、私人企業主、各社員、株主又は会社所有者に分配される
7. 企業の法定代表者は、企業の債務の弁済を終了した日から 5 営業日以内に、経営登記機関に対し、解散申請書¹³⁸を送付する
 8. この条第 3 項による解散決定を受領した日から、企業から解散に関する意見若しくは関係当事者¹³⁹の書面による反対を受けずに 180 日が経過した後、又は解散書類を受領した日から 5 営業日以内に、経営登記機関は、国家企業登記データベース上の企業の法的状態を更新する。
 9. 政府は企業の解散手順、手続の詳細を定める。

第 203 条 企業登記証明書が回収された又は裁判所の決定による場合における企業の解散

この法律第 201 条 1 項 d 号の規定による企業の解散は、以下の手順、手続に従って行われる。

1. 経営登記機関は、企業登記証明書の回収決定を出すと同時に又は執行力を有する裁判所の解散決定を受領した後直ちに、解散手続中の企業の状況を国家企業登記ポータル上で通知しなければならない。通知は企業登記証明書の回収決定又は裁判所の決定を添付して発行しなければならない。
2. 企業登記証明書の回収決定又は効力を有する裁判所の決定を受領した日から 10 日以内に、企業は、解散を決定するための会合を招集しなければならない。解散決定及び企業登記証明書の回収決定又は効力を有する裁判所の決定の写しは、経営登記機関、税務機関、企業の労働者に送付されなければならない。企業の本店及び支店において公に掲示されなければならない。法令が公に発行¹⁴⁰するよう求めている場合、企業の解散決定は、少なくとも一つの新聞又は電子新聞に 3 回連続で掲載されなければならない。

企業が未返済財務義務を残している場合、同時に、各債権者、利害関係者に対し、債務解決実施計画案を添付した企業の解散決定を送付しなければならない。通知は、債権者の氏名、住所、債務額、期限、その債務額の弁済地点及び方式、債権者の不服申立ての解決手続及び期限を含まなければならない。

3. 企業の各債務の弁済は、この法律第 202 条 5 項の規定に基づき行われる。
4. 企業の法的代表者は、企業の各債務額を完済した日から 5 営業日以内に、経営登記機関に対し、解散申請書を送付する。
5. この条第 1 項による企業解散状況を通知した日から、関係当事者の書面による反対を受けずに 180 日が経過したとき、又は解散書類を受領した日から 5 営業日以内に、経営登記機関は、国家企業登記データベース上の企業の法的状態を更新する。
6. 関係会社の管理者である個人は、この条の規定を実行しない又は適切に実行しないことによる損害につき個人責任を負わなければならない。

第 204 条 企業の解散書類

1. 企業の解散書類は以下の文書からなる。
 - a) 企業の解散に関する通知
 - b) 企業財産清算報告書；債権者名簿並びに弁済済みの各租税債務及び社会保険料債務を含む弁済済み債務額のリスト，企業の解散決定後の労働者名簿（もしあれば）
 - c) 印章及び印章証明書（もしあれば）
 - d) 企業登記証明書
2. 株式会社の取締役，有限責任会社の社員総会の構成員，会社所有者，私人企業主，社長又は総社長，合名社員，企業の法定代表者は，企業解散書類の誠実性，正確性につき責任を負う。
3. 解散書類が正確でなく，偽りがある場合，この条第 2 項に規定する者は，未返済債務額，未納付租税額及び未解決の労働者の権利利益につき連帯して弁済責任を負わなければならない，経営登記機関へ企業解散書類を提出した日から 5 日以内に発生した諸帰結¹⁴¹につき法令の下で個人責任を負う。

第 205 条 解散決定後に禁止される各活動

1. 企業の解散決定後，企業，企業の管理者が以下の各活動を行うことは厳禁する。
 - a) 財産の隠匿¹⁴²，分散¹⁴³
 - b) 債務返済請求権¹⁴⁴の放棄又は減額
 - c) 無担保債務から企業財産による担保付債務への変更
 - d) 企業の解散を行うためにする場合を除く新規契約の締結
 - d) 財産の質入れ，抵当，贈与，貸与
 - e) 効力を有する契約の履行の終了
 - g) すべての形式の下での資本の呼び込み
2. この条第 1 項の禁止行為を行った個人は，違反の性質及び程度に応じ，行政違反処罰又は刑事責任を追及されることがあり，損害を与えたときは賠償しなければならない。

第 206 条 支店，駐在事務所の活動の終了

1. 企業の支店，駐在事務所は，その企業自身の決定又は権限を有する国家機関の支店，駐在事務所活動登記証明書の回収決定により活動を終了する。
2. 支店，駐在事務所の活動終了書類は以下のものからなる。
 - a) 支店，駐在事務所の活動終了に関する企業の決定又は権限を有する国家機関の支店，駐在事務所活動登記証明書の回収決定
 - b) 債権者名簿及び支店の租税債務及び社会保険料債務を含む未返済債務の

リスト

- c) 労働者名簿及び労働者が現在受けている権利利益
- d) 支店，駐在事務所の活動登記証明書
- d) 支店，駐在事務所の印章（もしあれば）
- 3. 企業の法定代表者及び解散する支店，駐在事務所の指導者は，支店，駐在事務所の活動終了書類の誠実性及び正確性につき連帯して責任を負う。
- 4. 活動を終了した支店を有する企業は，支店の各契約を履行し，租税債務を含む各債務を弁済する責任を負い，また，法令の規定に従って，労働者を引き続き使用する又は支店で働いていた労働者の合法的権利利益を十分に解決する責任を負う。
- 5. この条第 2 項に規定する支店の活動終了書類を十分に受領した日から 5 営業日以内に，経営登記機関は，国家企業登記データベース上の支店，駐在事務所の法的状態を更新する。

第 207 条 企業の破産

企業の破産は，破産に関する法令の規定に従って行われる。

第十章 執行

第 208 条 各国家管理機関の責任

- 1. 政府は企業に対する国家管理を統括する。
- 2. 各省，省同等機関は，政府に対し，企業に対する国家管理において割り当てられた任務の遂行につき責任を負う。
- 3. 割り当てられた任務，権限の範囲内で，各省，省同等機関は，各専門機関が，企業の本店がある地の経営登記機関に対して以下の各情報を送付するよう定期的に指導する。
 - a) 経営許可証¹⁴⁵，経営条件充足証明書¹⁴⁶，営業免許¹⁴⁷，企業に発給された営業条件に関する証明書又は承認書及び企業の行政違反行為に対する処罰決定に関する情報
 - b) 企業の活動状況及び企業の税務報告書¹⁴⁸からの納税状況に関する情報
 - c) 国家管理の効果を向上させるための企業の活動状況に関する情報の連携，共有
- 4. 省，中央直轄市の人民委員会は，地方の範囲内において，企業に対する国家管理を実施する。
- 5. 省，中央直轄市の人民委員会は，割り当てられた任務，権限の範囲で，直轄する各専門機関及び県級人民委員会が，企業の本店のある地の経営登記機関に対してこの条第 2 項の規定に従った各情報を送付するよう定期的に指導する責任を負う。

6. 政府はこの条の詳細を定める。

第 209 条 経営登記機関

1. 経営登記機関は以下の任務、権限を有する。
 - a) 法令の規定に従って、企業登記及び企業登記証明書の発給を解決する。
 - b) 国家登記企業登記情報システムの構築、管理について連携し、法令の規定に従って、国家機関、組織及び個人の求めに応じて情報を提供する。
 - c) 必要と認めるときは、企業に対し、この法律の各規定の遵守につき報告を求め、企業の報告義務を履行するよう督促する。
 - d) 企業登記書類の内容に従って、企業を直接検査する又は権限を有する国家機関が検査するよう要請する。
 - d) 企業登記書類の適式性につき責任を負い、企業登記の前後に生じた企業の違反については責任を負わない。
 - e) 法令の規定に従って企業登記に関する各規定の違反を処理し、企業登記証明書を回収し、この法律の規定に従って解散手続を取るよう企業に求める。
 - g) この法律の規定及び関係法令のその他の規定に従って、その他の各任務を遂行し、権限を行使する。
2. 政府は経営登記機関の組織系統を定める。

第 210 条 違反処理

1. この法律の規定に違反した機関、組織、個人は、その違反の性質及び程度に応じ、懲戒処分、行政違反処罰を問われ、損害を与えた場合は賠償しなければならない。個人は、法令の規定に従って、刑事責任を追及されることがある。
2. 政府はこの法律の諸規定に違反する行為に対する行政違反処罰の詳細を定める。

第 211 条 企業登記証明書の回収

1. 企業は以下の各場合において、企業登記証明書を回収される。
 - a) 企業登記書類の申告内容が偽りである。
 - b) 企業がこの法律第 18 条 2 項により企業の設立を禁じられている者により設立された。
 - c) 企業が 1 年間経営活動を停止し、経営登記機関及び税務機関に通知しない。
 - d) 企業が、この法律第 209 条 1 項 c 号の規定に従って、報告書送付期限の日又は書面による要求のあった日から 6 か月以内に、経営登記機関に報告書を送付しない。

- d) 裁判所の決定によるその他の場合
2. 政府は企業登記証明書の回収の手順、手続を定める。

第 212 条 施行効力

1. この法律は 2015 年 7 月 1 日から施行効力を有する。企業法（2005 年 11 月 29 日付け，60/2005/QH11）及び企業法第 170 条を修正，補充する法律（2013 年 6 月 20 日付け，37/2013/QH）は，以下の各場合を除き，この法律が発効した日から施行効力を失う。
 - a) この法律が効力を有するより前に設立された有限責任会社については，出資の期限は会社の定款の定めるところによる。
 - b) 国が定款資本を掌握する各企業は，2017 年 7 月 1 日より前に，この法律第 189 条 2 項及び 3 項の規定を確実に遵守するため，再構成¹⁴⁹を行わなければならない。
 - c) 2015 年 7 月 1 日以前に出資，株式買入を行った国が掌握する株式又は持分を有さない各会社は，この法律第 189 条 2 項の規定に従う必要はないが，相互保有の割合を増やしてはならない。
2. 常時 10 人以上の労働者を使用する経営世帯は，この法律の規定に従って，企業活動の設立登記をしなければならない。小規模経営世帯は，政府の規定に従って経営及び活動登記を行う。
3. この法律の規定に基づき，政府は，国防，治安又は国防，治安との経済結合に直接奉仕する国営企業の管理組織及び活動の詳細を定める。

第 213 条 詳細規定

政府は法律の中で委ねられた各条項の詳細を定める。

この法律は，2014 年 11 月 26 日，ベトナム社会主義共和国国会第 13 期国会第 8 会期において採択された。

国家主席
グエン・シン・フン

¹ 本翻訳は 2014 年 1 月 9 日付けの仮訳である。

² 「有限責任会社」は，原文では“công ty trách nhiệm hữu hạn”である。

³ 「株式会社」は，原文では“công ty cổ phần”である。

⁴ 「合名会社」は，原文では“công ty hợp danh”である。

⁵ 「私人企業」は，原文では“doanh nghiệp tư nhân”である。

⁶ 「設立」は，原文では“thành lập”である。

⁷ 「管理」は，原文では“tổ chức quản lý”である。なお，“tổ chức quản lý”が名詞として使われている箇所では「管理組織」と訳出している。

-
- 8 「再編」は、原文では“tổ chức lại”である。
- 9 「解散」は、原文では“giải thể”である。
- 10 「関係活動」は、原文では“hoạt động có liên quan”である。
- 11 「会社グループ」は、原文では“nhóm công ty”である。
- 12 「専門的法律」は、原文では“luật chuyên ngành”である。
- 13 「外国の個人」は、原文では“cá nhân nước ngoài”である。
- 14 「株主」は、原文では“cổ đông”である。
- 15 「株式」は、原文では“cổ phần”である。
- 16 「発起株主」は、原文では“cổ đông sáng lập”である。
- 17 「普通株式」は、原文では“cổ phần phổ thông”である。
- 18 「配当」は、原文では“cổ tức”である。
- 19 「一人社員有限責任会社」は、原文では“công ty trách nhiệm hữu hạn một thành viên”である。
- 20 「二人以上社員有限責任会社」は、原文では“công ty trách nhiệm hữu hạn hai thành viên trở lên”である。
- 21 「国家企業登記企業登記ポータル」は、原文では“cổng thông tin quốc gia về đăng ký doanh nghiệp”である。
- 22 「国家企業登記企業登記データベース」は、原文では“cơ sở dữ liệu quốc gia về đăng ký doanh nghiệp”である。
- 23 「営業所」は、原文では“trụ sở giao dịch”である。
- 24 「国営企業」は、原文では“doanh nghiệp nhà nước”である。
- 25 「定款資本」は、原文では“vốn điều lệ”である。
- 26 「掌握する」は、原文では“nắm giữ”である。
- 27 「ベトナム企業」は、原文では“doanh nghiệp Việt Nam”である。
- 28 「本店」は、原文では“trụ sở chính”である。
- 29 「恒久的住所」は、原文では“địa chỉ thường trú”である。
- 30 「戸籍」は、原文では“hộ khẩu thường trú”である。
- 31 「事業所」は、原文では“nơi làm việc”である。
- 32 「連絡住所」は、原文では“địa chỉ liên lạc”である。
- 33 「持分又は株式の市場価格」は、原文では“giá thị trường của phần vốn góp hoặc cổ phần”である。
- 34 「専門価格査定組織」は、原文では“tổ chức thẩm định giá chuyên nghiệp”である。
- 35 「企業登記証明書」は、原文では“giấy chứng nhận đăng ký doanh nghiệp”である。
- 36 「出資」は、原文では“góp vốn”である。
- 37 「増資」は、原文では“góp thêm vốn”である。
- 38 「国家企業登記情報システム」は、原文では“Hệ thống thông tin quốc gia về đăng ký doanh nghiệp”である。
- 39 「適式な記録」は、原文では“hồ sơ hợp lệ”である。
- 40 「経営」は、原文では“kinh doanh”である。
- 41 「関係者」は、原文では“người có liên quan”である。
- 42 「親会社」は、原文では“công ty mẹ”である。
- 43 「子会社」は、原文では“công ty con”である。
- 44 「支配する」は、原文では“chi phối”である。
- 45 「配偶者」は、原文では“vợ, chồng”である。
- 46 「父母、養父母」は、原文では“cha, cha nuôi, mẹ, mẹ nuôi”である。
- 47 「実子、養子」は、原文では“con đẻ, con nuôi”である。

-
- 48 「実兄弟姉妹」は、原文では“anh ruột, chị ruột, em ruột”である。
- 49 「義兄弟姉妹」は、原文では“anh rể, em rể, chị dâu, em dâu”である。
- 50 「一手に集める」は、原文では“thâu tóm”である。
- 51 「協同する」は、原文では“cùng phối hợp”である。
- 52 「企業の管理者」は、原文では“người quản lý doanh nghiệp”である。
- 53 「合名社員」は、原文では“thành viên hợp danh”である。
- 54 「社員総会の会長」は、原文では“Chủ tịch Hội đồng thành viên”である。
- 55 「社員総会の構成員」は、原文では“thành viên Hội đồng thành viên”である。
- 56 「会社の会長」は、原文では“Chủ tịch công ty”である。
- 57 「取締役会の会長」は、原文では“chủ tịch Hội đồng quản trị”である。
- 58 「取締役」は、原文では“thành viên Hội đồng quản trị”である。
- 59 「社長」は、原文では“Giám đốc”である。
- 60 「総社長」は、原文では“Tổng Giám đốc”である。
- 61 「企業の発起人」は、原文では“người thành lập doanh nghiệp”である。
- 62 「外国投資家」は、原文では“nhà đầu tư nước ngoài”である。
- 63 「持分」は、原文では“phần vốn góp”である。
- 64 「持分割合」は、原文では“tỷ lệ phần vốn góp”である。
- 65 「公益製品、役務」は、原文では“sản phẩm, dịch vụ công ích”である。
- 66 「会社の社員」は、原文では“thành viên công ty”である。
- 67 「合名会社の社員」は、原文では“thành viên công ty hợp danh”である。
- 68 「出資社員」は、原文では“thành viên góp vốn”である。
- 69 「企業の再編」は、原文では“tổ chức lại doanh nghiệp”である。
- 70 「消滅分割」は、原文では“chia”である。
- 71 「存続分割」は、原文では“tách”である。
- 72 「新設合併」は、原文では“hợp nhất”である。
- 73 「吸収合併」は、原文では“sáp nhập”である。
- 74 「形態の転換」は、原文では“chuyển đổi loại hình”である。
- 75 「外国組織」は、原文では“tổ chức nước ngoài”である。
- 76 「外国投資家の持分、株式保有割合」は、原文では“tỷ lệ sở hữu cổ phần, phần vốn góp của nhà đầu tư nước ngoài”である。
- 77 「議決権付き資本」は、原文では“vốn có quyền biểu quyết”である。
- 78 「社員総会」は、原文では“Hội đồng thành viên”である。
- 79 「株主総会」は、原文では“Đại hội đồng cổ đông”である。
- 80 「額面額」は、原文では“mệnh giá”である。
- 81 「会計及び計算に関する法令」は、原文では“pháp luật về kế toán, thống kê”である。
- 82 この「会社」は、直前の「国が定款資本の 50 パーセントを超える持分又は株式を掌握する会社」を指すと思われる。
- 83 この「他の会社」は、前注の会社が社員等になっている先の会社のことを指すと思われる。
- 84 「幹部、公務員、準公務員」は、原文では“cán bộ, công chức, viên chức”である。それぞれの定義は「幹部、公務員法」(22/2008/QH12)及び「準公務員法」(58/2010/QH12)を参照されたい。
- 85 「引受募集対象株式」は、原文では“cổ phần được quyền chào bán”である。
- 86 「上場会社」は、原文では“công ty niêm yết”である。

- 87 「多数」は、原文では“đa số”である。“đa số”には「過半数」の意味合いもあるが、過半数を示す用語は“đa số quá bán”など他にもあることから、ここでは単に「多数」と訳出した。
- 88 「決議の内容を実現すること」を指す言葉として、この法律では“chấp hành”, “thi hành”及び“thực hiện”の3種類の用語が用いられているが、使い分けの区別が明らかでないため、前二者は「執行」、後者は「実行」と訳出した。
- 89 ベトナムにおける相続順位や親等の数え方は民法及び婚姻家族法を参照されたい。
- 90 「過半数」は、原文では“đa số quá bán”である。
- 91 「企業所得税」は、日本の法人税に相当するものと思われる。
- 92 「定款資本の増額」は、原文では“tăng thêm vốn điều lệ”である。
- 93 「所有者代表機関」は、原文では“cơ quan đại diện chủ sở hữu”である。
- 94 「構成員の企業」は、原文では“doanh nghiệp thành viên”であるが、具体的に何を意味するのかは不明である。
- 95 「直接所有者代表者」は、原文では“người đại diện chủ sở hữu trực tiếp”であり、企業における経営、生産に投資する国家資本の管理、使用に関する法律（69/2014/QH13）に規定される概念である。
- 96 「独立会計監査組織」は、原文では“tổ chức kiểm toán độc lập”である。
- 97 「労働者、準公務員大会」は、原文では“Đại hội công nhân, viên chức”である。
- 98 「利益配当請求権」は、原文では“quyền nhận lợi tức”である。
- 99 「毎年の安定額」は、原文では“mức ổn định hằng năm”であるがその具体的意味内容は不明である。次の文にある「毎年支払われる配当」（“cổ tức được chia hằng năm”）や「固定配当」（“cổ tức cố định”）との異同も文面上は明らかでない。
- 100 「特別配当」は、原文では“cổ tức thưởng”である。
- 101 「帳簿」は、原文では“bút toán ghi sổ”である。
- 102 「証券保管振替センター」は、原文では“Trung tâm lưu ký chứng khoán”である。
- 103 「大衆株式会社」は、原文では“công ty cổ phần đại chúng”である。
- 104 「株式帳簿」は、原文では“sổ sách của cổ phần”である。
- 105 「選択された金融機関」は、原文では“tổ chức tài chính được lựa chọn”である。
- 106 この項の意味内容については研究者の間でも見解が分かれており、証券法に係る政府議定で明確にこの旨が定められている大衆株式会社以外の株式会社については、「過去12か月内において引受募集された種類ごとの株式総数の10パーセント以下の買取りを決定する権利を有する。」と理解する立場も有力とのことである。
- 107 「売却応諾」は原文では“chào bán”であり、「引受募集」と同じ用語が充てられているが、この項では株主側からの行為について使われているため訳文を変えた。
- 108 「独立取締役」は、原文では“thành viên độc lập”であり、財政省通達（121/2012/TT-BTC）にて規定される概念である。
- 109 「会計監査委員会」は、原文では“Ban kiểm toán”である。
- 110 「相当する情報」は、原文では“thông tin tương đương”であるが、具体的にどのような情報であるかは不明である。
- 111 「執行取締役」は、原文では“thành viên điều hành của Hội đồng quản trị”である。
- 112 原文ママで訳出したが、「取締役会の会長」とすべき箇所であろうと思われる。
- 113 「定款に定める数の3分の1を超えて減少した」は減少幅に着目した表現であり、すなわち「定款に定める数の3分の2未満に減少した」と同義である。
- 114 原文ママで訳出したが、「提訴者」とすべき箇所であろうと思われる。
- 115 「結論書」は、原文では“kết luận”である。

-
- 116 「脱退」は、原文では“rút khỏi”である。
- 117 「預入及び引出」は、原文では“gửi và rút tiền”である。
- 118 「処分」は、原文では“định đoạt”である。
- 119 「経済グループ」は、原文では“tập đoàn kinh tế”である。
- 120 「総会社」は、原文では“tổng công ty”である。経済グループとの相違点はこの法律の中では規定されていない。
- 121 「適用条件」は、原文では“điều kiện áp dụng”である。
- 122 「経営慣例」は、原文では“thông lệ kinh doanh”である。
- 123 「変更」は、原文では“chuyển đổi”である。
- 124 「存在を終える」は、原文では“chấm dứt tồn tại”である。
- 125 原文に脱字あり（“công bị chia”でなく“công ty bị chia”のはず。）。
- 126 「既存会社」は、原文では“công ty hiện”である。
- 127 「市場占有率」は、原文では“thị phần”である。
- 128 「法的代表者」は、原文では“đại diện hợp pháp”である。
- 129 この号については、文意が通るように訳出することは不可能である。研究者の間では、「最低数」については第 110 条 1 項 b 号の規定を、「期限」については第 201 条 1 項 c 号を指すものと解した上で、株式会社は同号に定める期間経過後も当然に解散するのではなく一人社員有限責任会社へ転換する余地を認める条文と解されているようであるが、法文上の表現は明らかに舌足らずである。立法上の過誤ともいい得るところであり、本来の立法趣旨の探求を含めた今後の研究が待たれる。
- 130 「手形割引金」は、原文では“dòng tiền chiết khấu”である。
- 131 原文のこの箇所に誤記（不要な言葉の重複）あり。
- 132 「経営再開」は、原文では“tiếp tục kinh doanh”である。
- 133 原文を直訳すると、この項の主語は「この条第 1 項 d 号に規定する関係管理者及び企業は」となる。文脈に照らして「解散の場合、」という文言を補ったが、単に参照する条文を誤っただけという可能性も完全には否定できない。
- 134 「未返済財務義務」は、原文では“nghĩa vụ tài chính chưa thanh toán”である。
- 135 「発行」は、原文では“đăng tải”である。
- 136 「退職手当」は、原文では“trợ cấp thôi việc”である。
- 137 「集団労働協約」は、原文では“thỏa ước lao động tập thể”である。
- 138 「解散申請書」は、原文では“đề nghị giải thể”である。
- 139 「関係当事者」は、原文では“bên có liên quan”である。
- 140 「発行」は、原文では“đăng báo”である。
- 141 「諸帰結」は、原文では“những hệ quả”である。
- 142 「隠匿」は、原文では“cất giấu”である。
- 143 「分散」は、原文では“tẩu tán”である。
- 144 「債務返済請求権」は、原文では“quyền đòi nợ”である。
- 145 「経営許可証」は、原文では“giấy phép kinh doanh”である。
- 146 「経営条件充足証明書」は、原文では“giấy chứng nhận đủ điều kiện kinh doanh”である。
- 147 「営業免許」は、原文では“chứng chỉ hành nghề”である。
- 148 「税務報告書」は、原文では“báo cáo thuế”である。
- 149 「再構成」は、原文では“tái cơ cấu”である。